

史跡津和野城跡保存管理計画書

平成24年(2012)3月

島根県津和野町



史跡津和野城跡と旧城下町



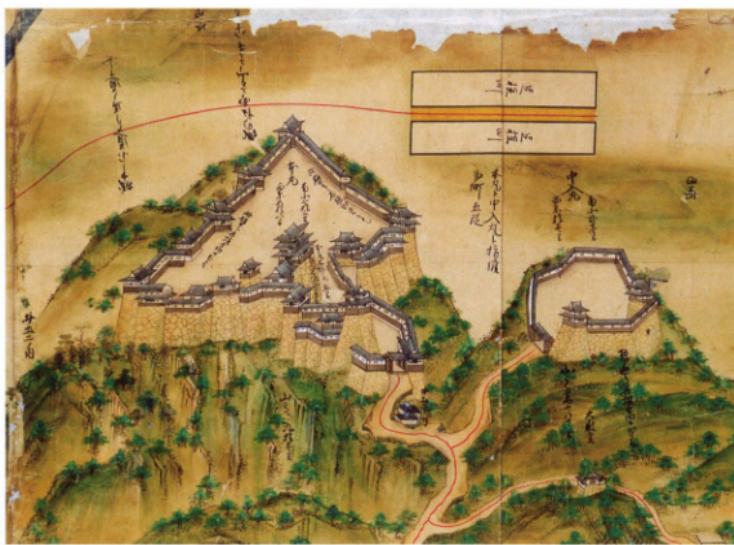
津和野城跡の本城の郭群　頂部が三十間台



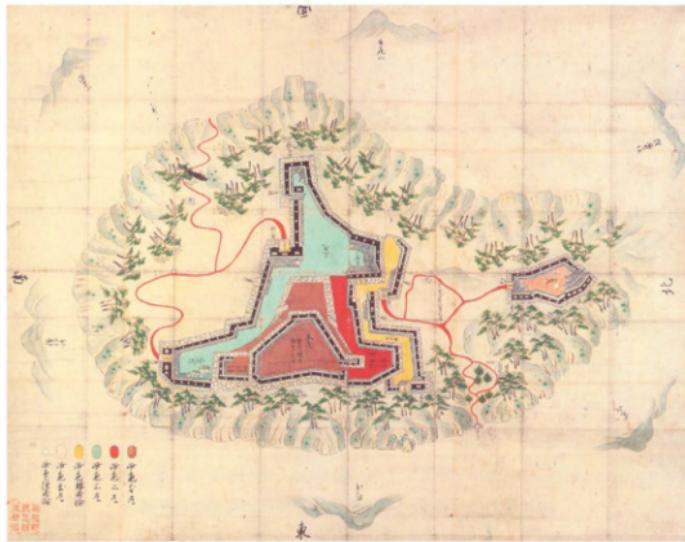
太鼓丸の石垣（慶長・元和期）



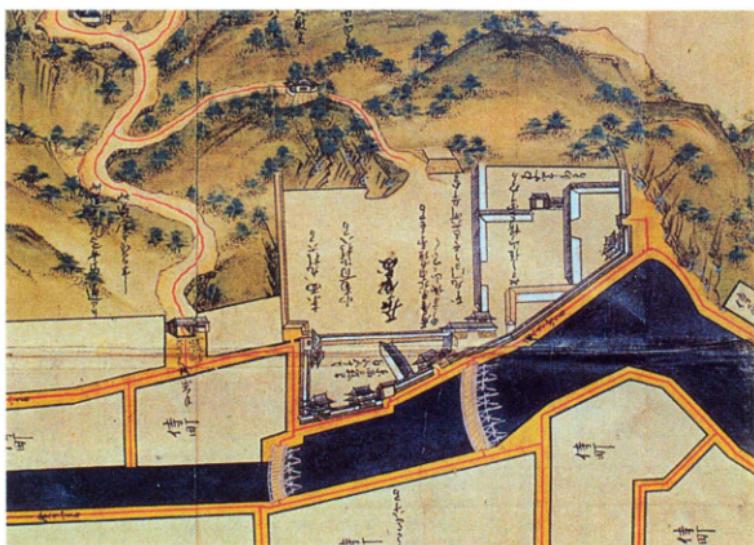
三十間台と天守台とに挟まれた石垣（慶长期）



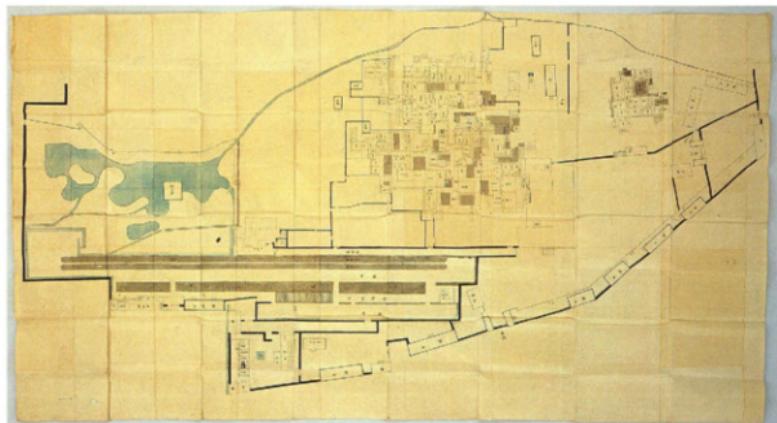
石見国津和野城下絵図（正保年間） 国立公文書館蔵



津和野城絵図（明治4年） 津和野町教育委員会所蔵



石見国津和野城下絵図（正保年間）国立公文書館蔵



津和野元藩庁地図（年代不明） 津和野町郷土館所蔵

序

津和野城の歴史は古く、弘安5年（1282）の元寇の役後、海岸防備のために能登から石見に入部した吉見頼行によって築城されました。以来、吉見氏14代、坂崎氏1代、亀井氏11代と受け継がれながら、明治になって城郭としての役割を終えるまで長い間居城として使用された全国的にも数少ない山城のひとつです。

津和野城は昭和17年（1942）に近世山城の石垣周辺部が国の史跡に指定され、以後昭和47年（1972）にはリフト南側全域が、また、平成19年（2007）にはリフト北側から蕪坂峠までの中世山城部および藩邸跡が追加指定され、約15haという広大な範囲が保護の対象となっています。

今後、この史跡を後世に引き継いでいくことは、現在に生きる私たちの責務であります。しかし、史跡を取り巻く環境は日々変化しており、行政だけでなく、地域住民や関係機関の協力が不可欠です。

そこで、このたびこの史跡の歴史的価値を明らかにするとともに、保存管理の基本的な考え方や取り扱いの方法、さらには整備・活用についての基本計画について、保存管理計画策定委員会を設置してとりまとめました。策定委員には学識経験者や地元関係者などで構成され、3回にわたり多角的な視点からご意見をいただいております。ここにその成果を『史跡津和野城跡保存管理計画書』として発刊することとなりました。これからはこの計画に基づき適切に保存、管理を行ってまいりたい考えです。

最後になりましたが、この計画策定に対しご指導を賜りました文化庁、島根県教育委員会、策定委員会の諸先生方、並びにご協力をいただきました多くの関係者の皆様に対し厚くお礼を申し上げます。

平成24年3月20日

津和野町長 下森博之

例　言

- 「史跡津和野城跡保存管理計画書」（以下、本計画書）は、島根県鹿足郡津和野町に所在する国指定史跡津和野城跡の保存管理計画書である。本計画書は、平成 23 年度に文化庁の補助を受けて津和野町教育委員会が策定したものである。
- 本計画書は、文化庁、島根県教育委員会文化財課の指導・助言を受けるとともに、「史跡津和野城跡保存管理計画策定委員会」を設置し、委員の協議によって検討されたものを津和野町教育委員会が事務局となって取りまとめたものである。委員会の構成は次の通りである。（敬称略。肩書は当時。）

委員長	三浦　正幸（広島大学大学院教授）
副委員長	松島　弘（津和野町文化財保護審議会長）
委員	岡田　忠良（津和野の自然と歴史を守る会長） 北垣聰一郎（石川県金沢城調査研究所所長） 小野　正敏（人間文化研究機構理事）
指導・助言	山下信一郎（文化庁記念物課調査官） 今岡　一三（島根県教育委員会文化財課）
事務局	斎藤　誠（津和野町教育委員会教育長）※平成 23 年 12 月 5 日まで 本山　史子（　　〃　　）※平成 24 年 3 月 1 日から 世良　清美（　　〃　　次長） 斎藤　道夫（　　〃　　次長補佐） 中井　将胤（　　〃　　文化財係長） 米本　潔（　　〃　　文化振興係長） 宮田　健一（　　〃　　主幹）
コンサルタント	山下　和也（（株）地域計画工房取締役）

- 本書の編集は津和野町教育委員会が行った。
- 本文中に掲載されている地図、図面、写真などは、津和野町が平成 19 年度に作成した（1/1,000）津和野城跡平面図、並びに津和野町が平成 20 年度作成した津和野町都市計画図（1/2,500）を使用した。

～目 次～

序 例言

第1章 序説	1
1 計画策定の背景と目的	2
2 計画の役割と位置づけ	3
(1) 本計画の役割・位置づけと上位計画・関連計画	3
(2) 関連文化財群・歴史文化保存活用区域と津和野城跡一帯の位置づけ	4
3 計画策定区域	6
第2章 津和野町の概要と文化財	7
1 津和野町の位置・交通条件	8
2 津和野町の自然	9
(1) 地形	9
(2) 気候	10
3 津和野町の歴史	11
4 津和野町の文化財の状況	15
(1) 指定・登録文化財	15
(2) 未指定・未登録文化財	18
(3) 住民の文化財（津和野城跡）に関する意識	19
第3章 史跡津和野城跡の概要と課題	21
1 史跡指定の状況	22
(1) 史跡指定・追加指定に至る経緯	22
(2) 史跡指定の概要	23
2 史跡指定地の土地利用と自然環境	25
(1) 史跡指定地の土地の状況	25
(2) 土地利用関係の法適用	25
(3) 自然環境	26
3 歴史環境	29
(1) 津和野城の歴史	29
(2) 津和野城跡の構成	34
(3) 遺構等の状況	38
4 施設整備の状況	55
(1) 動線の状況	55
(2) サインの整備状況	58
(3) 休憩・便益・管理施設の整備状況	59
5 景観条件	60
6 津和野城跡の保存・活用の課題	62

第4章 史跡津和野城跡の保存・管理――	65
1 保存・管理の基本的な考え方	66
2 史跡及び周辺環境を構成する諸要素と区域の設定	67
(1) 史跡及び周辺環境を構成する諸要素	67
(2) 区域の設定	69
3 保存・管理の方法	72
(1) 保存・管理の手法と内容	72
(2) 区域別保存・管理の内容	76
4 現状変更等の取扱方針及び取扱基準	84
(1) 現状変更等の内容と許可	84
(2) 現状変更等の取扱方針と基準	86
5 史跡周辺の環境の保全・形成の基本方針	94
第5章 史跡津和野城跡の整備・活用――	97
1 整備・活用の基本的な考え方	98
2 整備・活用の取組内容	100
(1) 整備・活用の取組の全体像	100
(2) 先導的なプロジェクトと重点事業	102
第6章 管理・運営の体制づくりと施策の展開――	109
1 津和野城跡の管理・運営の体制づくり	110
2 津和野城跡の保存・活用に関わる運営方向	112
3 施策の展開方向	113
資料編――	115
資料1：計画策定の経過と体制	116
(1) 計画策定の経過	116
(2) 委員会の設置	118
○津和野城跡保存管理計画策定委員会設置要綱	
○津和野城跡保存管理計画策定委員会の構成	
資料2：津和野城跡及びその周辺の文化財	120
資料3：津和野城周辺の陣城について	122
資料4：関連法令等	125
(1) 文化財保護法	125
(2) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則	126
(3) 文化財保護法施行令	126
(4) 文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準	128

第1章 序說

1 計画策定の背景と目的

津和野城は、弘安5年(1282)、元寇の役後の海岸防備のために、能登から石見に入部した吉見頼行による築城をはじまりとする山城であり、吉見氏14代・坂崎氏1代・亀井氏11代と受け継がれながら、中世・近世と長い間居城として使用された歴史を持つ。

また、比高200mに及ぶ本丸などには壮大な石垣が遺存するとともに、東側山麓部には、藩邸(居館)跡や城下町遺跡が存在し、城下町の名残をとどめる地割りも引き継がれ、歴史的な街並みを構成している。そこからはランドマークとしても城跡の石垣などを望むことができ、両者が一体となって、往時の歴史文化を追体験できる存在となっている。

津和野城跡の文化財的な特色・価値をまとめると、次の点が指摘できる。

- 1 我が国において数少ない近世の山城跡である。
- 2 山麓に藩邸跡(津和野藩御殿跡)が残っている。
- 3 山城の居館を構成していた櫓(馬場先櫓、物見櫓)が残っているのは、津和野城跡だけである。
- 4 近世山城が中世山城の上に築かれており、両方を複合的にみることができる。

まちのシンボルでもある津和野城跡は、昭和17年(1942)に国の史跡に指定され、さらに昭和47年及び平成19年には追加指定を受け、今日に至っている。

その間、山城部にはリフトや中国自然歩道が整備されるとともに、園路の修繕やサインの設置などを通じて、歴史学習や憩いの場、観光資源として十分に活用されている。また、藩邸跡は伝染病院、県立中学校、県立津和野高校グラウンドへと利用の形態を変化させてはいるが、地割および地下遺構について、当時の姿を良好に残している。

平成9年(1997)に発生した山口県北部地震などで山頂部の石垣の一部が崩壊し、その後、ネットによる保護をはじめ安全対策などを講じてきたが、活用面において具体的に整備を検討しなければならない状況になっている。加えて、サインや安全柵の老朽化がみられるなど、史跡の活用に向けた体系的な整備が求められている。

また、本丸や出丸などの近世城郭においては、石垣の他にも建物跡などの存在を一部窺い知ることができるが、その保存対策や活用について検討する必要がある。さらに、史跡指定地や城下町周辺においては、中世城郭等に関わる遺構が存在するとともに、その調査は部分的な範囲にとどまっている。

津和野町では、平成14年度に津和野城跡の基本構想を、平成15年度には整備基本計画を策定し、これらに基づき史跡の保護を計画的に行ってきました。平成19年には、北側の中世城郭群と東側山麓部の近世の津和野藩御殿跡など約60haの追加指定を行うとともに、平成20年度には民有地の買上げを行っている。

こうした151haにおける広大な津和野城跡の保存・活用について、今後具体的な取り組みを進めていかねばならないが、その観点を大きく整理すると次のようになる。

- 短期的・緊急的な対応、さらには中・長期の取り組みとして、石垣をどのように整備していくか。
- 近世城郭としての山城跡の保存・活用に、どのように取り組んでいくか。
- 山麓部の藩邸跡の保存・活用に、どのように取り組んでいくか。
- 中世城郭を含めた山城跡の全体像の把握や保存・活用に、どのように取り組んでいくか。
- 津和野城跡と城下町遺跡等を合わせた文化財の保存・活用やまちづくりに、どのように取り組んでいくか。
- その他、津和野城跡に関わる文化財の把握と保存・活用に、どのように取り組んでいくか。

これらの観点を踏まえ、津和野城跡の特色を生かしながら、貴重な城跡を将来にわたって適切に保存し次世代へと確実に継承していくため、保存管理計画を策定するものである。

2 計画の役割と位置づけ

(1) 本計画の役割・位置づけと上位計画・関連計画

本計画は、史跡津和野城跡を適切に保存・管理していくための計画（基本的な役割）であり、骨格となる内容（個別の役割）は下記の3つである。

- 保存・管理
- 整備・活用
- 運営・体制

こうした計画内容を検討するにあたっては、行政全体における最上位計画である第1次津和野町総合振興計画、平成22年度に策定した津和野町の文化財保護行政の最上位の計画として位置づける津和野町歴史文化基本構想さらには津和野町教育ビジョンと整合・連携を図る。

また、関連する津和野町景観計画や各種文化財に関わる計画等、及びその他関連計画や法制度と整合・連携させながら策定し、実効性のある計画を目指す。

さらに、文化財の保護においては、住民の理解と協力、参加が不可欠であることから、協働のまちづくりを推進する方向で計画内容を検討する。

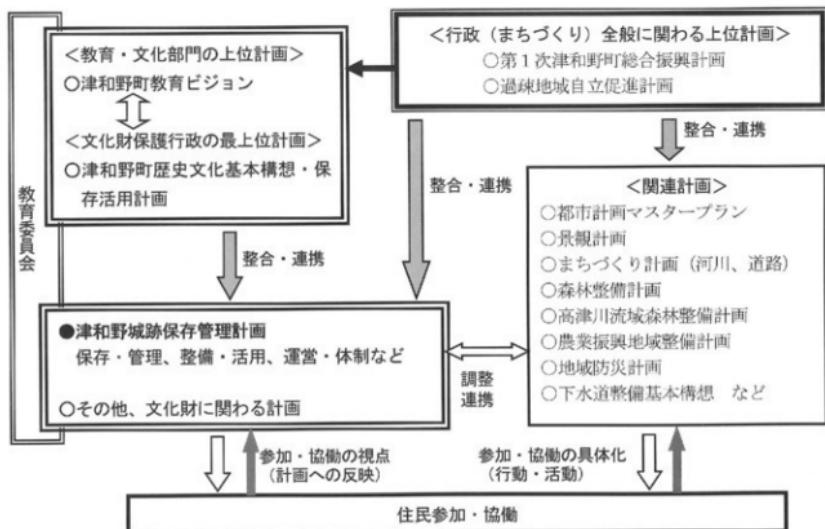


図1-1 津和野城跡保存管理計画と上位計画・関連計画

(2) 関連文化財群・歴史文化保存活用区域と津和野城跡一帯の位置づけ

文化財総合的把握モデル事業において策定した津和野町歴史文化基本構想・保存活用計画においては、新たな視点である関連文化財群及び歴史文化保存活用区域についても設定しており、それぞれの概況と津和野城跡一帯の位置づけを整理する。

① 関連文化財群と津和野城跡一帯

津和野町においては、10の関連文化財群を設定し、そのうち「城下町の史跡と文化」については、さらに5つの狭義の関連文化財群を設定している。

このうち、津和野城跡一帯に関わる中心的な関連文化財群は、以下のように多岐にわたる。

- 藩校養老館と多彩な人材の輩出
- 城下町の史跡と文化：城下町史跡群、小京都文化の伝統行事、花まつりと仏教文化、城下町の水文化、維新の中のキリスト教の歴史と文化
- 中世・近世の山城群
- 街道・舟運の文化と遺産
- 建造物が語る歴史と文化
- 縄文から現代に至るまでのたゆまない営み～連続と続く津和野の歴史と文化～

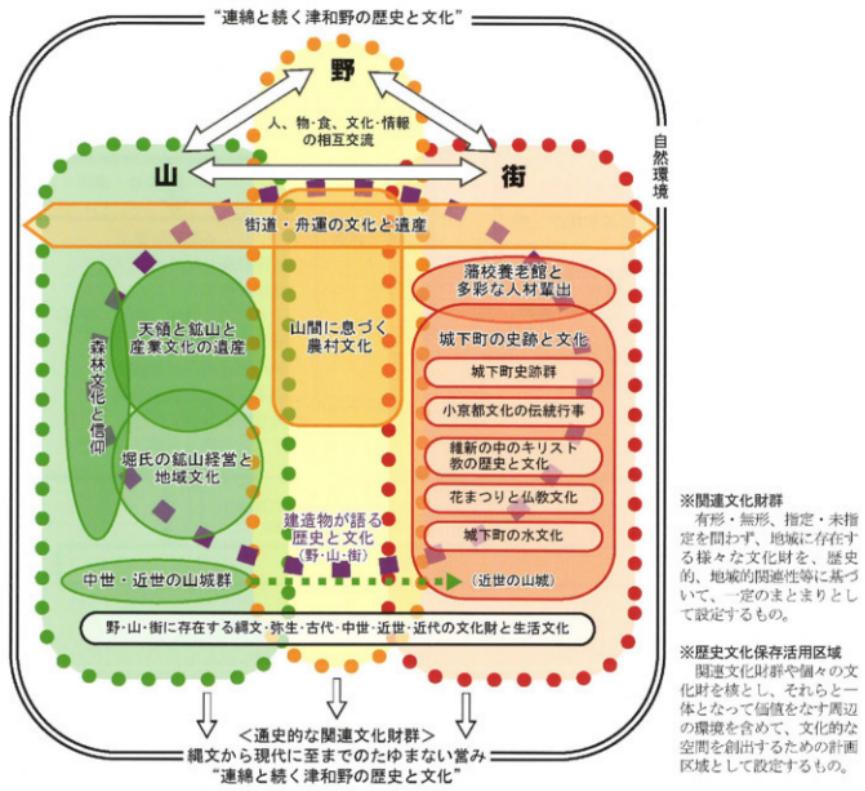


図1-2 関連文化財群のテーマと構成

② 歴史文化保存活用区域と津和野城跡一帯

津和野町においては、10 の歴史文化保存活用区域を設定し、そのうち「青野山一帯の自然と農と暮らしの文化」については、その中にさらに2つの区域を設定している。

このうち、津和野城跡一帯を包含する歴史文化保存活用区域は、「津和野城、城下町遺跡とその街並み」であり、キーワードは“街”である。

また、関連性の強い区域として、城下町と一体的な景観を育んでいる青野山を含む「青野山一帯の自然と農と暮らしの文化」とし、両者のキーワードとして「街・野」とし、ている。

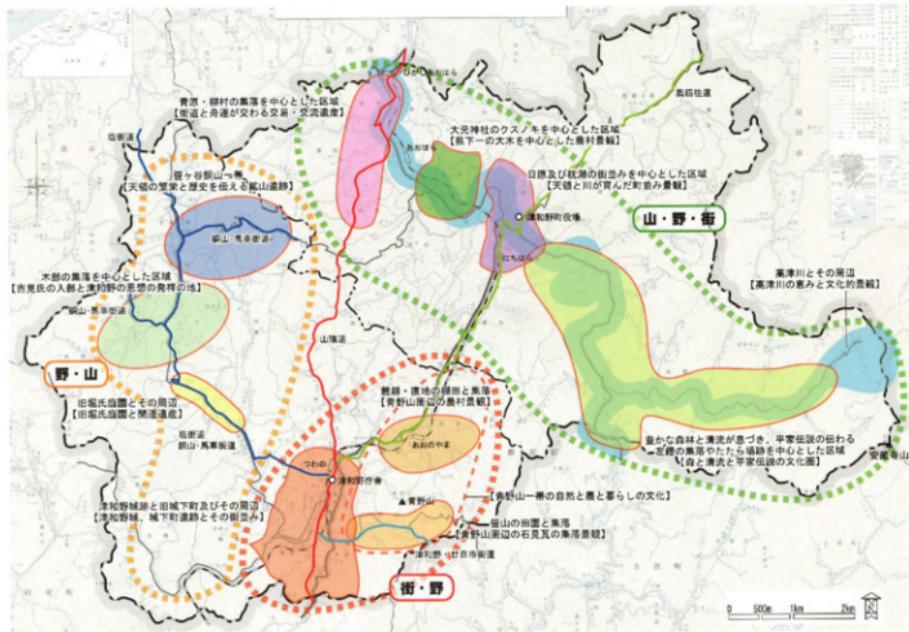


図1-3 津和野町における歴史文化保存活用区域

3 計画策定区域

本計画の重点となる対象区域は、史跡指定地であり、現在の指定地約 151ha（昭和 17 年史跡指定、昭和 47 年追加指定、平成 19 年追加指定）に加え、追加指定予定地も含むこととする。

また、史跡指定地及びその予定地と隣接し、史跡と一体的となって価値をなす周辺環境を保全または調和させることを意図する区域を、関連計画区域とする。

本計画の策定区域は、上記の史跡指定地・追加指定予定地及び関連計画区域とする。

なお、関連計画区域については、景観的な関連性のある範囲、つながりを持って保存・活用を意図する文化財、環境及び景観の保全に関わる法制度など、箇所・範囲はそれぞれによって異なるとともに、担当部署も複数にわたる。したがって、本計画では、取組の方向づけやモデル的な取組の提示などを行い、具体化に向けては部門間・施策間の連携を図りながら、個別・具体に対応する。

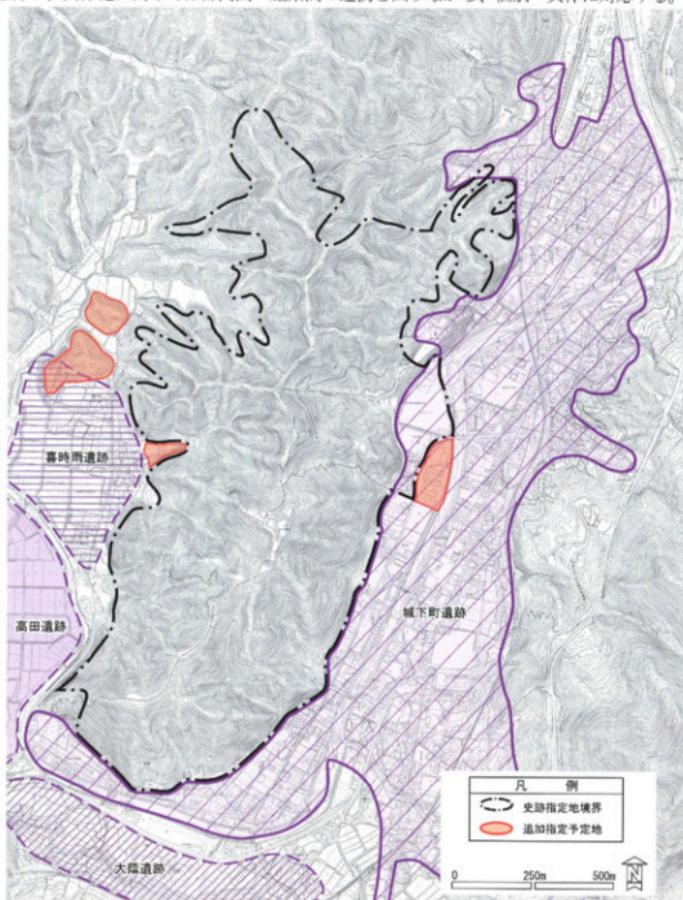


図1-4 史跡津和野城跡の史跡指定地と追加指定予定地

第2章 津和野町の概要と文化財

1 津和野町の位置・交通条件

津和野町は、島根県の最西端に位置し、町域の北及び東側は益田市、南側は吉賀町、北西及び南西側は山口県の萩市及び山口市に接している。

主要都市との位置関係を距離(道路)でみると、島根県の県庁所在地・松江市からは約190km、広島市からは約130km、山口市からは約60kmの距離にある。

広域的な交通条件をみると、国道9号及び187号、主要地方道津和野田万川線、主要地方道萩津和野線などが走っている。

また、JR山口線が通り、北から東青原、青原、日原、青野山、津和野の各駅がある。

さらに、南の吉賀町にある中国自動車道・六日市ICが約30km、北の益田市にある萩・石見空港が約25kmの距離にある。

津和野城跡についてみると、津和野町の中でも西側にあり、歴史的な街並みと隣接するとともに、山口県との県境とは直線距離で最短約2kmに位置する山城跡である。



図2-1 津和野町の位置と交通条件

2 津和野町の自然

(1) 地形

津和野町は、中国山地の北面に位置し、山地部を中心とした中で、高津川[※]やその支流に沿って数多くの小規模な平地が形づくられ、典型的な中山間地域となっている。

町域の南東側には、島根県（県境以外）で一番標高の高い安藏寺山（1,263m）をはじめ、燕岳（1,079m）、香仙原（1,056m）といった千メートル級の山々が連なり、一部高津川などでとぎれるものの、そこから緩やかに下る形で、町域を囲んで稜線が連なる。また、独立峰である青野山（908m）が特徴的な姿で町域の南側に位置し、ランドマークにもなっている。

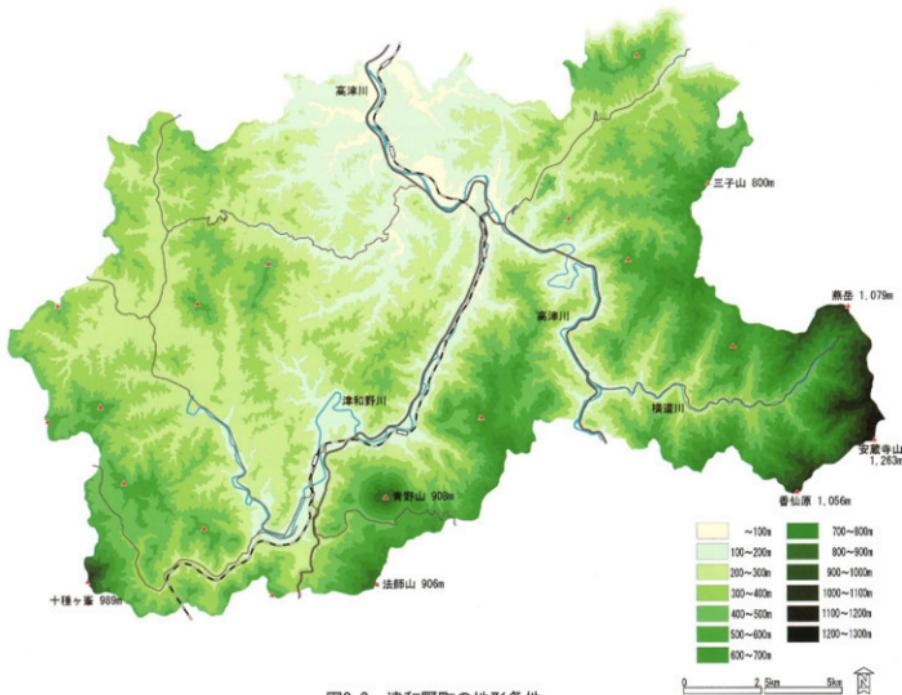


図2-2 津和野町の地形条件

※ 高津川

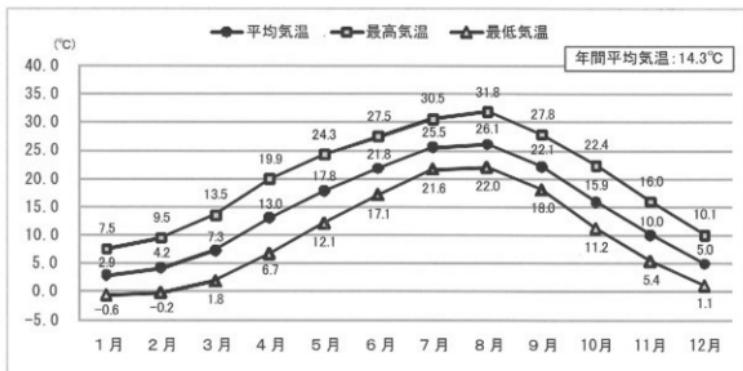
島根県西部を流れる一級河川高津川水系の河川で、延長約81km。一級河川で唯一、支流を含めてダムが一切ない。日本有数の水質を誇り、平成18(2006)年、平成19(2007)年、平成23(2011)年に、一級河川の水質日本一（国土交通省）となる。

(2) 気候

津和野町の気候は、日本海沿岸と中国山地の内陸部の両方の特性を備えている。

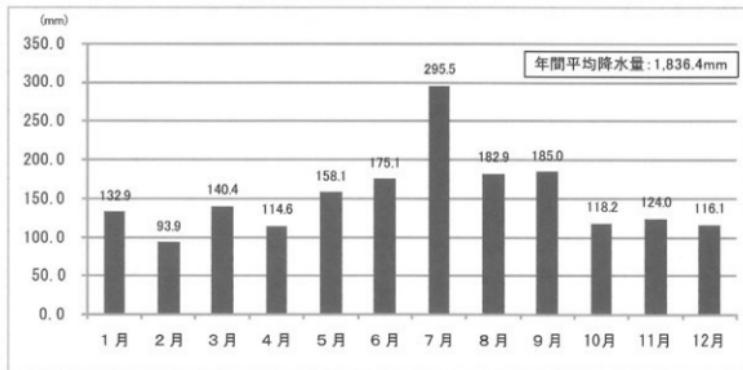
年間平均降水量は約 1,836 mm（最近 10 年間の平均）となり、瀬戸内や太平洋側と比べて多く、冬期には降雪もある。

気温は、沿岸部と中国山地の稜線（県境）付近などの中間的な値になっており、年間平均気温は 14.3°C（最近 10 年間の平均）となっている。



資料：気象庁ホームページ（津和野）

※10年間（平成12年～平成21年）の平均値



資料：気象庁ホームページ（津和野）

※10年間（平成12年～平成21年）の平均値

図2-3 津和野町の気候

3 津和野町の歴史

(1) 古代

津和野は、かつて山^{つち}路^{じゆ}の生い茂る野であった。地名のいわれである。

人々は縄文早期 8000 年前から当地に住みついた。

646 年、大化の改新により行政機構も整備され、大宝律令制定(701)により古代国家は完成をみた。

国郡里(のち郷)制により、津和野地方(旧津和野町、旧日原町)の開発も進み、「能濃郷」^{ののこう}となった。承和 10 年(843)、吉賀郷とともに美濃郡より独立し、石見國鹿足(『延喜式』鹿足、『和名類聚鈔』は鹿足、加之阿之)郡「能濃郷」^{かななし}となった。

(2) 中世

① 吉見時代(1282-1600 14代319年)

この津和野の地方は、すでに地頭代をつとめる左兵衛尉時次があつたが、本格的に開けたのは、元の内々来襲が予測され、山陰沿岸防備のため関東武士の吉見頼行が、能登より当地に下り木曾野に館をかまえた弘安 5 年(1282)年以降である。

吉見氏は永仁 3 年(1295)、津和野靈龜^{れいき}山(367m)の南方の脈を削定し、中荒之城を築き、これをさらに拡張し靈龜山頂を本丸とし、2 代頼直の代まで、約 30 年かけて一本松城(のちに三本松城)を完成させた。吉見氏 11 代、吉見正頼は、中国地方の有力守護大名として、さらに戦国の世を迎えていた、大内義隆の姉、大宮姫を正室に迎えた。義隆は第一家老陶晴賢の謀叛により自死し、戦国の世、義兄の吉見正頼は、陶氏に三本松城を攻められた。天文の役である。城山の全山八十八カ所に掘られた堅堀、堀切の空壕と名将の指揮により、104 日間の築城に耐え講和した。

国の重要無形民俗文化財に指定された、夏の津和野の風物詩である弥栄神社の疫病除けの神事「蠶舞」は、正頼の時代より始まった。

慶長五年(1600)、西軍の総大将、毛利氏の重臣であった吉見氏は、關が原の戦いに敗れ、毛利氏と共に萩へ退転した。14 代、319 年間の吉見氏の治世であった。領地は一時幕府の直轄地として大森銀山奉行の支配を受ける。直接、津和野城および城下を預かったのは、吉見氏の遺臣で上着した堀平吉^{ほりひらよし}であった。幕府は、これより後も規津利野町のうち日原、中小屋、石力谷、十王堂、畠追の領地を五力所村(間歩口村)^{まほくむら}として、幕府の直轄地として大森銀山領の代官の支配下においていた。幕府は、銅山師、壇藤十郎を五力所取締役とした。旧堀氏庭園は、平成 17 年国の名勝に指定され、平成 22 年度に修復を終わる。庭園の白壁に映る紅葉を観るために全国から観光客が訪れる。

(3) 近世

② 坂崎時代(1601-1618 1代16年)

慶長 6 年(1601)10 月頃、坂崎出羽守成正(直盛)が備前富山城主から、三万石の津和野城(三本松城)城主として入城した。坂崎氏は、城の出丸、織部丸を石垣で築いた。城の土居は石垣にかえ、城の強化をはかった。町の整備にも力を尽し、大火の多い町に防火用水のための側溝を町中に掘りめぐらした。蚊の幼虫ボウフラの発生を防ぐため溝に鯉を放った。今日津和野町が「鯉の町」といわれるゆえんである。

成正は元和元年(1615)、大坂夏の陣で、城を落ちのびる途中の豊臣秀頼の正室、千姫を家康の隣まで護送した。千姫再嫁の仲介を家康より頼まれるが、千姫は拒否、間もなく本多忠刻へ再嫁が決まり、面目をつぶされた成正は千姫の奥を奪わんとして、江戸の屋敷に籠るが、幕府大目付で親友の柳生宗矩の諫めにより自死した。坂崎の治政はわずか 16 年間であったが、名主、澄川与助を抜擢し、豈後よ

より楮苗五万本を購入し移植させた。苗の活着の成果は直に成就をみなかつたが、次の代の津和野藩の経済を支える基礎をつくった功労者である。

津和野藩へお預けとなっていた元横手城主(出羽国仙石)の小野寺遠江守義道に養女を与えるなど、企画家であると共に温情の人でもあった。町では50年毎に墓のある曹洞宗永明寺で法会を営んでいる。近くは平成17年に行われた。

③ 龜井時代(1617-1871 11代255年)

この後、元和3年(1617)新に因州(鳥取、鹿野町)鹿野城主、龜井氏2代、政矩が津和野町四方三千石の城主として入城した。龜井氏初代新一郎は、鹿野に没したが、山陰を拠点に、九州の諸大名に亘して、東南アジアとの朱印船貿易に活躍した。領内の河川治水など、土木工事、鉱山開発でも名をのこしている。津和野藩の行財政の確立は、津和野龜井氏初代 政矩(治政3年)、2代 茂政(同 61年)、3代 茂親の代はじめまでに一応の完成をみた。3代にわたる藩主を執政として補佐したのが、家老、多胡真清、次男 主水真益、三男 土水真武、西男 外記真蔭である。当職となった真益は領民総動員の開墾事業で、青野山麓の急斜地を開墾、耕して天に至る情景は「主水島」と呼ばれた。他に沼原の7町3反の干拓事業、高津越え湖の20町歩の干拓を完成させた。

●石見半紙の生産で15万石の収益

農民の借銀、借米を帳消しにし製紙業に力を入れ、坂崎氏が試みた楮苗の植え付けを定着させた。万治元年(1658)、大坂売扱高半紙六千八丸に上り、奉書紙、杉原紙など文書に用いられる高級紙など、その品質の上質さから、「石州半紙(石見半紙)」として、大坂市場で評価を高めた。真益の殖産興業の実績は広く全国的に知られ、江戸中期の儒者で現実に即した経世論を説いた太宰春台は「津和野侯ノ大夫ガ多胡子半紙ヲ造リ、國ヲ富シタルガ如キ、地力ヲ尽セリト云フベキモノナリ!」『経済錄』「石州ノ津和野侯ハ四万石ノ祿ナルガ板紙ヲ造出シテ、是ヲ占テ売ル故ニ、十五万石ノ祿ニ比ス」『経済錄拾遺』として、その政策を激賞している。

主水真武の代、藩の余剰金銀二千四百石四十七貫、米五千三百五十八石の蓄財となった。儒学者、荻生徂徠は、その著『政談』において「危井隱岐守(茲親)ガ家老(真武)ノ料簡ニテ石見ニ木ノ曲リ多キヲ考へ、鞍打(鞍作の職人)ヲ招ヨセ、鞍ヲ打セ、夫ヨリ津和野ヨリ鞍出来ル。隱岐守諸方ヘ音信ニモ之ヲ用フ」と述べ、真武が「木一草もおろそかにせざ殖産工業に力を尽していることを讃えている。

藩財政の余剰金は幕府の知るところとなつたのか、禁裏(御所)の造営や、中野の犬小屋の普請手代、勅使などの接待役、實に九回、門番、火防役の公役も含め、津和野藩は出費を強いられた。その費用の主なものは、江戸中野村の犬小屋の建築費用(42,400両)、禁裏造営手代費用(35,840両2分)であった。

元禄11年(1698)、龜井茲親は伝奏役の勤めのおり、高家吉良上野介より、侮蔑的な扱いを受け、吉良を討つと激怒した。この間の事情を察した家老、真蔭は一両目待つてほしいと主君に告げ、紺織物や吳国の陶磁器、菓子(源氏巻ともいう)に五百両の黄金金貨を添え吉良邸にいき、「藩主は田舎育ちで作法もよく存ぜぬため、よろしくお引き回しいただきたい」と土産物を差し出した。翌日より上野介の態度は一変し、事なきを得た。江戸時代の儒者 江木 瞳も家老 真蔭に智があると讃えた。

●藩校「養老館」創設

八代、龜井矩賢の代、藩校創設が決せられ 天明5年(1785)大坂より学頭に山口剛斎が招聘された(名、景徳、号 剛斎)朱子学者で闇斎学派に属したが、書、禅、神道、兵学にも通じた。交友関係に性理学(哲学)に通じた久米訂齋、国学にも通じた寛政の三博士、柴野栗山、儒学、国学、神道に通じた服部南郭らがあり、その影響から、万学に通じた剛斎の視野の広い学風は形成され、その後の藩校

の校風に少なからず影響を与えた。矩賢は藩校の校名を孟子の梁惠王上からとり「養老館」と命名し、校舎は翌、天明6年(1786)津和野城下中島北端に建てられた。

養老館で教える儒学は官学の朱子学が中心であった。数学教育にも特色があり、藩士の堀田仁助は幕府天文方に属し、伊能忠敬に先じて北海道全道の基本地図を作成した。数学測量術を津和野の家塾で門下生に教授し、門下の木村俊左衛門は、藩校の数学、測量術の教授となり、桑木才次郎を育てた。才次郎は養老館数学科の教授となり自著の養老館川版『尖円輪通』(微積分)をテキストとして教授した。彼のこの著の付録にはパリ大学の懸賞問題と同じ問題が7年も早く掲載されていた。

●権力の正統制を伝統的權威に求め近代日本民族の結集をはかる

11代、龜井茲監は養老館の改革を行い、嘉永2年(1849)国学者、岡熊臣を国学教授に抜擢、国学科を養老館の中心教学とするとと共に、藩校の学則も制定させた。学則「道は、天皇の天下を治め給う大道にして開闢以来地に墳ちず」として、法でも英雄でもなく神武以来の皇統に日本の國家権力の正統性をもたせた。歐米列強のアジア植民地化、半植民地化の波が日本に押し寄せておりから、日本の民族の近代化と結束の理論を国学と伝統的權威である神權的天皇制に求めた。同年、西洋医学科も設置、『西学入門』(吉本蘭斎教授著、養老館出版)、ベルリン大、フーヘラントの『内治全書』を用いるなど、医学を志す藩外の留学生も受け入れた。

11代藩主、名舟と称された茲監は歐米列強の日本進出の脅威を前に、民族の結集をもとめ、朝廷、幕府へ意見書を上申した。特に情報網を強化、三日にあけず全国各地から飛脚、早馬によって1通5mにも及ぶ報告書を送らせた。府長戦争(長州征討 1864-1865)のおりには、内乱は避けるべしとして情報分析の結果、藩主の強いリーダーシップと国学者福羽美静らの外交交渉により、ついに一発の弾丸も撃たれることなく戦火が避けられた。

なお、「十政復古」の大号令は、養老館国学教授に復帰していた大國隆正の理論「神祇官本義」を隆正の門下生の玉松操によって草稿が書かれたものである。明治初年の政体、2官8省のうち神祇官副知事(次官)には藩主の龜井茲監、神祇官判事には国学者、福羽美静が、書記には加部巣大が就任、神祇官の中枢を津和野藩が占めた。

(4) 近代

●宗教行政の中核に津和野藩

明治新政府は、津和野藩出身の前記の人々を中心に、神道国教化政策を推進した。徳川幕府に継いでキリストンは禁令とした。キリスト教が孤児の収容や、施薬院の設置など信仰と共に民衆の心をつかむ一方、強力な軍事力により、植民地化をはかるなど、アヘン戦争の歴を踏むことを恐れた結果のキリストン禁令という理由もあった。

明治元年から2年にかけ、長崎浦上のキリスト教徒は検挙され、名古屋以西の十万石以上の諸藩へお預けとなつた。四万三千石の津和野藩は、例外的に、お預けになる藩の対象となつた。高松、松山その他の各藩が100名以下の預け人數であったのに対して、津和野藩は153名の最多の人数がお預けとなつた。津和野藩主や津和野藩の国学者らが、神祇官の中核を占め、神道国教化推進の立場にあつたからである。お預かり所の旧光琳寺跡には「乙女峠マリア聖堂」が建ち、今日では国際的に著名な場所になつてゐる。

明治天皇即位式は、新式制定を津和野藩主、龜井茲監や藩の国学者らが政府から任命され、その新式で挙行された。

●斯界の先哲を輩出

養老館儒学科教官であった西周あさわは「永の暇」をもらい、やがてオランダへ留学、帰国後、国際法

「万国公法」の翻訳や将軍徳川慶喜のブレーンとして、「議題草案」を書き、二院制の確立を答申した。わが国最初の憲法といわれる。維新後は沿岸兵学校(徳川家兵学校)頭取(校長)となり、やがて新政府と徳川家の命により、兵部省に上り、軍人のモラルの確立や軍事制度、諸規則の制定に携る一方、哲学による万学の統一をといた『百一新論』『百学連環』などの著書や私塾での講義により西洋哲学を紹介すると共に、西周独自の近代的哲学体系の確立を試みた。西周は明六社にも属し機関紙『明六雑誌』に多くの論文を発表、日本人の精神の近代化を啓発した。日本近代哲学の祖とされる。

津和野藩の奨学制度である「貢進生制度」によって、大学南校(東大理学部)に進んだ養老館出身の小藤文次郎は、日本地質学の祖とされ、後の地震説と「濃尾大地震」の断層写真は世界の教科書に紹介され、先の阪神淡路の大地震のおりの北淡町にある震災記念館には、今日でも小藤の写真と共に根尾谷断層^{やねだにけいわ}写真や地震説がパネルに掲載紹介されている。同じく養老館に学んだ山辺丈夫は、西周の塾やイギリスに学び、日本近代化の要請を受け紡績業を一職からたたきあげて学び取り、帰國後、大阪紡績を興し、のち社長となり、それまで輸入七割の織物製品を、逆に七割を輸出するまでに成長させた。わが国近代紡績業の父とよばれる。なお斯界の祖とか父とかの命名は当時の学界によって付けられたものである。

●全国諸藩に先がけ版籍奉還

日本を強大な中央集権国家として、対外政策に当ることを目的に、全国諸藩に先がけて津和野藩は版籍を奉還し、浜田権に合併、養老館も廃校となった。養老館出身者には、前記の他、北海道帝国大学総長、高岡熊雄、島根県出身者ではじめて島根県知事となった高岡直吉らがあった。

文豪森鷗外は、養老館最後の在校生で2年間養老館に通った。その2年間は学年一番の優等生として賞を得ている。森鷗外は、「キタ・セクスアリス」「サフラン」「なかじきり」「本家・分家」など、10歳までを過ごした津和野の情景や思い出を作品に多く書きのこしている。文学博士、軍医總監として大成したのみならず近代日本の文豪として名をのこした。その多忙の中、森鷗外は津和野奨学会理事長として後身の育成にも尽力した。

●教育立町を宣言

廃藩後、望月幸雄津和野町長は教育立町を宣言、養老館跡に郡立高等女学校を創設、やがて県立へ移管した。森鷗外は、明治42年(1909)9月25日の日記に「鹿足郡立高等女学校の落成報じ来ぬ、十月二日は開校す」と記し、連綿とつづく養老館教育への思いを記している。望月氏は、県立津和野中学校創設にも着手、旧藩主、養老館卒業生のみならず、津和野出身者、旧藩であった各町村、隣県の山口県まで、献金を求めて歩き、すべて寄付により校舎を新築、設備も整え、県へ寄付、県立中学校として県議会の承認を得て、旧制県立津和野中学校が創設された。当時、県立中学校、県立女学校が同時に併立されていたのは、松江市、浜田市について津和野町のみであった。町長の教育立町の精神は、その後、日本脳外科の父、中田瑞穂、耳鼻咽喉科の泰斗、岩木彦之丞らを輩出している。

七百年の教育的風土は「歴史の町」「鯉の町」として名をとどめているだけでなく、津和野を日本の美しさと、風格のある街にしている。

(松島 弘)

4 津和野町の文化財の状況

(1) 指定・登録文化財

津和野町の指定文化財は、平成23年12月末現在、国指定が7件、県指定が17件、町指定が23件となり、合計47件となる。その内訳は、下表のとおりである。

また、国の登録有形文化財が16件（51棟）、登録記念物（名勝）が1件ある。

これら文化財の個々の種別、名称等については、次頁・次次頁にまとめている。

表2-1 文化財の指定・登録の状況（平成23年12月末時点）

種 別	区 分	国指定	県指定	町指定	合 計
有形文化財	建造物	1	3	1	5
	美術工芸品	0	8	1	9
民俗文化財	有形民俗文化財	0	1	0	1
	無形民俗文化財	1	2	2	5
記念物	史跡	4	2	10	16
	名勝	1	0	0	1
	天然記念物	0	1	9	10
合 計		7	17	23	47

登録有形文化財	16件（51棟）
登録記念物（名勝）	1件

表2-2 津和野町の文化財：指定・登録（1／2）

種 別		名 称		所有者 (管理者)	指定年月日
有形文化財	建造物	国	八幡宮(本殿 拝殿 楼門)	八幡宮	H23.11.29(国指定)
		県	旧津和野藩家老多胡家表門 (表門・番所・土塀)	個人	S40.4.1
		〃	三渡八幡宮木殿 附・棟梁之記(松材) 1枚	三渡八幡宮	H7.10.27
		〃	永明寺 附・棟札2枚	永明寺	S4.2.18(町指定) H5.12.28(県指定)
		町	竹原家住宅	個人	H18.5.1
美術工芸品	絵画	県	西周肖像(高橋由一筆)	津和野町	S47.3.31
		〃	鞘本著色十六羅漢像図	永明寺	S49.12.27
	書跡	〃	繪地金字妙法蓮華經安楽行品	個人	S41.5.31
		〃	紙本着色新動機操和歌集	津和野町	H5.5.11
	古文書	〃	天球儀・地球儀	稻成神社	S49.12.27
		〃	紙本着色日本國地理測量之図	稻成神社	S60.4.23
		〃	紙本着色東二拾二國沿岸測量之図	稻成神社	S60.4.23
	工芸品	〃	石見国絵図	津和野町	S56.4.23
		県	太刀銘直創附示卷太刀拵	津和野町	III10.3.27
歴史資料	町	鷺原八幡宮社殿奉納掲額	八幡宮	S52.12.17	
	重要無形民俗文化財	国	弥栄神社の鶯舞	鶯舞保存会	H6.12.13
		県	柳神姿の面と衣装	柳神楽保存会	S42.5.24
	有形民俗文化財	県	津和野踊	津和野踊り保存会	S37.6.12
		〃	柳神楽	柳神楽保存会	S43.6.7
		町	奴行列	奴行列保存会	S54.9.15
	無形民俗文化財	〃	鷺原八幡宮の流鏑馬神事	流鏑馬保存会	H8.4.1
記念物	史跡	国	津和野城跡	津和野町他	S17.10.14 S47.5.26 H19.7.26
		〃	森崎外旧宅(1棟)	津和野町	S44.10.29
		〃	西周旧居(2棟)	個人	S62.7.20
		〃	山陰道 徳城峠越・野坂峠越	津和野町他	H21.2.12
		県	鷺原八幡宮流鏑馬馬場	財務省	S41.5.31
		〃	津和野藩校養老館(2棟)	津和野町	S44.2.18
		町	木南遺跡	個人	S54.9.15
		〃	圓熊庄旧宅(1棟)	津和野町	H8.12.10
		〃	下瀬山城跡	三渡皆庭自治会他	S41.8.1
		〃	宗祇監守禪師の墓	個人	S41.8.1
		〃	(伝)下瀬加賀守の墓	個人	S41.8.1
		〃	社地脇古墳	個人	S60.9.5
		〃	天正十三年在銘宝篋印塔	個人	S60.9.5
		〃	瀧谷たたら跡	個人	S60.9.5
		〃	枕瀬代官所跡	個人	S60.9.5
		〃	青原代官所跡	個人	S60.9.5

表2-2 津和野町の文化財：指定・登録（2／2）

種 別		名 称	所有者 (管理者)	指定年月日
記念物	名勝	旧梶氏庭園	津和野町他	H17. 7. 14
	天然記念物	大元神社の樟	大元神社	S33. 7. 1
		愛宕神社の大銀杏	愛宕神社	S48. 10. 23
		愛宕神社の無患子	愛宕神社	S48. 10. 23
		弥栄神社の大櫻	弥栄神社	S48. 10. 23
		鷲原八幡宮の大杉	鷲原八幡宮	S48. 10. 23
		若宮神社跡たぶの木	門林自治会	S56. 4. 28
		二瀬八幡宮社叢	二瀬八幡宮	S50. 9. 5
		青原八幡宮社叢	青原八幡宮	S50. 9. 5
		左鍾八幡宮社叢	左鍾八幡宮	S50. 9. 5
		安藤寺山の大ミズナラ	林野庁	H11. 11. 26
登録 有形文化財	国	津和野カトリック教会（2棟）	カトリック広島 司教区	H8. 12. 26 H22. 7. 16
	II	津和野町役場	津和野町	H8. 12. 26
	II	津和野郷土館	津和野町	H20. 7. 8
	II	下森酒造場（7棟）	個人	H20. 7. 8
	II	藤井家住宅（2棟）	個人	H20. 7. 8
	II	財閥家住宅（7棟）	個人	H22. 7. 16
	II	分銅屋（4棟）	個人	H22. 7. 16
	II	旧布施時計店舗兼主屋	個人	H22. 7. 16
	II	古橋酒造場（5棟）	個人	H22. 7. 16
	II	橋本酒造場（3棟）	個人	H22. 7. 16
	II	華泉酒造場（5棟）	個人	H22. 7. 16
	II	河田商店（5棟）	個人	H22. 7. 16
	II	依種苗店舗兼主屋	個人	H22. 7. 16
	II	ささや呉服店（4棟）	個人	H22. 7. 16
	II	河田家住宅主屋	個人	H22. 7. 16
	II	杜鵑美術館（2棟）	個人	H22. 7. 16
登録記念物 (名勝)	国	亀井氏庭園	(財)亀井溫故館	H20. 7. 28

(2) 未指定・未登録文化財

平成 20 年度から 22 年度に実施した文化財総合的把握モデル事業では、文化財類型に基づき、未指定・未登録の文化財の調査も実施し、地元調査員による調査カードの作成、公民館でのワークショップやヒアリングなどを通じて、下表のように 1,200 を超える文化財の調査を行った。その成果については、「文化財総合的把握モデル事業 津和野町文化財所在地一覧」にまとめている。

こうした未指定文化財等の悉皆調査は、文化財総合的把握モデル事業において初めて行ったものであり、今後とも、住民等の協力を得ながら、持続的に文化財の把握等に取り組むとともに、未指定文化財等を含めた文化財やその保護に関する住民等への情報提供や啓発に努める。

表2-3 文化財総合的把握調査集計

地 区		調査リスト件数	調査済	把握率
津和野	橋 北	276	208	76%
	橋 南	192	187	97%
木 部		233	254	109%
畠 追		82	89	108%
小 川		130	123	95%
日 原		151	136	90%
青 原		79	73	92%
左 鐘		75	77	103%
須 川		48	45	94%
合 計		1,266	1,192	94%

※1：重複分は、1件としてまとめている。

※2：調査リスト…町史等を参考に津和野町にある文化財をリストアップしたもの、及び調査員から寄せられた調査会カードを追加（重複分は除く：町史等からリストアップしたもの以外）。

(3) 住民の文化財(津和野城跡)に関する意識

●資料：文化財に関するアンケート調査（平成21年6月～8月に実施）

●回答者数：373人（16歳以上）

●設問の一部を記載（下記）

問 あなたは、津和野町全体での地域の文化的な“資源・宝”として、特にあげられたいものは何ですか。上位5つまでを記してください。ご自宅や住んでいる地区であげられたものでも、よろしいです。

津和野町にある文化的な資源・宝のうち、特にあげたいものについて、文化財の類型を踏まえながら整理すると、以下のようになる。

- 全体では、738件（回答数、重複した文化財あり）の文化的な資源・宝があげられている。
- 回答件数の構成比としては、「記念物（史跡）」が26.0%（192件）が最も多く、次いで「民俗文化財（無形）」18.2%（134件）、「有形文化財（建造物）」16.9%（125件）などとなっている。

- 「記念物（史跡）」の内容としては、「津和野城跡」が81件と最も多い。次に多くあげられたものとしては「鶯舞」の42件である。



津和野町民は、「津和野城跡」を地域の文化的な“資源・宝”ととらえている割合が最も高い。

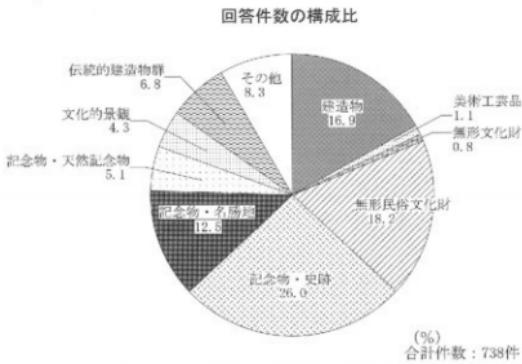


図2-4 回答件数の構成比

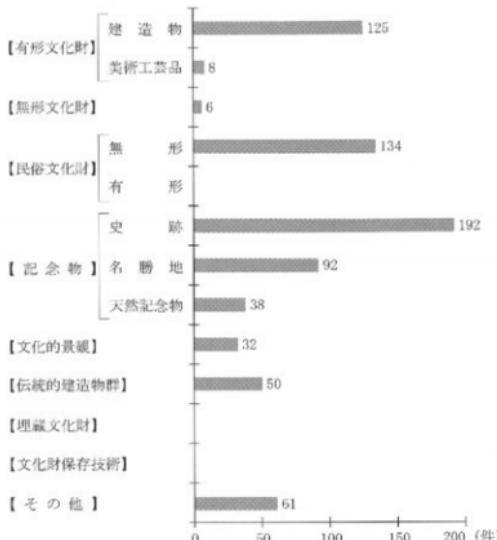


図2-5 津和野町にある地域の文化的な資源・宝
(第1位～第5位までの合計件数)

第3章 史跡津和野城跡の概要と課題

1 史跡指定の状況

(1) 史跡指定・追加指定に至る経緯

津和野城跡は、昭和 17 年 10 月 14 日、山頂部の三十間台や天守台をはじめとした中心曲輪群一帯の約 2.1ha が史跡に指定（文部省告示第 604 号）され、昭和 47 年 5 月 26 日には概ね観光リフトから南側の山地部が追加指定（文部省告示第 72 号）され、約 91.6ha に拡大した。

その後、平成 14 年度に行った調査において、観光リフトから北側の尾根筋等において、中世の山城の特徴を示す曲輪群や堀切などの防御施設が確認された。また、津和野城と城下町を描いた絵図をもとに、平成 18 年度に現嘉楽園と津和野高校グラウンドの発掘調査を行なった結果、藩邸にともなう石垣や遺構などが良好に残っていることが判明した。

こうしたことから、津和野町は追加指定を国に申請し、平成 19 年 7 月 26 日、北側に広がる吉見氏が築いた中世の城郭群と山城に存在した近世の津和野藩御殿跡と大手門跡、約 60ha が追加指定された。

これにより津和野城跡の史跡指定地は約 151ha と広大な規模となり、山城跡と山麓部の御殿跡等の一体的な保護がより一層図されることになる。

なお、追加指定に伴い、県指定史跡旧津和野藩邸馬場先櫓（昭和 47 年 7 月 28 日指定）、同津和野藩御殿跡（昭和 50 年 8 月 12 日指定）は、条例に基づき県指定文化財の指定が解除（平成 19 年 9 月 11 日解除）された。

また、津和野城跡に関する調査と保存の経過を整理すると、以下の表のようになる。

表3-1 津和野城跡に関する調査と保存の経過

年度	主な調査及び保存の内容	備 考
昭和 17 年度	史跡指定（10 月 14 日）	
昭和 47 年度	第 1 次追加指定（5 月 26 日）	
	石垣復旧工事	
	旧津和野藩邸馬場先櫓県史跡指定（7 月 28 日）	
昭和 50 年度	津和野藩御殿跡県史跡指定（8 月 12 日）	
	遊歩道整備	
昭和 51 年度	馬場先櫓改修工事	
昭和 52 年度	物見櫓改修工事	
昭和 61 年度	登山道整備	
平成 10 年度	石垣崩落箇所応急対策工事	
平成 14 年度	津和野城跡基本構想策定委員会開催 中世城郭・近世城郭等現地調査	「津和野城跡基本構想策定報告書」刊行
平成 15 年度	津和野城跡整備基本計画策定委員会開催 測量調査・樹木調査 近世城郭石垣・石材調査 中世城郭調査	「津和野城跡整備基本計画策定報告書」刊行
平成 18 年度	国庫補助事業町内遺跡等発掘調査	
平成 19 年度	第 2 次追加指定（7 月 26 日）	
平成 21 年度	物見櫓修理工事	

(2) 史跡指定の概要

管理団体：津和野町（管理者指定：昭和18年2月15日…下記参照）

① 史跡指定(昭和17年)

○史跡指定：昭和17年10月14日 史蹟津和野城跡

官報告示 昭和17年10月14日文部省告示第604号

所在地 島根県鹿足郡津和野町大字後出字元城山

同 大字鷺原字元城山

同 大字田ニ穂字元城山

○説明

一ニ三本松城トス 永仁三年吉見頼行此ノ地ヲ相シテ繩張ヲ爲シ其ノ子頼直ニ至リ竣工セント傳フ以後子孫相繼ギ之ニ居リ後西面大手ヲ改メテ東方津和野方面ヲ大手トシタリシガ関ヶ原役ノ結果封ヲ没收セラレ慶長六年坂崎成正入城シ北方ニ織部丸ヲ築キテ出丸トナシ城域ヲ擴張セリ 元和二年成正殺サレシニ依リ翌年龜井政矩封ヲ受ケテ城ニ入り子孫相繼ギ明治維新ニ至リテ廢城トナレリ城構ハ津和野盆地ノ西ナル山頂ヲ利用シ本丸、二ノ丸、三ノ丸、腰曲輪等ノ石壁ヲ築キタル山城ニシテ東面ノ高キ部分ヲ木丸トシ其ノ中西部ノ稍々低キ部分ニ天守臺附アリ 南門跡及西門跡ヲ繋グ石壁ハ宏壯ニシテ吉見氏ノ後期ニ至リテ改メタル大手ハ略々東北面ニアリ 東門跡、三段櫓跡、腰曲輪跡ノ石壁ハ階段状ニ輪々トシテ壯觀ヲ呈セリ 其ノ北ナル稍々低キ三本松平ヲ隔テ織部丸アリ 東麓ニハ勢櫓、館跡、侍屋敷跡等アリ即チ本邦古城ノートシテヨク舊規模ノ面影ヲ存シ殊ニ其ノ石壁ノ雄大ニシテ宏壯ナルハ稀ニ見ル所ナリ

指定ノ事由 保存要目史蹟ノ部第4ニ依ル

保存ノ要件 一、石垣及上塙等ノ破壊ヲ為サザルコト
一、樹木ノ伐採及植栽ヲ為サザルコト
一、工作物ノ建設ヲ為サザルコト

○管理者指定：島根県鹿足郡津和野町

史蹟名勝天然記念物保存法第5条台1項ニ依リ左記ノ管理者ニ指定ス 昭和18年2月15日

文部大臣 橋田邦彦

記

1、史蹟津和野城跡

② 追加指定(昭和47年)

○追加指定：昭和47年5月26日

官報告示 昭和47年5月26日付け文部省告示第72号

○追加指定理由

1 基準 特別史跡名勝記念物及び史跡名勝記念物指定基準 史跡の部第2（城跡）による。

2 説明

津和野城跡は、中世吉見氏の居城に発し、坂崎氏によってほぼ完成され、さらに近世龜井氏に継承されたが、現在指定されているのは、本丸と出丸を中心とする2地区で、指定地が狭小であるのみならず、2地区にわかれしており、その中間にある三本松平、大井戸、大手道、塩庫跡や城山全体に存在する中世以降の郭の削平部と思われる跡地も未指定である。よって今回地域を追加し、城山全体の保存を図ろうとするものである。

③ 追加指定(平成19年)

○追加指定：平成 19 年 7 月 26 日

官報告示 平成 19 年 7 月 26 日付け文部科学省告示第 109 号

○説明

中世の吉見氏の居城として、近世では津和野藩龟井氏 4 万石の居城となった山城跡。山頂部に築かれた石垣は雄大。今回、既指定地の北側一帯に広がる中世吉見氏時代の城郭跡、及び近世の御殿跡と大手門一帯を追加指定して保護の万全を図る。

○所在地及び面積

既指定地鹿足郡津和野町後田字城山イ 992 番他 59 筆

追加指定地鹿足郡津和野町後田字蕪坂イ 461 番 1 他 95 筆

表 3-2 土地の所有関係

区分	既指定	追加指定	合計
公用地 (国)	0.00	109.00	109.00
公用地 (国)	0.00	23,992.00	23,992.00
公用地 (国)	891,794.14	565,688.37	1,457,482.51
民有地	24,057.00	8,000.00	32,057.00
合計	915,851.14	597,789.37	1,513,640.51

※史跡指定（昭和 17 年）：指定地積 民有 3 筆 内実測 2 町 1 段 2 歩 2 歩

○その他

津和野城跡の保存・活用については、津和野町が基本構想と整備基本計画をまとめており、これに基づき町が修理や整備を行い、保存を図っていく予定である。

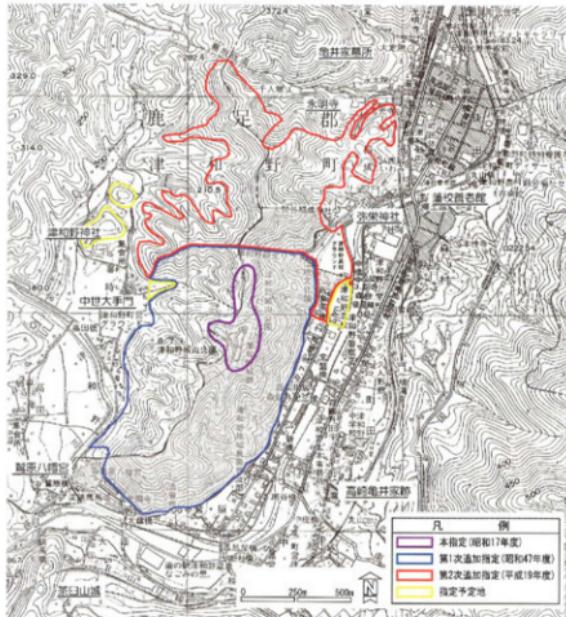


図 3-1 津和野城跡の史跡指定等の状況

2 史跡指定地の土地利用と自然環境

(1) 史跡指定地の土地の状況

津和野城跡の史跡指定地（約 151.4ha）の地図をみると、大半が山林及び保安林である。

また、山麓部には学校用地がまとまって立地している。

この他、田・畑、原野、墓地、ため池などがある。

土地の所有関係をみると、全体の 2.1%にあたる約 3.2ha が私有地であり、公有地（津和野町：約 145.7ha、島根県：約 2.4ha、国：約 0.01ha）が大半を占めている。

(2) 土地利用関係の法適用

津和野城跡（史跡指定地）に関する規制等の法適用としては、次のとおりである。

○文化財保護法：史跡

○都市公園法：津和野城山公園

○島根県立自然公園条例：青野山県立自然公園（津和野城跡地区）

○鳥獣保護及び狩獵ニ閣スル法律：特別保護地区

○森林法：保安林（土砂流出防備、保健）

○急傾斜地の崩壊による災害の防止に

する法律：急傾斜地崩壊危険区域

・城山地区

・鷺原地区

○景観法：景観形成地区…城山、町田

・森村、殿町、本

町界隈、中座、大

蔭、山並

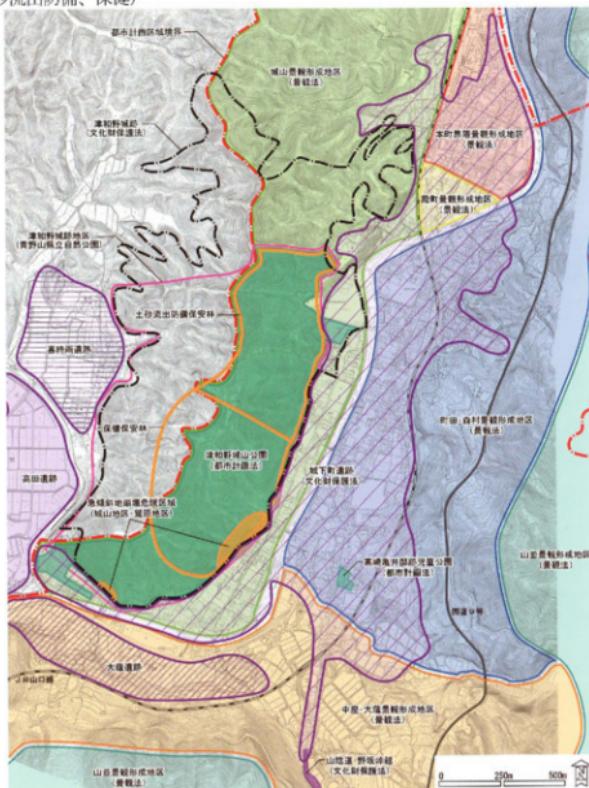


図 3-2 津和野城跡及びその周辺に關係する規制等（法適用）の状況

(3) 自然環境

① 津和野城跡の地形

津和野城跡の位置する城山は、東西及び南の三方を津和野川やその周辺に広がる平坦地で囲まれ、北方向は稜線が伸び、山地部が続いている。

城山は、稜線がほぼ南北方向に伸び、その東西及び南側で急勾配の法面となって平地部につながっている。稜線は概ね標高 300m～350m程度で連なり、観光リフトより南側の近世城郭部分で最も標高が高いのは、本丸・三十間台の 367mであり、山麓部からの比高は約 200mである。

また、曲輪は稜線及び支尾根に沿って形づくられ、その周辺には堀切、堅堀などの防御施設も各所に築かれている。

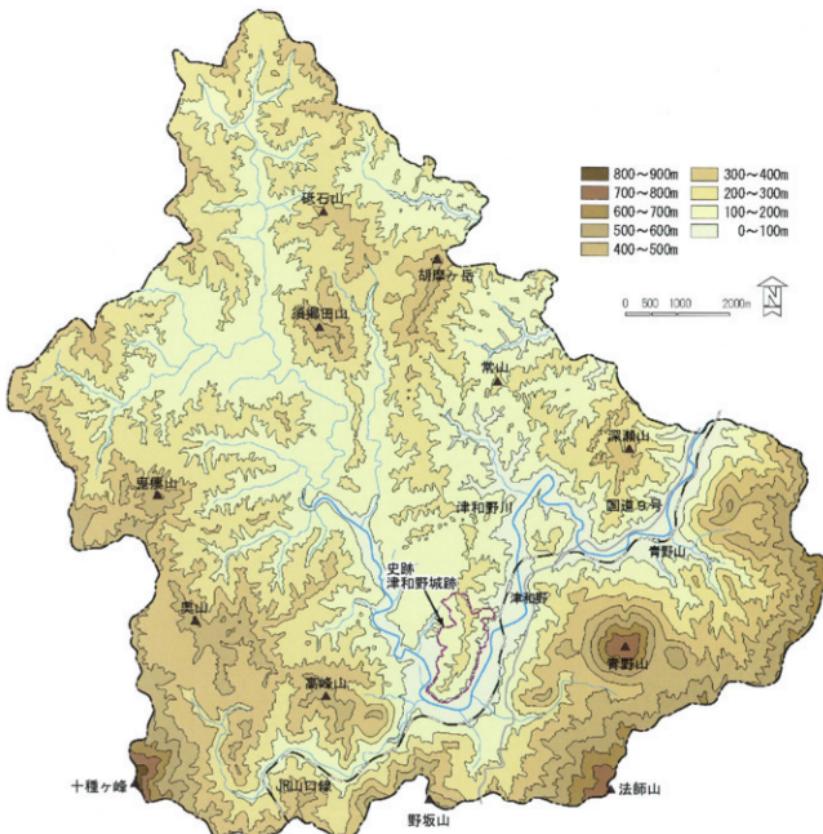


図 3-3 津和野城跡及びその周辺の地形

② 津和野城跡の植生

津和野城跡及びその周辺における植生を調査すると、大きくは次頁の図のようになる。

史跡指定地の南側の稜線付近から東は、混合樹林（針葉樹、常緑広葉樹、落葉広葉樹）の占める割合が高く、西側は針葉樹林を中心としている。こうした中で、本城の東及び西側は、山麓部付近まで混合林が覆っている。

本城より北側は、針葉樹林の占める割合が高くなっているが、その中で、出丸から東側、史跡指定地の北西部や北東部では、混合樹林が比較的まとまって広がる。

この他、竹林も一定割合を占め、その面積は広がる傾向にある。竹林があるところは、山頂部付近では、本城の隣接地やその南側及び西側である。また、史跡指定地の南東側山麓部付近は、連続的に竹林が伸びており、南西側もその傾向がある。さらに、史跡指定地の北東側や西側の山麓部付近では、面的な竹林の広がりもみられる。

＜本城及び出丸の樹木の状況＞

本城及び出丸は、植生を大きく分ける観点からみると、前記のように混合樹林の区域（ゾーン）に含まれる。

こうした中、本城では、三十間台より西側で樹木がやや多く、全体的にはモミジの占める割合が高い。

また、本城の石垣の近くにある樹木が、三の丸や天守台周辺（本城の構成については、「第3章3（2）遺構等の状況」を参照）に多く、石垣のはらみ出しの原因にもなっていたことから、影響の大きい樹木は現地の状況を確認し、伐採を行ってきた。

さらに、本城の南及には、竹が繁殖しており、加えて北側も混合樹林の中に竹が入り込んでおり、景観的な変化などが懸念される。

出丸の樹木については、南側の門跡付近にシラカシなどが比較的密植している。また、曲輪内には、サクラやアカマツが点在している。



陶晴賢本陣から見る津和野城跡と旧城下町

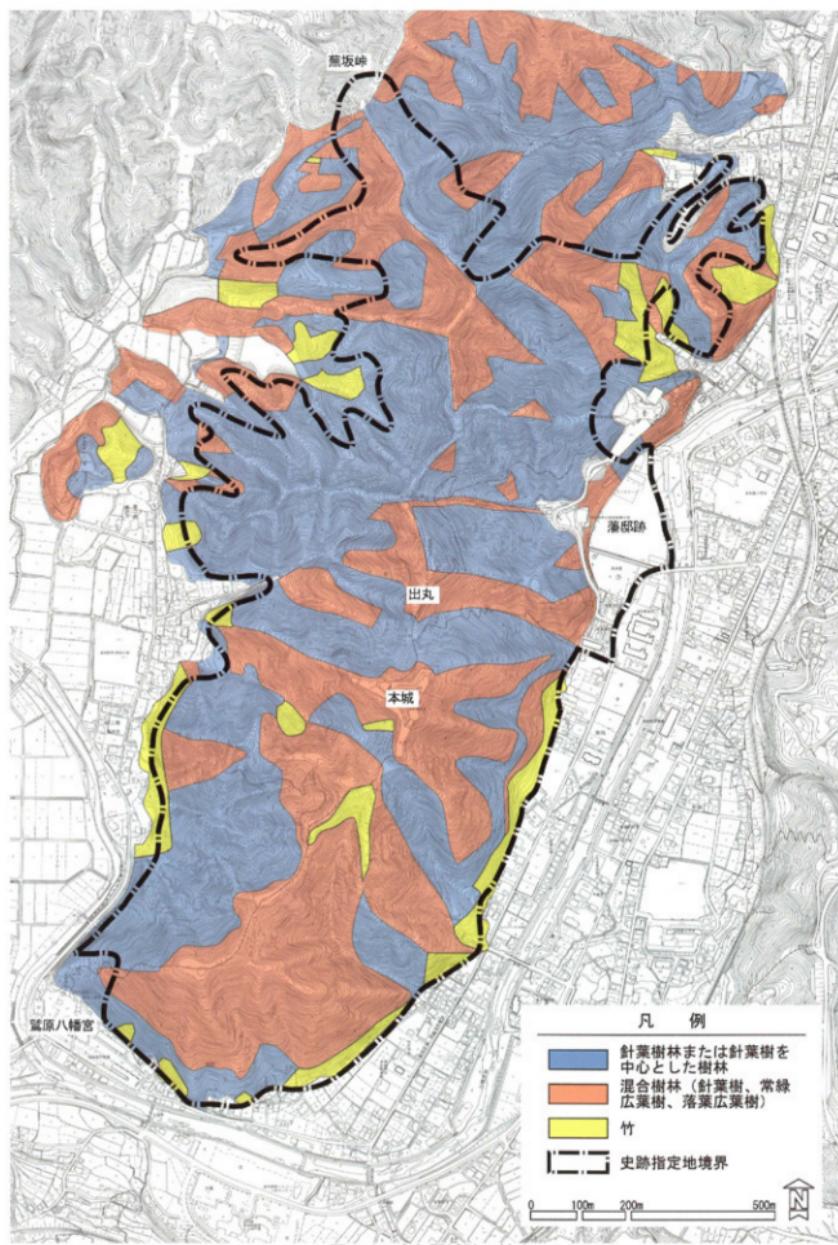


図 3-4 津和野城跡の植生

3 歴史環境

(1) 津和野城の歴史

① 津和野城の歴史

津和野城（別名：一本松城、三本松城、^三露城、^三葉舟城）は、海拔 367m の靈龜山上にある山城である。

津和野藩 4 万 3 千石の城下町、津和野（島根県鹿足郡津和野町）の象徴である。明治 7 年（1874）の城郭解体まで一度も落城をみない名城としてその威容を誇った。

津和野城主は吉見氏 14 代、319 年間、坂崎出羽守直盛 1 代、16 年間、亀井氏 11 代、255 年間の居城であった。

築城は吉見氏はじめまる。蒙古（元軍）の再襲来に備え、弘安 5 年（1282）、吉見頼行が能登（石川県）より津和野木部、木曾野の地に入部した。工事は永仁 3 年（1295）頃より、子の頼直時代の正中元年（1324）まで、30 年の歳月を経て完成した。

吉見氏は、当初、中荒城とよばれた城を築いた。現在の本丸より南端に位置し、法音寺上から鷲原神社の裏手にかけての、山頂や山腹に削平地や段丘を作った防墾であったという。やがて、城は北にのびて現在の本丸に至り、西の腰にも拡がる T 字型の城を形成していった。津和野城が七木工学的に「三角城」とか「稜角堡」とよばれる由縁である。山城の南端と東側は急峻で、断崖絶壁の箇所も多く、守るに易く攻めるに堅い山城である。加えて、東西共に急峻な山腹で、北方は永明寺から乙女峠、さらに下瀬山城（鹿足郡日原町）に連なる。山麓を囲むように津和野川が西から南へ、南からさらに東、東から東北へと流れ、天然の壕の役割をなしている。

吉見氏 11 代、正頼の時、津和野城は最大の危機を迎えた。正頼の夫人は中国地方の有力な守護大名、大内義隆の姉、大宮姫であった。従って正頼と義隆は義兄弟の間柄である。義隆の家臣、陶晴賢が謀叛を起こすと、義隆は義兄の正頼を頼り、海路より津和野を目指そうとしたともいわれるが、波が荒れ長門の大寧寺で山倒した。正頼は天文 22 年（1553）10 月、義隆のため兵を挙げた。翌天文 23 年、4 月 19 日より本格的な合戦となった。津和野城は陶方の内藤隆世、江良房栄、勝間田盛治、益田藤兼、乃美賢勝、臼井賢胤、久方賢重、脇兼親、伊香賀家明の各部将の大軍に完全に包囲された。以後、戦闘は繰り返されたが、8 月 2 日の和睦まで 104 日間といふまれにみる籠城戦を全うした。

陶氏が旗島で敗れると、吉見氏は毛利の重臣となって重用され、12 代、吉見広頼は正室に毛利の長男隆元の娘を迎えた。広頼の長男、吉見元頼は、隆元の弟、吉川元春の娘を夫人とした。

13 代、元頼は文禄の役に、14 代、広行は慶長の役で各々朝鮮に出兵しているが、広行は関ヶ原の役で西軍に味方して敗れ、毛利氏を頼り萩へ退転した。ここに 4 世紀近い吉見氏の治世は終わった。

慶長 5 年（1600）備前（岡山）富山城主 2 万 4 千石、坂崎出羽守直盛（成正）が津和野 3 万石の城主として入城した。直盛は直ちに出丸（織部丸）を築き、本丸と共に石垣で城を強化、鉄砲戦に備えた。徳川幕府による全国統一と、幕藩体制の時代となつたとはいえ、津和野藩は外様旗藩と国境と接していた。一度事が起ると、幕府の先鋒として長州と対立する位置にあった。政務遂行のため、山城より平城へと移行されつつある時代の流れとはいえ、津和野は例外である。一度戦いが勃発すると、平城であれば、周囲 400～500m の山々から攻撃を受ける。谷地の底にある平城は一瞬にして壊滅する。

山城を強化する以外に、津和野城下の防衛は不可能であった。そのため山城は、この時代にあってなお強化された。城の石垣となる石の総重量は 6 千トン、述べ 30 万人の労働力を要した。石の採掘場所は、三軒家、喜時雨、青野山隧道西入口等が確認されており、いずれも城山より 3km 以内の場所である。他に津和野川の栗石も石垣の裏込めとして使用されたと推定されている。また、城北にあった

搦手（裏門）を大手門（表門、今日の市街地側）とし、城下町の整備拡張に当たった。

南北3km、東西3~500mの細長い狭い城下町は火災に弱い。そのため町中に側溝を掘り、防火用水路とし、またボウフラ（蚊の幼虫）の発生に備え鯉を放った。今日「鯉の町」といわれる由縁である。

直盛は史上有名な「千姫事件」を起こす。千姫は豊臣秀頼の妻、家康の孫娘、2代将軍秀忠の娘である。諸説あるが、大阪夏の陣で豊臣方は千姫を家康の陣に送り返すことによって、秀頼らの助命を嘆願しようとした。城脱出に付き添った堀内氏（主水）は、途中旧知の間柄であった直盛に出会い、千姫の護送を託した。千姫を家康の陣に連れ帰った直盛は、後に家康から千姫の再婚の斡旋を依頼された。千姫は「夫、秀軒が死んで間もないのに再婚する位なら髪を落とし仏門に入る」と直盛にその意志のないことを告げたが、直盛の知らぬ間に本多忠刻との再婚が決まった。面目を潰された直盛は輿入れの日、駕籠を奪取するという計画が発覚し、親友、柳生宗矩の説得により自害した。津和野坂崎氏は1代で絶滅した。わずか16年の治世であった。

元和3年(1617)、因幡鹿野（鳥取県気高郡鹿野町）4万3千石城主、亀井家、2代政矩が津和野亀井氏初代として入城した。

藩主の邸宅は殿町にあったが、寛永2年（1625）2代政矩の時、火災により焼失した。津和野城の大手側の麓（地名：原）にあった興源寺を守田に移し、その跡に邸宅が新築された。新に物見櫓、鹿鳴詰所（1階部分）義倉（2階部分）など、津和野城の城郭を形成する建物も付設された。

寛永15年(1638)、城下に外濠が完成した。堀内、横堀、中島の地名はこの時からの呼称である。延宝4年(1676)6月2日、大地震により城の石壁は崩壊、楼閣は大破した。

3代、茲親の代、天和2年（1682）、修復作業に着手、貞享2年（1685）に修復は完了した。同年3月26日、落雷により津和野城に火災が発生、天守閣、太鼓丸、鉄門櫓など焼失した。また弾薬庫爆発により、死傷者が出した。翌年、外壁の修理は完了したが、天守閣は太平の世情と、山の高さと相まって、必要性が問われず、ついに再建されなかった。元禄2年(1689)城山に時打堂を設置、時刻を城下に知らせた。

津和野城、最後の城主は11代藩主、亀井茲監である。英邁な藩主として知られ、特に人材の育成に力を入れ、藩校養老館を充実させた。国学を藩学の中心に置き、津和野本学と称した。西洋医学、数学、兵学、芸術（槍、剣、弓、馬、柔術、西洋砲術）などの各科があった。この藩校から国学者、大國隆正、岡熊臣、福羽美静、日本近代哲学の祖、西周、日本地質学の祖、小藤文次郎、日本紡績業の父、山辺大夫、文豪森鷗外など各界の先駆者を輩出した。

幕末、長州征討のおり、津和野藩主は石州口からの攻撃の先陣に組み入れられた。津和野城は藩境まで進出した長州軍により、砲火を浴びる危機に直面した。津和野藩は養老館教官やその出身者らを全国各地に派遣し、情報収集に当たらせた。その結果藩主、茲監は朝廷、幕府に対し、「内乱を避け、国は1つに結集して欧米先進国の外圧に当たるよう」度々上申した。その草案はほとんど藩主茲監自らの手によって書かれている。危機管理能力にも秀でた人物であった。長州藩も津和野藩の方針を汲み取り、津和野城下を避け兵を進めた。

津和野城は天文の役（陶軍の津和野城攻撃）について、また落城の危機を避けることができた。

慶応3年(1867)、「王政復古」の大号令は、大國隆正の思想が実ったもので、明治新政府の祭政一致、神道国強化の方針が決まった。藩主茲監は議定職、神祇官副知事（今日の次官相当）隆正は神祇事務局判事、福羽美静は神祇大輔（今日の大臣相当）となり、宗教行政の最高ポストについた。

同年、「浦上4番崩れ」とよばれるキリストンの大検挙が行われ、翌年信者のリーダー格、高木仙右

衛門、守山甚三郎ら 26 名が、津和野藩に流罪となってきた。西国 10 万石以上の大藩に割り当てられる当初の規定の中にあって、4 万 3 千石の小藩、津和野藩が例外的に含まれていた。祭政一致、神道国教化の新政府の中核に津和野藩があったからである。藩主と福羽は「儒仏の渡来も神意、他の宗教も含め、神の自由に任すべき、日本古領の手段にキリスト教を布教した時代ではない。」として、「説論改宗」の立場を主張していた。

明治 4 年（1871）、藩主茲監は、歐米列強の外圧に対抗するためには、強力な中央集権国家をつくることが急がれるとして、全国の各藩に先がけて廃藩を上申し、津和野藩知事を辞職、浜田県へ合併した。明治 7 年（1874）津和野城の城郭は解体に着手、翌年、3 月 31 日工事は完了した。その後、昭和 17 年（1942）、国の指定史跡となった。

昭和 46 年（1971）9 月 20 日城山にリフトを設置し、島根県観光開発公社が運営してきた。現在は、町が管理運営している。年間 100 万人の観光客の中には城山へ登り、その規模の雄大さ（総面積 7,920 m²）と景観の美しさに惹かれ、再訪する人が多い。現在も全山 48 力所に及ぶ空堀や堅堀など、大部分が往時のまま形状を遺し、今日でも「万代の池」（よろづよのいけ）と呼ばれる單用井戸の跡の清水は、澤々と湧き出ている。

津和野城は、堀切等にみられる中世の城跡にとどまらず、近世の城郭としての城城、御殿跡、物見櫓などが遺っており、全国でも例をみない貴重な城郭である。

しかし、平成 9 年（1997）6 月 25 日の地震、及び 6 月 28 日の豪雨により、腰曲輪の石垣が崩壊、東門、出丸ほか石垣の緩んだ箇所が各所にみられる。そのため一日も早い修復が望まれる。

（松島 弘）

参考文献：『吉賀記』（六日市町教育委員会発行）、『山口地学会誌 43 号』（山口地学会発行）、『城修復何文書』（亀井溫故館所蔵）

② 津和野城及び城下町の築造・修復等の歴史

津和野城の主要な築造・修復等の歴史を年表によって整理すると、以下の表のようになる。

また、弘安 5 年（1282）の築城から明治 8 年（1875）の解体までの間にについて、津和野城及び城下町の築造、改築、修復及び災害（火災、風水害）による被害の状況などの歴史を整理したものが、次頁からの年表である。

表3-3 津和野城の主要な築造・修復の歴史

西暦	年号	津和野城の築城・改修等
1295	永仁 3	吉見氏 ●築城：永仁 3 年（1295）頃～正中元年（1324）…30 年の歳月
1601	慶長 6	板崎氏 ●近世城郭としての整備：慶長 6 年（1601）～ ○石垣・山丸などの築造、大手と搦手の入れ替え ○城下町の整備
1625	寛永 2	亀井氏 ●殿町御殿延焼
1626	寛永 3	●御殿を中之原吉見氏邸趾に新築起上。完成は寛永 5 年
1638	寛永 15	●城下外堀の完成。長さ 7 町 14 間幅 6 間
1676	延宝 4	●大地震により津和野城の石垣が崩れ、棲間大破 →津和野城の修理：天和 2 年（1682）～貞享 2 年（1685）
1686	貞享 3	●車和野城雷火あり、本丸鉄門焼、天守、太鼓櫓が焼失。弾薬が爆発し死傷あり →津和野城の外壁修理の完成：貞享 4 年（1687）
1689	元禄 2	●城山に時打堂を設け、鼓をもって時刻を知らせる
1874	明治 7	明治… ●城郭の解体着手（11月19日）
1875	明治 8	●解体終了（3月31日）

表3-4 津和野城及び城下町の築造等関係年表(1/2)

西暦	年号	津和野城関係	城下町関係
1282	弘安5	○吉見頼行、能登より津和野本部、木曾野に入部 ●この頃より三本松(一本松)城築城	
1295	永仁3	●三本松城完成	
1324	正中1	●阿晴賢による津和野城の包囲と籠城戦(三本松合戦)	
1554	天文23		
1601	慶長6	○坂崎出羽守直盛入城 ●石垣、山丸(畿部丸)などの築造、大手と揚手の入れ替え(慶長6年~) ○千姫事件で白刃。坂崎氏断絶	○城下町の整備(慶長6年~)
1616	元和2	○龜井政矩7月20日鹿野城より入城する	○祇園社御旅所新設あり ○日蓮宗本性寺建立 ○蓮得寺建立
1617	元和3		○2月8日城下大火殿町御殿延焼
1618	4		
1623	9		
1625	寛永2	○御殿を中ノ原吉見氏邸趾に新築起工。 ○5月27日新築御殿が完成し、これに移る	
1626	3		
1628	5		
1638	15	○城下外堀の完成、長さ7町14間幅6間。これにより曲輪の内外を定める	
1646	正保3		○伯州大山の下山神社を鷺原に勧請 ○光明寺建立
1653	承応2		○祇園社御旅所の移転工事が完成
1660	万治3		
1661	寛文1	●初代姫矩50回忌に、社殿を三の曲輪に設け神靈を祀る	
1663	3		○大友多胡主水真武天満宮を松林山に勧請
1676	延宝4	●6月2日大地震あり。三本松城の石垣が崩れ、櫓閣大破。城下も損害あり	
1681	天和1		○3月柿本神社の高津山社殿成り松崎より遷宮
1682	2	●三本松城の修理を着工	
1685	貞享2	●三本松城修理工を終える。城山を亀山と命名する	
1686	貞享3	●3月26日二本松城畠火あり、本丸鉄門焼、天主閣、太鼓櫓が焼失。弾薬が爆発し死傷あり ●三本松城外壁修理工を終える	
1687	4		
1688	元禄1	○城下總門及び諸門に番士を置く	
1689	2	●正月10日城山に時打堂を設け、鼓をもって時刻を知らせる	
1698	11		
1700	13	○10月4日御殿前並木老松21本の間に若松8本を植える	○8月16日永明寺出火、焼失する
1705	宝永2		
1706	宝永3		○4月17日大火、上中島布施太郎兵衛出火、城下火半焼失。後世カイナデ太郎兵衛火事という ○8月16日大風被害甚し、田畠1万5千石余、農家438戸、倒木3,378本 ○興源寺道路沿いの溝手、3月17日起工し、5月工事を終える。長さ116間 ○新橋を架橋 ○風呂屋塙水掛御泉水用清手が完成 ○祇園社造営成り正月7日遷官 ○永明寺再建 ○御殿前橋を李橋筋連橋、常盤橋と名けられる
1707	4		
1708	5		
1709	6		

注) ●は、山上城郭関係

表3-4 津和野城及び城下町の築造等関係年表(2/2)

西暦	年号	津和野城関係	城下町関係
1714	正徳4		○松林山に愛宕神社を勧請
1717	享保2	亀井氏	○城山下勢溜の山水を庭内に引き、飲料用水とする
1720	5		○「門亀井宮内の高崎新邸が完成し、原の旧邸より移転
1738	元文3		○8月13日大風あり、被害甚大。鷺原八幡宮大鳥居中断し馬場の松倒れる。領内被害惨状を極める
1745	延享2		○製鐵所を城下新町に設ける
1754	宝曆4		○製蠣所を高津に移す
1755	5		○8月2日大風雨、田畠被害2万3千510石余、潰家700戸
1763	13		○7月晦日大火、八王子神社下豆腐屋出火、延焼1,436戸。後世豆腐屋家事を称す
1768	明和5		○9月2日喜時雨垣安神社に茲姫侯の靈位を祀り、武茲社神社と称す
1773	安永2		○3月3日大火、中座橋側骨屋出火延焼1,454戸。後世骨屋火事と称す
1775	4		○喜時雨垣安神社造営、3月11遷官
1785	天明5		○5月代官町新橋或は榮久橋と名づける
1786	6		○養老館を下中島に創設し、4月開館
1801	享和1		○3月17日下市町井形屋蔵出火、延焼643戸
			○御殿前堰を疊石とする。長さ43間、高さ4尺5寸、根置4間半、東西に水門を設ける
1807	文化4		○2月謝日上市足輕組安石衛門出火、杉片河に止る、延焼245戸
1810	7		○太鼓谷入口に目安箱を設く
1817	14		○正月、戸田柿本神社焼失
1822	文政5		○4月、戸山柿本神社完成、6月遷官
1827	10		○6月12日大洪水あり、田畠被害46,339石7斗2升9合、流失家422戸、死241人
1836	天保7		○文武一致の制を定め養老館を拡張
1849	嘉永2		
1853	嘉永6	○4月16日法音寺下豊田勝助組為右衛門山火、城下一朝にして焦土に帰し、御殿延焼。焼失戸数1,760戸、死者25人。高崎邸を仮御殿に当てる	
1855	安政2	○9月26日新築御殿完成、藩主が移る	○4月24日殿町に新築養老館完成し、開館式を行う
1856	3	○3月7日新築御殿の移転式を行う	○祇園社造営
1857	4		○武茲垣神社造営、7月26日夜遷官。27日臨時人祭、翌8月24日より26日まで250年大祭を行う
1861	文久1		○6月4日青野河原練兵場開設を起工、17日完成
1864	元治1		○5月2日夜横堀長四郎出火、曲輪内上中島馬場氏より堀内まで、曲輪外は代官町まで延焼する。約250戸
1870	明治3		
871	4	●城山及び城郭兵器武具は兵部省へ引渡され其所有管となる	
1874	7	●11月19日城郭櫓門の解体に着手	
1875	8	●3月31日解体終了	

参考資料：津和野藩事蹟(新井宣哉著)

(2) 津和野城の構成

① 中世城郭の存在する津和野城跡

本松城（津和野城の前身）の築城は、弘安5年（1282）、能登より入部した吉見頼行によって、永仁3年（1295）頃よりはじめられ、その子の頼直時代の正中元年（1324）まで続き、およそ30年の歳月を経て完成した。その後も城郭の整備・拡充は行われ、とりわけ天文23年（1554）の陶氏との戦いに際し、堅堀などが築造されたと考えられる。

さらに、坂崎川羽守直盛の人部に伴う改築において、堀切も築造したことが推定される。

このように、城山全域に広がる中世城郭と近世城郭が重なり合いながら存在することも、津和野城跡の特色である。

なお、中世城郭に関わる遺構が確認されている主な区域としては、次のようになる。

＜史跡指定地内＞

●中荒城跡一帯

●南出丸及び周辺の尾根筋

●本城および西側尾根筋

●出丸（織部丸）東側（近世城郭：東側中腹に位置する時打櫓跡等）一帯

●リフト西側尾根筋

●北側曲輪群（北出丸および蕪坂峠などへの尾根筋）

●陣城跡（永明寺南側）

＜史跡指定地外＞

この他、陶賢による津和野城の包囲（三本松合戦）の際、築かれたと推定される「陣城跡」が複数確認されている。→資料編「津和野城周辺の陣城について」を参照

本計画における城郭の石垣の定義

○石垣とは、石を積んだ壁状の構造物であり、隅角部、築石部、裏ぐり石部、裏土層等からなる。

○形状、大きさ、石材の加工度、勾配も多様である。

○横亘地の「通り」の有無などから「技能」な積み方を区分することができる。

○城郭の石垣は、「石の加工法（加工の程度）と「積み方」で基本的に分類できる。

＜積み方＞

- 例：乱積（横目地が通らない）、布積（横口地が通る）、布積崩し、落積（谷積：斜めに石を落とし込む）など

＜石材の加工方法＞

- 野面積（自然石のまま）、打込接（接合面を粗加工）、切込接（接合面を完全に加工）

【参考：普請及び石積、石組について】

○普請と石垣、石積など

- 人々が社会生活を営む中で、必然的に行う土木建築の行為。
- 新たな大地（荒地）の開発に伴い、大地の神への畏怖を「地鎮祭」で鎮まることを願う（三木洋一郎）。
- 普請には1坪位の小さい百姓普請、藩普請、公儀普請がある。例えば、河川普請、城普請、寺院普請などがある。

○石積：特定の石が複数積まれた状態を指すもので、それが持つ性格や規模の大小、完成度の有無は問わない。「石垣」や「石組」を含めた概念。

○石組：個々の石材ごと、特別な意味、役割を与えた「積み方」をいう（例：庭園）。

近世城郭普請の構造物として土居（土壘）、石積（石垣、石牆など）があり、また、内部の庭園（苑池）を構成するものに石組や石積などが共存する。

参考資料1（全般）：「石積・石垣・石組について」（北垣聰一朗〔当委員会委員〕作成）

参考資料2（積み方・石材の加工方法など）：「城の鑑賞基礎知識」（発行所：至文堂、著者：三浦正幸〔当委員会委員長〕）

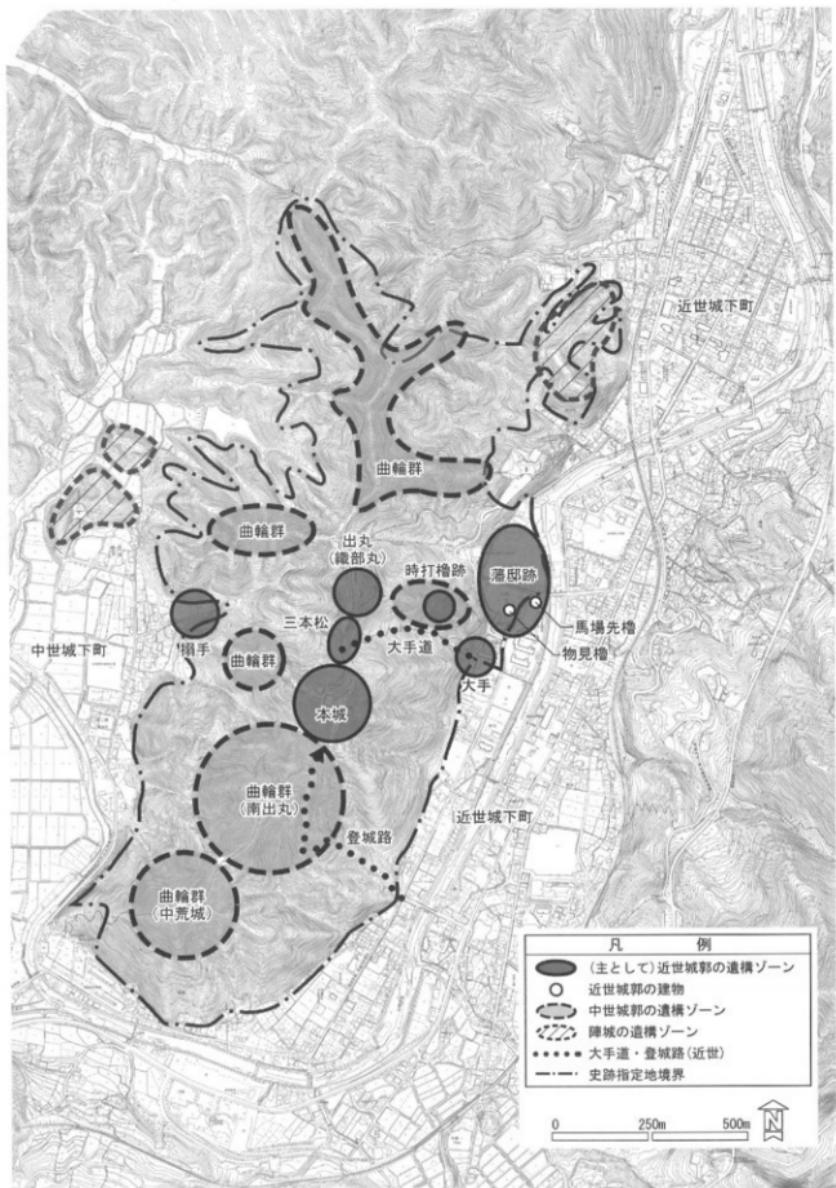


図3-5 遺構からみた津和野城跡の基本的な構成(全体構造)

② 近世山城としての津和野城跡

ア 坂崎出羽守直盛による近世山城への大改修

鎌倉時代末期、吉見頼行によって創築された津和野城は、現存する壮大な石垣ではなく、山頂や尾根筋に小さな曲輪を連ねたものであったと考えられる。

関ヶ原の役によって、吉見氏が主家である毛利氏とともに萩に退転した後、慶長6年(1601)坂崎出羽守直盛(旧姓は宇喜多)が入城した。

直盛は、壮大な石垣を築くなど津和野城の大改修を行い、中世山城から近世城郭に一新された。現存する石垣は、その後、地震などによって被害を受け、積み直された箇所もあるが、この時期に築かれたものであると考えられる。また、中世においては、大手は西側の喜時雨にあり、東側は搦手であった。中世末期に吉見氏が東側に大手を変更しようとしたといわれるが、直盛の大改修によって大手と搦手の移し替えが確定した。

直盛は、千姫事件で自刃して坂崎氏は断絶し、その後に龜井氏が入城し明治に至る。

龜井氏の時代における山上の城郭は、地震や火災に伴う修復・修築等はあったものの、基本的には坂崎氏が大改修した城郭を引き継いでいた。一方、山麓部については、藩主の居館である御殿(藩邸)を、寛永5年(1628)城下町内の殿町から城山山麓に移すとともに、城下町の整備を行った。

イ 近世山城としての津和野城跡の特徴ー我が国において数少ない近世山城跡ー

■山上城郭ー壮大な石垣を有する本城と出丸(織部丸)ー

山上の城郭は、木丸、二の丸、三の丸、腰曲輪からなる城山山頂部の本城(面積約 5,960 m²)と、それから北へ2町(約 250m)離れた出丸(織部丸:面積約 570 m²)からなり、その間に三本松と呼ばれる平坦部が位置する。

なお、江戸末期まで使用されていた山城は、岩村城(岐阜県)、高取城(奈良県)、備中松山城(岡山県)、岡城(大分県)がある。

<本城>

- 本城は東西約 150m、南北約 200mで、西と南に曲輪が突き出した形状となっている。
- 木丸、二の丸、三の丸、腰曲輪からなる梯郭式山城(近世)である。
- 本丸を中心に壮大な石垣が残り、東側の石垣はランドマークにもなっている。

<出丸(織部丸)>

- 出丸は、南北約 50m、東西約 20mの楕円形の中に収まる様な形状であり、虎口は南側 1 箇所であり、門が位置していた。
- 曲輪の南東に平屋の櫓(番所)、北東側に2重の櫓が明治における解体時まで建っていた。現在でも、周囲の石垣に加え、門や櫓の礎石などが遺存している。

■東側中腹に位置する時打櫓跡等の曲輪群

- 出丸の東側中腹は、近世において時打櫓が設けられた場所であるとともに、中世城郭と近世城郭の遺構が混在する区域と考えられ、吉見氏時代に築かれた曲輪を、近世において改修し、時打櫓などを建てたと推測できる。
- 現在においては、出丸から東側山麓に伸びる小尾根筋に、複数の曲輪、及び三重堀切、堅堀などが確認できる。時打櫓が位置していたと推定される曲輪には、小規模な石垣や礎石らしき石、瓦片も存在する。また、その西側には周囲を石垣で築いた箱形の窪地があり、貯水池と推測される。

■城山山麓の東側・大手、西側・搦手

- 城山の東側山麓から三本松を通して本城に至る登城路は、近世において大手道であったルートであり、その山麓部に大手門跡が位置し、一部遺構も確認できる。

○ 城山の西側山麓は、中世には大手であり、坂崎による大手と搦手の入れ替えによって、近世には搦手となった。現状では、搦手の正確な位置は明確ではなく、さらに、それから伸びる登城路も樹木に覆われている。

③ 山麓部の藩邸跡と櫓

■山麓に残る藩邸跡

○ 現在の嘉楽園や津和野高等学校グラウンド一帯は、藩邸（御殿）のあった場所であり、発掘調査により地下遺構が良好に残っていることが確認され、平成 19 年に追加指定されている。

○ 津和野高等学校グラウンドの東側にある石垣は、往時のものと考えられ、現在でも護岸として機能している。

○ 津和野高校前に稻成神社への参道入り口部は嘉楽園の庭園の池部にあたるとともに、背面山裾には、当時の湧水跡が確認され、現在でも大雨が降ると浸水するなど、当時の流水機能の形態を良好に残していると考えられる。

○ 近世山城で居館跡が残っている例は少なく、次に示す櫓の存在とともに、津和野城跡の特色の一つである。

■山城の居館を構成していた現存する櫓

○ 藩邸（御殿）には数多くの建物が建ち並んでいたが、そのうち 2 階建ての物見櫓と 2 重の馬場先櫓が現存する。両者とも、平成 19 年に追加指定されている。

(3) 遺構等の状況

① 津和野城の構成と遺構等の概況

現状で確認できる津和野城の中世及び近世の主要な建造物や遺構について、史跡指定地周辺（陣城等）を含めて概略的に示すと次のようになる。

＜中世城郭に関わる主な遺構等＞

- 本城、北出丸、三本松；近世城郭が構築 ○大手：遺構は未確認
- 南出丸：堀切・二重堀切・三重堀切、堅堀・連続堅堀
- 中荒城：石積、堀切、連続堅堀
- 曲輪（出丸東側）：堀切・三重堀切、堅堀、貯水池（推定）、曲輪の東側は近世に時打櫓・塩庫が築造
- 曲輪（本城西側）：堀切、連続堅堀 ○曲輪（リフト西側）：曲輪のみ確認
- 北側曲輪群：堀切・二重堀切・三重堀切、堅堀
- 陣城（津和野城北東側）：土壘、堀切、堅堀
- 陣城（津和野城西側2か所のうちの北）：削平された地形、石塔
- 阿城（津和野城西側2か所のうちの南）：削平された地形、津和野神社（近世）

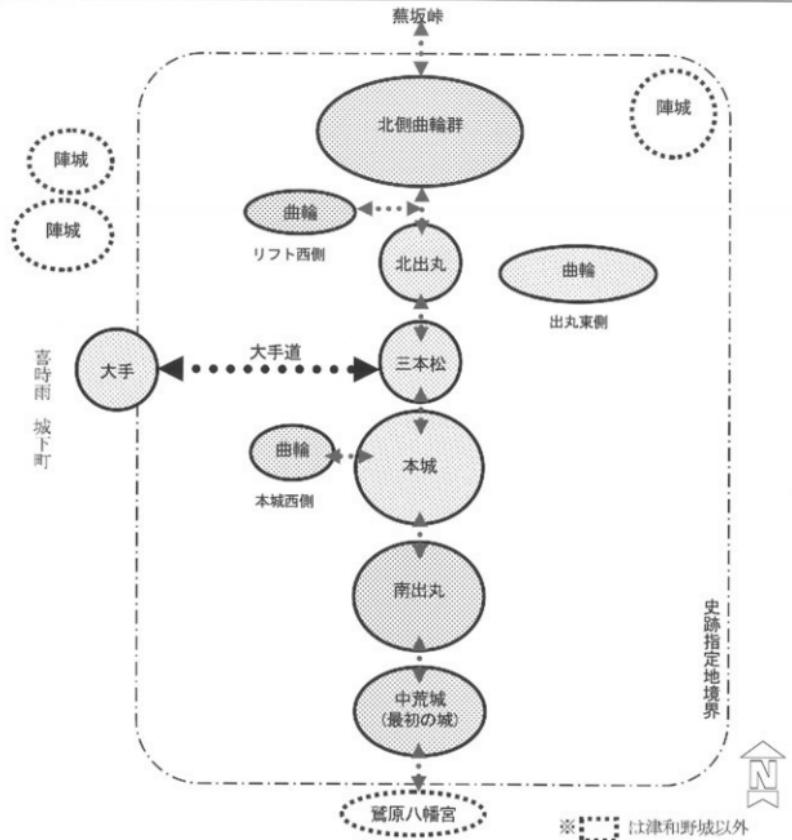


図3-6 津和野城の中世（最終段階）の概略的な構成と主な遺構

<近世城郭に関する主な遺構等>

- 本城：石垣、門跡、礎石（建物跡）、土塀の控石（柱）、石段、石壘、排水施設（石組など）
- 出丸（織部丸）：石垣、門跡、礎石（建物跡）、排水施設、堀切（中世と推定）
- 三本松及びその周辺：土塀、石段、井戸
- 時打櫓・塩庫のあった曲輪：礎石（推定）、貯水池（推定：中世の可能性あり）
- 藩邸：物見櫓、馬場先櫓、庭園跡、水路（一部）、石垣（一部）
- 登城路等：大手道（一部石段）、新橋方面からの登城路
- 大手：大手道
- 津和野神社：建物、石造物、境内、参道など

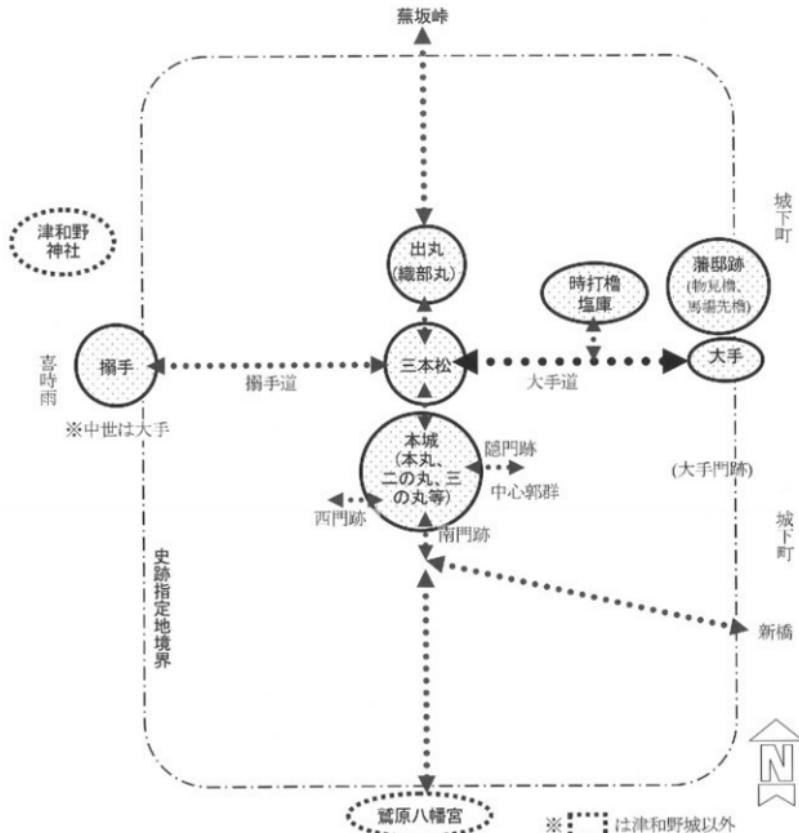


図3-7 津和野城の近世の概略的な構成と主要な遺構

② 津和野城跡の遺構等の状況

ア 中世遺構の遺存状況

城山全城に広がる中世城郭について、それぞれの曲輪群ごとに区分し、主な遺構とその依存状況についてまとめる。

＜中世曲輪群の構成と主要な空間＞

○中荒城跡、南出丸（南側曲輪群） ○中世城郭の上に近世城郭：本城、北出丸 ○北側曲輪群

○出丸東側の曲輪、その他曲輪（本城西側、リフト西側） ○陣城跡（史跡指定地北東部、津和野神社一帯）

表3-5 中世の曲輪群等の遺構の遺存状況

区域等	確認できる遺構	遺存状況
中荒城跡、南出丸 (南側曲輪群)	石積	○一部の曲輪では、周囲に石積が確認できる。 △崩れた状態がみられる。
	堀切、土居	○連續した堀切（2重、3重）が存在する。
	堅堀	○曲輪の周囲に連續した畝状の堅堀が存在する。 (北出丸（鐵部丸）の北側に堀切が存在する。)
(本城、北出丸)	堀切、土居	○曲輪の周囲に単独や3重の堀切が存在する。
	堅堀	○曲輪の周囲に連續した畝状の堅堀が存在する。
北側曲輪群	石積等	○貯水池と考えられる石積が確認できる。 ○礎石と考えられる石が確認できる。
	堀切、土居	○3重の堀切が存在する。
	堅堀	○堀切や連續した畝状の堅堀が存在する。
出丸東側の曲輪	石積等	○堀切と考えられる石積が確認できる。 ○礎石と考えられる石が確認できる。
本城西側の曲輪群	堀切、堅堀	○堀切や連續した畝状の堅堀が存在する。
リフト西側の曲輪群	堀切	○堀切が存在する。
陣城跡	北東部	○堀切、堅堀が存在する。
	津和野神社一帯	○削平された空間（曲輪）が存在する。
登城路等	大手道	○享時雨ルート（遺構及び具体的なルートは未確認）。近世は搦手。
	その他登城路	○搦手からの登城路（東側ルート：近世の大手道）があったと推定。
	曲輪間等の歴史的な道	○中荒城と南出丸などをつなぐ道（歴史的な道と推定）。

※文頭の△は留意点・問題点、○はその他の遺存状況



尾根を深く掘り込んだ堀切。3重の構成(出丸東側の郭群)



貯水池と考えられる箇所。周囲は石積みとなっている



北側の曲輪群にある堀切



連續した畝状の堅堀（北側の郭群）。左手に下がっていく

イ 近世遺構(山城)の遺存状況

近世城郭について、本丸をはじめとした本城（中心曲輪群）、出丸（織部丸）、その他曲輪（時打櫓跡）及び藩邸跡（大手を含む）に大きく区分し、それぞれ確認できる主な遺構とその遺存状況をまとめる。

このうち、本城(周辺を含める)の区分については、津和野町史に基づき、大きくは「本丸、二の丸、三の丸、腰曲輪」として捉えるとともに、東門跡の北側に近接し、城での営みに欠くことのできない井戸についても取り上げる。

こうした区分を基本に、本城における遺構の遺存状況を、下記に示す主要な空間(曲輪など)ごとに把握する。

なお、崩落、はらみ等の石垣の状況(詳細)については、「② 保存対策面からみた石垣の状況」でまとめる。

＜本城（中心曲輪群）の構成と主要な空間＞

- 本丸
・天守台
○二の丸
・太鼓丸
○三の丸
・大手虎口：東門跡、三段櫓跡、その周辺
・西側虎口：西門跡、その周辺
・西側曲輪：馬立跡、台所跡、折廻櫓跡（海老櫓跡）
・東門跡－隠門跡間の腰曲輪（東半分は下記「腰曲輪」）
○腰曲輪
・東門跡－隠門跡間の腰曲輪（西半分は上記「三の丸」）
○井戸
・井戸（万代池：よろずよのいけ）、その周辺

・三十間台
・天守台北側腰曲輪
・人質櫓跡
・南側虎口：南門跡、その周辺
・南側曲輪：人質櫓跡南側
・天守台南側腰曲輪
・北東側虎口：隠門跡、その周辺

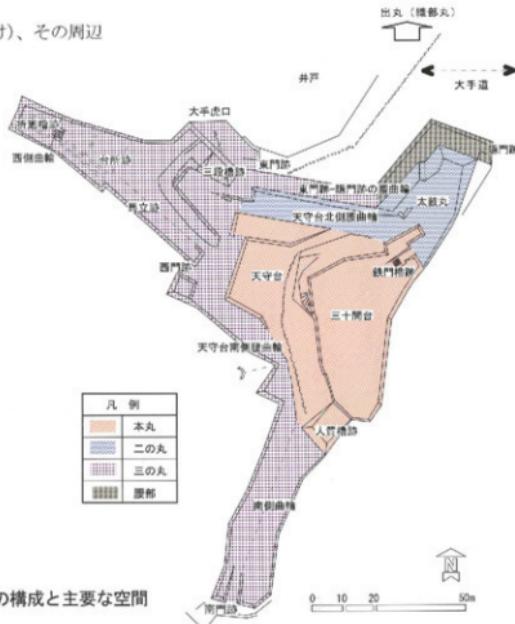


図3-8 本城（中心曲輪群）の構成と主要な空間

表3-6 本城（中心曲輪群）における遺構の遺存状況（1／2）

区域等		確認できる遺構	遺存状況
本丸	天守台	石垣	○西・南・北側を天守台の石垣が囲み、東側は一段高い三・十間台の石垣が面する。 △三十間台側（東側）の石垣は、修理が必要である。
		礎石（？）	○天守台において、礎石または石垣の一部と考えられる石が点在する。（今後、調査によって確認する必要がある。）
		石段	○天守台と三十間台をつなぐ動線があり、石段が存在する。
	三・十間台	石垣	○四方を石垣で囲まれ、特に東側・南側の石垣は壮大で、市街地などから見ることができ、ランドマークにもなっている。 △一部で石垣のはらみ出しが生じている。 △樹木によって、石垣のはらみ出しが生じている。
		建物跡（石垣、石段、石疊）	○三十間台の北側には、鉄門櫓跡（石垣、石段、石畳）があり、最終の虎口空間を確認することができる。
		土塀の控石（柱）	○三十間台の東及び南側石垣に沿って、土塀の控石（柱）が連続的に残っている。
	人質櫓跡	石垣	○壮大で美しい弧を描く石垣が屹立する。
		土塀の控石（柱）	○上塀の控石（柱）が東側に4基、南西側に1基、計5基確認できる。
		土居	○人質櫓跡の西側石垣に統一して十居が位置する。 △動線ではないが、土居を通じて人質櫓跡へのアクセスが可能であり、イノシシが登ってきた形跡もある。
一の丸	太鼓丸	石垣	○東・西・北を石垣で囲まれ、南側には三十間台（鉄門櫓跡）の石垣が面する。 △一部で石垣のはらみ出しが生じている。
		礎石（？）	○曲輪内に石が点在する。
		建物跡	○太鼓丸の南西端は、東門方面からの虎口であり、櫓門が位置していた跡が石垣と絵図によって確認できる。
	天腰曲輪 天守台北側	石垣	○北側の二の丸及び南側の天守台との間に石垣があり、この腰曲輪が二の丸、二の丸、天守台と続くひな段の中間に位置する。 △三の丸側の石垣の一部は崩落している。
		土居	○三十間台との間には上居が位置する。
三の丸	大手虎口	石垣	○東門跡、二段櫓跡などの石垣が存在する。 △崩落の恐れのある部分やはらみ出しが生じている部分がある。 △三段櫓跡の中段部分は、積み直しによって歴史的な形態とは異なっている。
		石段	○三本松から東門跡の間、及び西門跡方面との間に石段がある。 △歩きににくい部分がある。
		排水施設	○三本松から東門跡の間には、所々石組みの排水施設がある。 △近・現代において整備したものもある。
		土居	○馬立跡や台所跡との間には土居がある。
	西側虎口	石垣	○西門跡や天守台（西側）などの石垣が存在する。 △一部で石垣のはらみ出しが生じている。
		登城路等	○西門跡からは、当初の大手道が喜時雨に伸びる。 △当初の大手道の大半は草木で覆われている。

※文頭の△は留意点・問題点、○はその他の遺存状況

表3-6 本城（中心曲輪群）における遺構の遺存状況（2／2）

区域等	確認できる遺構	遺存状況
二の丸 西側曲輪	石垣	○馬立跡、台所跡、折廻櫓跡の西・南・北側を石垣が囲む。 △一部、はらみ出しが生じている。 △積み直しによって、歴史的な形態と異なっている部分がある。
	礎石	○建物の礎石が確認できる。
	土壙の控石（柱）	○馬立跡、台所跡では、土壙の控石（柱）が連なる。
	石段	○台所跡と折廻櫓跡の間には石段がある。
	排水施設	○台所跡と折廻櫓跡には、排水施設である石列がある。
	石垣	○南側には中心曲輪群を画する石垣が、北側には天守台の石垣が、東側には土居の腰巻石垣が存在する。 △一部ははらみ出しが生じている。
天守台南側	礎石	○建物の礎石が確認できる。
	土居	○三十間台や人質櫓跡との間には土居が位置する。
	石垣	○東・西・南を石垣が囲み、北側には壮大な人質櫓跡の石垣が面する。 △一部、はらみ出しが生じている。
三の丸 南側虎口曲輪	石垣	○南門跡からは、当時の登城路等が伸びるはずである。 △中国自然歩道などのルートはあるが、登城路の確認は今後の課題である。
	礎石、石組み	○礎石と考えられる石が点在する。
	登城路等	○南門跡から、左手に中心曲輪群と画する石垣が、右手に二の丸の石垣が位置し、難段状の最初（下部）の1段となっている。 △二の丸側の石垣は、崩落した部分がある。
腰曲輪 間の腰曲輪 隠門跡	石垣	○隠門跡に向って、左手に中心曲輪群と画する石垣が、右手に二の丸の石垣が位置し、難段状の最初（下部）の1段となっている。 △二の丸側の石垣は、崩落した部分がある。
	石垣	○東に隠門跡の石垣、北と西に中心曲輪群を画する石垣、南に二の丸（太鼓丸）の石垣が位置する。
その他	井戸	○東門跡の北側に井戸（万代池）が確認できる。 △土砂で一部が埋っている。
	石段	○東門跡につながる道に石段がある。 △欠落部分や改修された部分がある。
	土塁	○大手道との交わり部分に土塁が存在する。

※文頭の△は留意点・問題点、○はその他の遺存状況



南門跡側から見た人質櫓跡。背後の一最高い部分が三十間台



鉄門櫓跡から見た太鼓丸。三十間台などとともに心郭群の東面を画し、絶好の眺望の場でもある

表3-7 出丸(織部丸)における遺構の遺存状況

確認できる遺構	遺存状況
石垣	○周囲を石垣に囲まれている。 △崩落の恐れのある部分がある。
礎石・石組み	○門跡や櫓の礎石及び石組が比較的明瞭に残る。
石段	○南側の門跡には、石段がある。
排水施設	○門跡の石段の両サイドには、加工した石の排水溝がある。
堀切	○出丸の北側には、堀切の跡がある。 △土砂が堆積し、形状がわかりにくい。

※文頭の△は留意点・問題点、○はその他の遺存状況



出丸南面の石垣。右側は積み直したと考えられる



建物（櫓）の礎石や石組み



出丸の南側に位置する門跡。穴のあいた石は、礎石で、穴は柱を止めるダボ穴

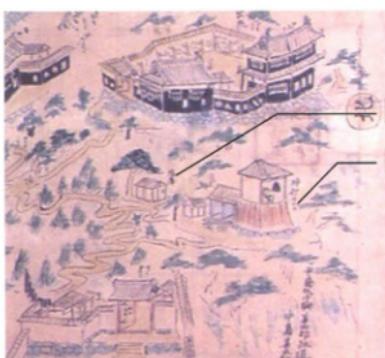


門跡の石段に沿って遺存する石を加工した排水溝

表3-8 時打櫓跡及びその周辺における遺構の遺存状況

確認できる遺構	遺存状況
曲輪	○時打櫓及び塩庫があったと推定される2つの曲輪（絵図・明治4年）が存在する。（さらに西側の出丸との間にも、中世の曲輪、堀切等が遺存する）
溜め池（？）とその周囲の石積	○周囲を石積により構築した溜め池（推定）が存在する。
石垣	○時打櫓があったと推定される曲輪周辺の一部に、小規模な石垣が存在する。 △その石垣の大半は崩れている。
踏み石（？）	○絵図（前記）に描かれている時打櫓に付随する建物の踏み石と推定される石が存在する。
堀切	○時打櫓が位置していたと推定される曲輪の北側に、堀切が遺存する。中世の堀切を近世も機能させていたと推定できる。

※文頭の△は留意点・問題点、○はその他の遺存状況



溜め池と考えられる箇所。周囲は石積みとなっている



時打櫓跡周辺の崩落した石垣



図 津和野城絵図（作者：中島善太郎、明治4年）の一部

表3-9 登城路等の遺存状況

確認できる遺構	遺存状況
大手道	○石段や石敷きが一部遺存する。 ○ルート全体が把握できている。 △大手門の位置は未確認。
新橋方面からの登城路	○絵図に描かれているルートが現在も確認でき、利用されている。 △上記大手道と比べると、利用の頻度は低く、草木で覆われた部分もある。
搦手からの登城路	○中世の大手道は、近世では搦手からの登城路として利用されていたと推定できる。 △登城路の遺構や具体的なルートは未確認である。
その他歴史的な道	○三本松を通って本城と出丸をつなぐルートなどは、近世にも利用された歴史的な道と推定できる。 △大手道と時打櫓をつなぐルート、西門や隠門を通るルートなどは未確認である。

※文頭の△は留意点・問題点、○はその他の遺存状況

ウ 近世遺構(藩邸)の遺存状況

近世城郭のうち山麓部の居館跡及び大手一帯について、確認できる主な遺構等とその遺存状況をまとめるとする。

表3-10 近世遺構(藩邸)に関する遺構の遺存状況

確認できる遺構	遺存状況
物見櫓	○藩邸(居館)を構成していた物見櫓が遺存。 △往時の場所より移動。
馬場先櫓	○藩邸(居館)を構成していた馬場先櫓が遺存。
大手門	○浜田城跡に移築され現存し、遺存状態は良好。 △往時の場所(津和野城)とは異なる。浜田城跡においては史実と異なる。
庭園跡	○湧水・導水及び池泉などの跡が遺存。 ○庭園跡の一部は、現在、嘉楽園となっている。
水路	○藩邸東側の水路の一部が遺存。
石垣	○藩邸東側の石垣の一部が遺存。
地下遺構	○平成18年度に実施した発掘調査により、藩邸の遺構を確認。 ・瓦敷遺構、地下室遺構、石積遺構など

※文頭の△は留意点・問題点、○はその他の遺存状況



物見櫓



馬場先櫓



嘉楽園



瓦敷遺構



地下室遺構



石積遺構



大手門(浜田市へ移築され、郵便局として使用されていた。浜田城跡に移築される直前の状況)



浜田城跡に現存する津和野城の大手門

③ 保存対策面からみた近世石垣の状況

ア 石材とその産地

津和野城跡の石材は、石英閃緑岩(青御影)とひん岩が中心であり、城山が主に石英斑岩や流紋岩質凝灰岩、付加型堆積岩であることから、使用した石材の多くは外部から運搬したと考えられる。

その産地については、諸説あるが、最近の調査・研究(山口地学会誌第 43 号・1999 年「津和野城の石垣—その石材のルーツを探る—」村上敦朗・松里英男)によれば、以下のようなになる。

＜石英閃緑岩(天守台・人質櫓跡、西門跡などの石垣に使用)の産地＞

●舛ヶ峠(青野山隧道の西入口付近)：本丸から直線距離で概ね2.5km圏内

- 青野山隧道の西入口をはさんで、南北にそれぞれ採石跡の崖や窪地があり、人の手を加えた採石片も多量に残されている。採石跡の規模は、南側のもので幅 35m、奥行 60m と概測される。北側のものは、南側のものを凌ぐ規模。

- 城の石垣とこの採石地の石英閃緑岩は同質のもの。

＜ひん岩(上記以外の石垣の大部分に使用)の産地＞

●上寺田の山地部：本丸から直線距離で概ね2.5km圏内

- 幅 25m、奥行 60m の採石跡を示す窪地や碎石堆が認められる。

- 城の石垣とこの採石地のひん岩は、極めてよく類似しており、石材の大部分はここから供給されたものと考えられる(下記の「喜時雨」も同様)。

●喜時雨の城山の山麓部付近：本丸から直線距離で概ね500m圏内

- 幅 25m、奥行 40m の採石跡を示す窪地や碎石堆が認められる。

＜その他＞

- 流紋岩質凝灰岩や花こう麻岩が、礎石などの一部に利用されているが、これらは津和野川の河床から運んできたと考えられる。

- 塀控石(柱)は、角閃石安山岩でできており、長さが 130 cm 程度であることから、原石は相当な大きさが必要であることから、青野山山麓の崖地における露岩から採取したものと考えられる。



凡 例	
	主な產地（推定）
	史跡指定地境界

0 1,000 2,000 3,000m
1:50,000

図3-8 津和野城跡の石材の主な產地(推定)

参考：山口地学会誌第43号

イ 石垣の状況

津和野城跡の石垣について、崩落やその恐れなど保存対策面、及び歴史性に關わる問題点から、現状を把握する。

<崩落やその恐れなど保存対策面>

■崩落箇所

■現状で一部崩落または崩落の恐れのある箇所(ネット等による応急的な対策箇所)

■はらみ出し(大)・一部石の飛び出し箇所(地震などによる崩落の恐れがある)

■はらみ出し箇所(地震などによる崩落の恐れがある)

<歴史性に關わる問題点>

■近・現代における積直し

こうした観点から指摘できる箇所と、その状況をまとめると、以下の表及び次頁の図のようになる。

表3-11 保存対策面等からみた石垣の状況

区分	主な箇所	状況
崩落箇所	○天守台北側の二の丸(腰曲輪)	○平成9年の山口県北部地震とその後の豪雨によって崩落。 ○現在は通行止めにし、シートで覆っている。
現状で一部崩落または崩落の恐れのある箇所(ネット等による応急的な対策箇所)	○三段櫓跡の下段部	○現在はネットによって崩落防止を図っている。
	○天守台の東側	○ネットを外すと上部などが崩落する恐れがある。 ○全面積直しではなく、上部などの部分的な積直しで対応可能と推定できる。
	○出丸南西側	○ネットを外すとその箇所全体が崩落する恐れがある。 ○石垣の下は急傾斜面で、その間に開路があり、安全上も特に留意する必要がある。
はらみ出し(大)・一部石の飛び出し箇所	○三段櫓跡北西側 ○折廻櫓跡北西及び南西端	○一部石の飛び出しがあり、地震などによる崩落の恐れが大きい。
はらみ出し箇所	○三十間台北東側、西側及び南西側の一部 ○南側曲輪の西側及び東側の一部 ○天守台北西側 ○太鼓丸北東端及び西側の一部など	○地震などによる崩落の恐れがある。 ○二の丸や三の丸では、樹木による影響がある箇所が多い。
近・現代における積直し	○三段櫓跡の2段目、3段目 ○折廻櫓跡東側の石段の両サイド ○人質櫓跡と南門跡の間の曲輪における東側石垣の一部	○昭和47年度に積み直し、近代的な積み方になっている。

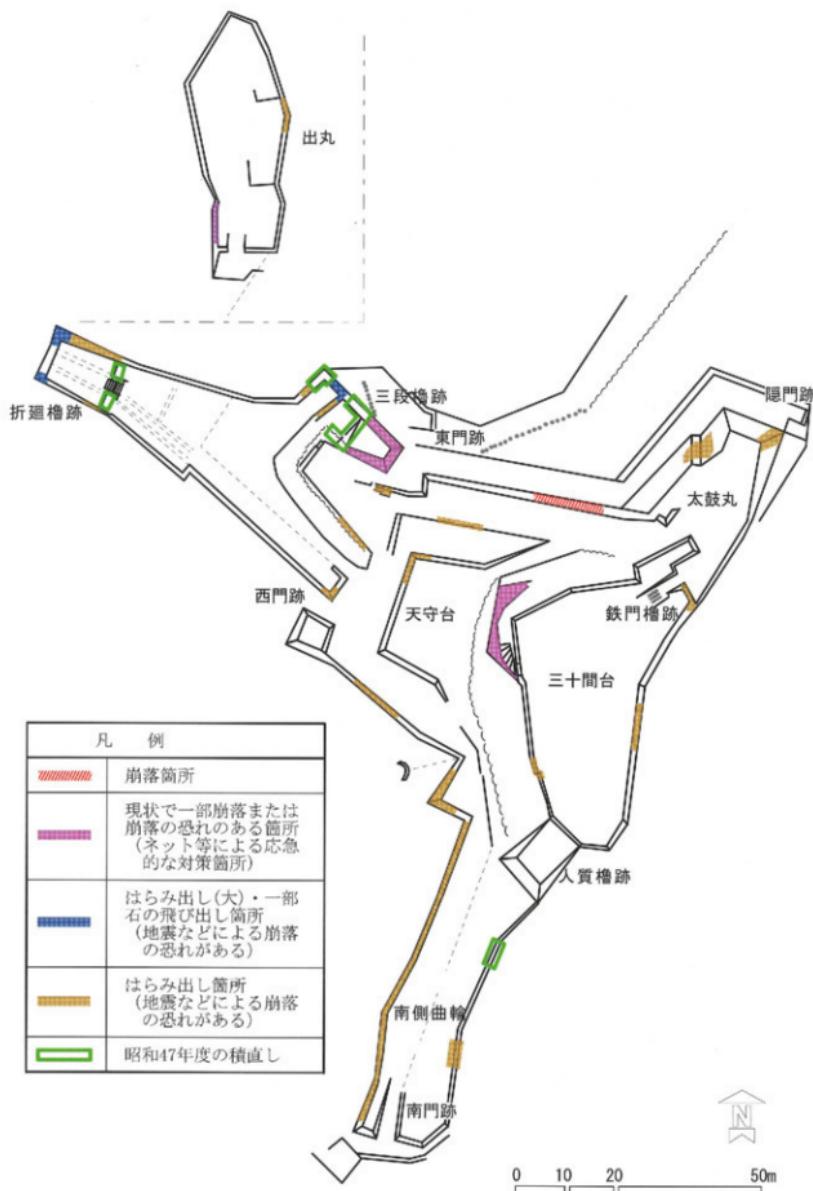


図3-9 保存対策面からみた石垣の状況



平成9年の山口県北部地震とその後の豪雨で石垣が崩落した箇所



三段檜跡の2段目の石垣。昭和47年度に積み直している



天守台の北西側石垣。ややはらみ出しが見られる



三十間台西側のはらんでいる石垣。積み直しの形跡があり、下部には巻石がある



三段檜跡の崩落の恐れのある箇所。ネット等で応急処置対策を講じている



二の丸の太鼓丸、三十間台に向かう空間。石垣の一部がはらんでいる



西門跡の石垣。積み直しの形跡があり、一部石垣が背後に落ち込んでいる



太鼓丸北東側の石垣。隅部分などにはらみ出しがみられる。

④ 津和野城跡における石垣の時代区分

近世城郭である本城(中心曲輪群)及び出丸について、石垣の外観観察による調査(現地調査)の結果を整理すると、大きくは次のような時代区分等が設定できる。

なお、現地調査は、平成24年2月27日、28日の2日間で行った。また、時代区分等の検討に際しては、平成15年12月に行った現地調査も考慮した。

■坂崎時代(1601～1616)の前期の石垣：最も古い時期と推定できる石垣

○本城(三の丸)南東側の石垣：南門跡の西側、南側曲輪の南東側

- ・出角部の算木積みは未完成、やせ積みが見られる

■坂崎時代(1601～1616)の後期の石垣

○三十間台：西側の天守台に面した石垣、南東側の石垣、西側中央の石垣、北側中央部(鉄門檻跡の西側)の石垣

○大守台：西及び北側の石垣

○太鼓丸：東・北・西の三方の石垣

○西門：南側の櫓台の石垣

○本城－その他：人質櫓跡の南東側下部の石垣、三段櫓跡の南側の石垣(腰巻き石垣)

○出丸：南西側の石垣

■17世紀の終わりの積み直し

○大守台南側の石垣

- ・焼け石が混じっている

- ・焼け石は、貞享3年(1686)の雷火にあった痕跡と推定

- ・津和野城跡の外壁修理の完成(貞享4年)の記録から、そのときの積み直しと推定

■17世紀の終わり以降の江戸時代の積み直しまたは築造

○城跡の各所で見られる。

- ・貞享3年(1686)の雷火では、「本丸鉄門檻、天守、太鼓檻が焼失。弾薬が爆発し死傷あり」とある

- ・延宝4年(1676)には「大地震により津和野城の石垣が崩れ、櫓閣大破」、津和野城の修理は、天和2年(1682)～貞享2年(1685)の記録あり

■明治以降の積み直しまたは築造と推定できる石垣

○歴史的な石積技術をうかがいにくい

■明治以降の改修(積み直し)で記録があるもの

○昭和47年度の改修



図3-10 津和野城跡（本城、出丸）の石垣調査概要

<代表的な石垣>



①三の丸南東端の隅角部の石垣。慶長の右垣（天正櫓の隅角部に近い）で、矩勾配を有し最も古い時期のものと推定



②慶長・元和の築造と推定される天守台北側及び腰曲輪の石垣。天守台や三十間台につながる象徴的大手道の景観を構成。左手中央は石垣が崩落（通行止め）



④大守台西及び南側の石垣。西側（左手）は慶長・元和の右垣と推定。南側（手前）の石垣は、焼け石が混じり、大火により天守が消失した直後（17世紀の終わり）の積み直しと推定（隅角部は算木積み）



③慶长期の築造と推定される天守台東側の石垣。隅角部の角石の控えは長く、築石の控えもひとくわ長い



⑤慶長・元和の築造と推定される太鼓櫓の石垣。反り状を程し、津和野城跡の石垣の中では最も高い（約14m）



⑥入賀櫓跡の石垣。江戸時代（17世紀の終わり以降）の積み直しと推定。見事な扇の勾配（矩返し勾配ではない）

4 施設整備の状況

(1) 動線の状況

① 自動車動線(アクセス)

津和野城跡への自動車でのアクセス先としては、次の4箇所があり、そこまでの道路は(比較的)充足している。

- 観光リフト(下部)付近
- 中国自然歩道の太鼓谷稻成神社付近の登口
- 中国自然歩道の鷺原八幡宮の登口
- 津和野城大手門跡付近

これら自動車動線(アクセス)の特色と問題点を整理すると、下表のようになる。

② 歩行者動線

津和野城跡において、現在利用できる歩行者動線としては、主として利用されているルートまたは比較的障壁の少ないルートがあるとともに、草木等で障壁が多いが、動線としての一応の形を保持しているルートもある。

<主として利用されているルート、比較的障壁の少ないルート>

- 観光リフト
- 観光リフト(上部)と本丸をつなぐルート(一部「中国自然歩道」と重複)
- 中国自然歩道
- 大手道(大手門跡と三本松をつなぐルート)

<障壁の多いルート>

- 中国自然歩道(本丸南側)と新橋付近とをつなぐルート
- この他、一部ルートが確認にくく、一般的には利用されていないルートとして、「観光リフト(上部)から北へ向かうルート」、「西門跡から喜時雨に向かうルート」などが存在する。

これら歩行者動線の特色と問題点を整理すると、次頁の表のようになる

表3-12 動線の現状と特色・問題点(1/2)

区分	現状・特色	問題点・留意点
自動車動線	<ul style="list-style-type: none">○リフト(下部)付近まで自動車で円滑にアクセスできる。○津和野町伝統文化館に駐車場、トイレがある。	<ul style="list-style-type: none">△サインが不足している。
	<ul style="list-style-type: none">○登口付近まで自動車で円滑にアクセスできる。○近くに駐車場、トイレがある。	<ul style="list-style-type: none">△サインが不足している。
	<ul style="list-style-type: none">○登口付近まで自動車で円滑にアクセスできる。○鷺原八幡宮が位置し、トイレもある。○城跡の南側の主要地方道萩津和野線沿いには、道の駅でもある「津和野温泉なごみの里」が立地し、駐車場やトイレ、休憩の場などもある。	<ul style="list-style-type: none">△駐車場(なごみの里)がやや遠い。△サインが不足している。
	<ul style="list-style-type: none">○登口付近まで自動車で円滑にアクセスできる。○観光施設が位置し、駐車場もある。	<ul style="list-style-type: none">△大手門跡(大手道)の存在が意識できない。△サインが不足している。

表3-12 動線の現状と特色・問題点（2／2）

区分	現状・特色	問題点・留意点
歩行者動線	○山麓付近と山頂の尾根筋をリフトでつないであり、山城跡の利用が容易にできる。	△観光リフトの維持管理への対応。 △冬季（12月～2月）は土曜日・日曜日・祝日の運転である。
	○山頂部の尾根筋に沿ってルートが確保され、高低差が少なく、比較的容易に移動できる。	△一部、歩きにくい部分がある。
	○津和野城跡を南北方向に探訪できるルートでもある。	△一部、歩きにくい部分がある。
	○往時の大手道が明確に残されている。	△大手門跡の存在が意識できない。 △サインが不足している。 △歩きにくい。
	○新橋付近のルートを含め、市街地などからの多様な動線がある。	△草木に覆われるなど、ルートが明確でない区間、障壁のある区間が多い。
	○調査や動線整備によって、歴史的なルートを再現できる可能性がある。	△ルートが不明な区間がある。 △草木で覆われている区間がある。

<歩行者動線の現状>



観光リフト。津和野町伝統文化館付近と城山をつなぐ



観光リフト付近の園路。比較的緩やかな傾斜で本丸などへつながる



出丸と三本松間の園路。石や木の根によるデコボコが所々にある



三本松から本丸へ登る石段

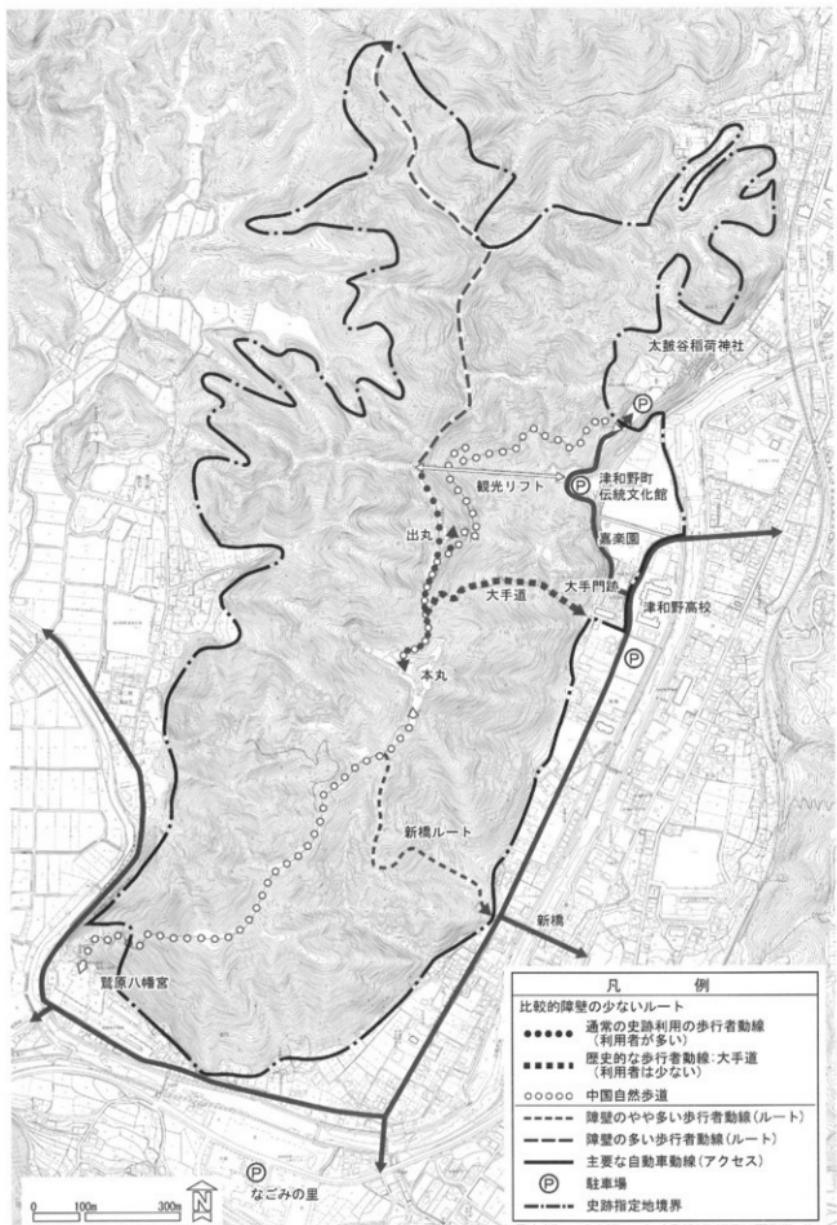


図 3-11 津和野城跡の利用に関する動線の状況

(2) サインの整備状況

津和野城跡の主なサインとしては、次のものがある。

- 史跡名称等の標柱(石造)
- 案内板
 - ・史跡に関するもの
 - ・中国自然歩道に関するもの
- 説明板
- 誘導標識
 - ・史跡に関するもの(鳥根県教育委員会)
 - ・史跡に関するもの(その他)
 - ・中国自然歩道に関するもの(一部史跡に関する表示あり)
- 遺構等の名称表示板(柱)
- 注意標識(柱)

これらサインの配置については、次頁の図に示しており、個々の状況については、その後に写真を掲載して説明しているが、津和野城跡におけるサイン整備の現状と問題点を整理すると次のようになる。

- ①設置主体が複数あるなど、サインの種類間のデザインの共通性が乏しい。
- ②整備時期が様々で、老朽化しているサイン、破損しているサインもある。
- ③同じ場所に類似機能(誘導標識、説明板)のサインが並立しているケースがある。
- ④三本松や出丸付近には、各種サインが集中的に立地し、計画的とはいえない。
- ⑤動線の分岐点など、サインが必要な場所に未整備、あるいは適切なサインでない場合がある。
- ⑥史跡周辺においては、津和野城跡関係の誘導標識等が少ない。

(3) 休養・便益・管理施設の整備状況

津和野城跡の利用に関する主要な休養・便益・管理施設としては、以下のものがある（サインは除く）。

休養施設	
<史跡指定地内> <input type="checkbox"/> ベンチ <input type="checkbox"/> あづまや	○ベンチ・野外卓 ○休憩スペース（りふと茶屋）
<史跡指定地内> <input type="checkbox"/> トイレ ・山麓部：津和野町伝統文化館 ・山頂部：簡易トイレ <input type="checkbox"/> 駐車場 ・津和野町伝統文化館 <input type="checkbox"/> 休憩・売店・軽飲食店（りふと茶屋）	<史跡指定地外（周辺）> <input type="checkbox"/> トイレ ・鷲原八幡宮 ・太鼓谷稻成神社
便益施設	
<史跡指定地内> <input type="checkbox"/> さく（転落防止）	<史跡指定地外> <input type="checkbox"/> 吸がら入れ
管理施設	
<史跡指定地内>	<史跡指定地外>

これらの施設の整備状況について、現状と特色・問題点を整理すると、以下のようなになる。

表3-13 休養・便益・管理施設の整備状況

区分	現状・特色	問題点・留意点
休養施設	<input type="checkbox"/> ベンチ ○ベンチは本丸（三十間台）に3箇所、三本松に1箇所ある。 <input type="checkbox"/> ベンチ・野外卓 ○ベンチ・野外卓は、三本松に一箇所ある。 <input type="checkbox"/> あづまや ○あづまやは、本丸南側の中国自然歩道から分かれた園路内に1箇所ある。 <input type="checkbox"/> りふと茶屋（休憩スペース等） ○りふと茶屋は、城山への登口に観光リフトとセットで立地している。	△三本松のベンチは老朽化し、表面もよがれた状態になっている。 △老朽化し、使用に耐えられない状態になっている。 △老朽化している。 △園路内にあり、動線の妨げになっている面もある。
	<input type="checkbox"/> トイレ ○簡易トイレが城跡内に立地している。 <input type="checkbox"/> 城跡への登口・降口（起終点）にトイレが立地している。 ・津和野町伝統文化館（スロープの設置等によるバリアフリー化：整備済）及びりふと茶屋・鷲原八幡宮	△維持管理がしにくく、利用しやすい状態とはいえない。 △谷部でわかりにくい場所に立地している。
	<input type="checkbox"/> 駐車場 ○観光リフト（下部）近くの津和野町伝統文化館に駐車場がある。	△もう一方の起終点となる鷲原八幡宮付近にはない。
	<input type="checkbox"/> 休憩・売店・軽飲食店 ○城跡への登口・降口である地点にりふと茶屋がある。	
便益施設	<input type="checkbox"/> 柵（転落防止）	○三十間台の東側や太鼓丸において、石垣沿いに柵（転落防止）がある。
管理施設		△柵が老朽化し、危険な部分もある。

5 景観条件

津和野城跡の景観を、視点の位置と対象によって、次の3つの観点から把握する。

- 史跡指定地外から津和野城跡：外→内

- 城跡(史跡指定地)から城跡：内→内

- 城跡から周辺地域：内→外

また、これらが動線を通じて連続した景観にもなる。

こうした観点から、津和野城跡に関わる景観の特性と問題点を整理すると以下のようになる。

表3-14 津和野城跡に関わる景観の特性と問題点

区分	特性	留意点・問題点
史跡指定地外から 津和野城跡 外→内	<ul style="list-style-type: none"> ○城山の東側からは、本丸等の石垣を見ることができ、津和野のランドマークにもなっている。 ○城山の南や東側からは、石垣を見るすることはできないが、城山の稜線などを身近に感じることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> △本丸周辺(東側)の樹木によって、石垣の存在が弱められている。 △山丸の石垣は、その規模の関係もあり、ランドマークとはいえないが、樹木の影響で曲輪の位置も確認にくい。
城跡（史跡指定地） から城跡 内→内	<ul style="list-style-type: none"> ○動線に沿って出丸、本丸等の中心曲輪群の遺構(石垣等)を連続的に見ることができる。 ○特に中心曲輪群は、段階的に構成された虎口、石垣、曲輪など一連の遺構を見ることができる。 ○石垣については、その規模や形状に加え、積み方などの技法や時代的な特色も見ることができる。 ○本丸などは紅葉の名所でもある。 ○動線沿いには、自然林などが茂っており、自然を身近に感じることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> △地震で崩れた石垣などの応急的な対策により、景観的にも城跡の風情を阻害した状況にある。 △サインや安全柵などの一部は破損し、老朽化しており、城跡の環境や景観を阻害している。 △南門跡周辺には竹が茂り、城跡の環境や景観と馴染んでいない面がある。
城跡から周辺地域 内→外	<ul style="list-style-type: none"> ○本丸や出丸などは、東及び南方などの絶好の眺望点である。その中には、市街地(街並み)や吉野山、陶が嶽などがある。 ○山丸付近からは、喜時雨(高田)方面の一部を見通すことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> △山丸からの眺望は、一部樹木で遮られている部分もある。 △地形的に喜時雨方面の眺望の条件は備えているが、樹木によって限定されている。 △中世城郭部分の多くは、森林に覆われ、景観としては制約されている。

<史跡指定地外から津和野城跡：外→内>



一般県道柿木津和野停車場線（国道9号の東側）から見た津和野城跡。本丸一帯の石垣を望むことができる



津和野大橋から望む城跡。本丸の石垣を一部見ることが出来るが、樹木が繁りその存在を意識しないと確認しにくい

<城跡(史跡指定地)から城跡：内→内>



三本松から本丸方向を見る。石段の大手道が伸びる



東門跡付近から北西を見る。三段櫓跡の石垣が連なる

<城跡から周辺地域：内→外>



三十間台から市街地（北東方向）を望む。背後には青野山が位置する



三十間台から南東方向を見る。右手遠方には野坂峠（県境）が位置する

6 津和野城跡の保存・活用の課題

前記の津和野城跡の現状等を整理・集約する形で、保存・管理及び整備・活用の観点から主要課題を設定する。

主要課題を設定することで、津和野城跡の保存・活用において取り組むべき方向を整理し、明確にする。

また、課題の設定の流れを整理すると次々頁のようになる。

(1) 主として保存・管理に関わる主要課題～史跡を適切に守るために～

① 学術調査による津和野城跡の全体像の把握

- 中世城郭に関する調査について、中長期的な観点から検討し、その具体化に取り組んでいく必要がある。
- 近世城郭に関しては、石垣カルテの作成など現状の把握に努めるとともに、発掘調査などによる調査・研究を進める必要がある。
- 石垣の修復や藩邸跡の整備などに関しては、その前提として発掘調査等が必要となる。
- 津和野城跡に関する絵図や文献の調査、藩邸などを構成していた建造物や建具などの調査が必要である。

② 計画的な保存修理

- 緊要な課題として、石垣の修復を進めていく必要がある。
- 曲輪や登城路などにおいて、定期的な点検を図るとともに、必要に応じて既損している箇所や改変されている箇所の修復について検討する必要がある。

③ 日常的・定期的な維持管理

- 住民等の協力・参加を得ながら、日常的な清掃や見回り、定期的な下草刈りや保守点検などに取り組む必要がある。

④ 現状変更等への対応

- 現状変更等への取扱方針や基準を作成し、的確に対応する必要がある。

⑤ 追加指定及び土地の公有化

- 関係機関と連携しながら、追加指定候補地の史跡指定を進める必要がある。
- 史跡指定地の土地の公有化を進める必要がある。

(2) 主として整備・活用に関わる主要課題～史跡を有効に生かすために～

① アクセスの円滑化とネットワークづくり

- 史跡へのアクセスや旧城下町との動線を充実させる必要がある。
- 津和野町に多数存在する山城跡や文化施設をはじめ、地域資源を生かしたネットワークづくりが必要である。

② 大手道の整備・活用

- 現在の津和野城跡の動線は、観光リフトがメインとなっているが、津和野城の中心となる登城路であった大手道について、優先的な整備と活用を図り、歴史的環境や利用者の津和野城跡に対する理

解を高める。

③ 史跡利用を促進する環境整備

- 歩行者動線やサイン、休憩施設、便益施設など史跡の利用を高めるため、計画的かつ効率的に環境整備に取り組んでいく必要がある。
- 歩行者動線については、登城路等の歴史的な道を重視しながら、曲輪等をつなぐ動線を適切に確保する。

④ ガイダンス機能の確保・充実

- 津和野城跡などのガイダンス機能の確保及び充実・強化に取り組む必要がある。

⑤ 藩邸跡及びその周辺の整備・活用

- 藩邸跡及びその周辺の調査を引き続き進めながら、藩邸や庭園の復元を含めた整備・活用の方策などを明らかにし、その具体化に取り組む必要がある。

⑥ 景観の保存・形成と活用

- 津和野城跡やその周辺の文化的な景観や自然景観を守るとともに、新たな施設整備などにおいては、津和野城跡の景観・環境の保全に留意しながら、文化的な景観を高める工夫を行う。
- 津和野城跡からの眺望や周囲から見る津和野城跡など、良好な景観を維持し、観光振興や学校教育、生涯学習、健康づくり（ウォーキングコース）などに生かしていく必要がある。

⑦ 広域的な交流・連携と情報の受発信

- 津和野城跡を生かした広域的な交流や人・地域・情報のネットワークづくりを進める必要がある。
- 住民等の参加のもとに、津和野城跡の活用を検討し、魅力アップを図るとともに、ガイダンス機能やインターネット、パンフレット等による情報の受発信機能を充実させていく必要がある。

(3) 共通する主要課題～取組の推進力を生み出すために～

① 住民等との連携・協力の体制づくりと支援制度等の検討

- 津和野城跡の維持・管理や整備・活用に向け、文化財などに関する情報を分かりやすく提供するとともに、行政と住民等の連携・協力（協働）の関係づくりや、住民参加の取組を進めていく必要がある。
- 住民等の意向やアイデアを把握し、史跡の保存・活用への反映について検討する必要がある。
- 住民等による史跡の清掃や見回りなどの活動を支援する制度の充実・強化を図る。

② 事業推進の体制づくりと事業費の確保

- 津和野城跡の保存・整備・活用に向け、事業を計画的に進めていくための行政の体制を強化するとともに、関係機関と連携しながら、必要な事業費の確保に努める必要がある。

表3-15 津和野城跡の課題の検討

区分	主な個別課題	(主として)保存・管理 ※第4章・6章へ展開	(主として)整備・活用 ※第5章・6章へ展開
概況と取り巻く環境	位置交通	●広域交通ネットワークの強化が必要。 ●歴史的街並みと一体的に立地している特性を生かす必要。	
	歴史	●津和野城跡の特性を生かしながら保存・活用を進める必要。 ●山麓部における津和野城や城下町に關わる遺構の保存・活用を検討する必要。	
	文化的環境	●歴史・文化を生かしながら、地域資源の魅力づくりと有効活用に取り組む必要。	日常的・定期的な維持管理
	自然	●緑と水の豊かな自然環境を生かしたまちづくりが必要。 ●冬季における地域振興などが必要。	現状変更等への対応
	社会環境	●年間を通して観光振興に努める必要。 ●宿泊客や長時間滞在客を増やす必要。 ●地域の魅力づくりや誇り、アイデンティティの形成等への活用。	
	城跡の構成・遺構	●津和野城跡の調査や保存・整備などに取り組む必要。 ●津和野城跡の特色を生かした保存・活用に取り組む必要。	学術調査による津和野城跡の全体像の把握
	石垣	●石垣の修復・整備を進める必要。 ●石垣全体の調査と測図の作成をもとに、保存・活用を検討する必要。	
	土地利用・補生	●森林の適切な保全と管理、竹林対策が必要。 ●山麓部の史跡指定地やその予定地の整備・活用を検討する必要。	大手道の整備・活用
	土地所有	●追加指定や土地の公有化に対応していく必要	藩郭跡及びその周辺の整備・活用
	施設整備	●アクセスの円滑化が必要 ●歩行者動線の整備・充実が必要。 ●サイン、安全施設、便益施設等の計画的・体系的な整備が必要	追加指定及び土地の公有化
津和野城跡の現状	景観	●ランドマーク性を高める必要。 ●眺望の場の確保・整備。 ●遺構空間などの保存・整備が必要。	史跡利用を促進する環境整備
	住民意識	●情報の提供や学習機会の拡充、魅力づくりなどが必要。 ●住民参加による津和野城跡の保存・活用を検討する必要。	景観の保全・形成と活用
			住民等との連携・協力の体制づくりと支援制度等の検討
			事業推進の体制づくりと事業費の確保

第4章 史跡津和野城跡の保存・管理

1 保存・管理の基本的な考え方

津和野城跡を適切に保存し、有効に活用するとともに、未来に確実に継承していくため、以下のような保存・管理の基本的な考え方のもとに、具体的な取組を行っていく。

■史跡を構成する諸要素と価値の明確化に基づく保存・管理への対応

津和野城跡を構成する諸要素を特定し、その本質的な価値を明確に把握し、保存・管理のあり方や具体的な取組の検討の前提とする。

■適切な保存・管理の方法の明確化

法的措置、行政的措置、技術的措置の面から、総合的に適切な保存・管理の方法を示す。

また、特定した津和野城跡を構成する諸要素について、個々および区域ごとに保存・管理の方法及び取組を明らかにする。

■周辺環境の保全等への対応

津和野城跡は、城山山系の南端部に位置し、森林に覆われているとともに、山麓部には歴史的街並みを有する市街地や農地・集落地が形成されている。

こうした環境と津和野城跡の文化的・自然的環境及び景観が調和していくよう、周辺環境を含め一体的な保全等の方策を検討する。

■保存・管理（整備・活用）のレベルを考慮した対応

広大な史跡指定地及びその周辺の関連区域を維持・管理していくため、整備・活用を図る区域と現状維持（保存）を基本とする区域を明確に位置づける。

より積極的に整備・活用を図る区域としては、現状においてアクセスが確保されている近隣城郭の区域を基本とし、それに対応した保存・管理を図る。

その他中世城郭をはじめとした区域については、本質的な価値の保存・継承のため、現状維持を基本とした保存・管理を図る。

■現状変更等の取扱方針及び基準の明確化

史跡指定地においては、文化財保護法第125条に規定された現状変更等に対応する必要がある。

このため、津和野城跡において想定される現状変更等の行為を明らかにした上で、取扱方針及び基準を明確にする。

■発掘調査の実施と保存・管理及び整備・活用の推進

史跡の内容確認のための発掘調査等を計画的に実施し、津和野城跡の歴史や価値などの掘り下げを進めていく。

石垣の修復、藩邸の建物の表現などに際しては、実施に先立ち発掘調査等を実施し、遺構の状況を詳細に把握する。

また、発掘調査の成果を生かしながら、住民等への情報提供や学習機会の確保などに取り組む。

■史跡の整備・活用に対応した保存・管理

必要に応じて、史跡の整備・活用についても検討し、実施にあたっては既存の遺構との整合性を図りながら、保存・管理に取り組む。

■住民参加と協働による保存・管理及び体制づくり（取組内容や体制については、第6章で記述）

津和野城跡の保存・管理においては、日常的な清掃や点検から、災害等の緊急時の対応まで、多岐に及ぶ内容が想定され、行政だけに対応することは困難である。

このため、地域住民等の協力と参加を得ながら、協働で保存・管理に取り組む仕組みや体制を構築するとともに、具体的な取組内容や役割を明確にする。

2 史跡及び周辺環境を構成する諸要素と区域の設定

(1) 史跡及び周辺環境を構成する諸要素

史跡の保存・管理を確実に行っていくためには、周辺環境を含めて史跡を構成する諸要素を把握するとともに、その中で「本質的価値を構成する諸要素」は何かを明らかにする必要がある。そのことは結果的に、「本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」を整理することにもなる。

つまり、史跡を適切に継承するためには、その価値を明確にし、特性や内容に応じた取組を行うことが不可欠である。

表4-1 史跡及び周辺環境を構成する諸要素（1／2）

区分		主な具体的諸要素 (○：本質的価値 □：その他)
史跡を構成する諸要素 (史跡指定地 ・追加指定予定地)	本質的価値を構成する諸要素	<ul style="list-style-type: none"> ○曲輪（中荒城跡、南出丸、北側曲輪群、陣城跡など） ○堀切・壁塁 ○土塁 ○石積（石垣） ○大手・大手道（西側・喜時雨ルート：遺構及び具体的ルートは未確認）※近世は搦手 ○その他登城路（東側ルート：推定）※近世は大手 ○曲輪間等の歴史的な道 ○自然地形：曲輪等と一体的
	近世	<ul style="list-style-type: none"> ○曲輪・石垣（本城：本丸・二ノ丸・三ノ丸・腰曲輪）、出丸〔織部丸〕） ○その他の曲輪：三本松、時打櫓・塩庫の存在した曲輪 ○建物跡等の遺構（本城：東門跡・三段櫓跡・鉄門櫓跡・西門櫓・人質櫓跡・台所跡など、出丸：門跡など） ○井戸 ○溜め池（推定）・石組（時打櫓付近） ○大手・大手道（東側ルート） ○喜時雨ルート（西側の登城路）：遺構及び具体的ルートは未確認）※中世は人手道（大手・搦手は中世と反転） ○新橋方面からの登城路・曲輪間の歴史的な道など ○藩邸跡（物見櫓、馬場先櫓、庭園跡、水路遺構、石垣、地下遺構） ○樹木：一本杉、松（藩邸跡）…明治維新以前から存在していたものの（遺構のき損につながるものは除く） ○津和野神社
	本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	<ul style="list-style-type: none"> □樹林（森林・竹林）：原則、近世から存在していたものを除く □観光リフト □りふと茶屋 □中国自然歩道（「鷲原八幡宮ルート」「曲輪間の歴史的な道」と重なる部分は、調査・確認によって本質的価値） □その他歴史的な道以外の登山道・山道 □保存施設（サイン類） □津和野町伝統文化館 □津和野高等学校 □記念碑（藩邸跡） □町営住宅 □道路（町道など） □水路（排水路など） □農地

表4-1 史跡及び周辺環境を構成する諸要素（2／2）

区分	主な具体的諸要素 (○: 本質的価値 □: その他)
史跡の周辺地区の環境を構成する諸要素	<ul style="list-style-type: none"> ○中世・近世の城下町遺跡（中世：高田遺跡、喜時雨遺跡、近世：城下町遺跡） ○城下町史跡群、歴史的街並み ○近世藩印邸廻跡 ○その他津和野城と関係する文化財 ○吉見氏館跡（推定） ○自然地形：史跡指定地と一体的な区域（山裾など）、歴史的なランドマーク（青野山など） ○津和野川、津和野城と関係する歴史的な水路 ○津和野と関係する文化施設：津和野町郷土館、津和野町民俗資料館、森鷗外記念館など □その他の文化財（津和野城関係以外） □その他山地・樹林（森林） □歴史的な道以外の登山道・山道、中国自然歩道（歴史的なルートと重なる区間以外） □町道、県道等 □水路 □その他建築物・工作物（文化財以外） □農地



陶が嶽から見た街並み



本城（三十間台）から見た街並みと青野山

(2) 区域の設定

津和野城跡の保存・管理を行うに当たっては、遺構の時代や現状、自然環境、土地利用、周辺環境など、それぞれの場所の性格に応じた取組が必要となる。

具体的には、場所ごとに、現状変更にどう対応するか、整備・活用をどの程度進めるか、それとも現状維持を基本とするかといったことを検討することになる。

したがって、保存・管理の対象とする場所の歴史的・空間（土地利用）的な状況・性格と、現状変更の許容度や整備・活用の取組方といった保存・管理のレベルの面から、区域を設定する（下記）。

なお、保存・管理の主たる対象は史跡指定地であるが、追加指定予定地も既指定地と同様に扱う。

さらに、史跡指定地と一体的・連続的な周辺環境のあり方も、津和野城跡の本質的な価値の保存・活用と密接に関係することから、史跡指定地周辺の文化財の保存・活用に関しても検討する。

<保存・管理のレベルの方向づけ>

■保存・管理のレベルの区分

保存・管理のレベルは、大きく整備・活用を行うか、あるいは現状維持を中心とするかで分ける。

○Aランク：保存・管理のレベル

「城跡としての本質的な価値を厳正に保存する。」

○Bランク：保存・管理のレベル

「曲輪などはないが、樹林や地形などを一体的に保存しながら、適切な管理を行う。」



■Aランクへの位置づけの考え方

○学術調査及び史跡の保存・整備に必要な発掘調査、史跡の復元・整備に関する行為、本質的な価値を有するもの以外の施設等で、史跡の保存・活用において必要が高いものの修理・改修等、災害復旧及び災害防止等で必要な措置を除き、原則として、現状変更等を認めない。

■Bランクへの位置づけの考え方

○史跡の保存・活用において必要な便益施設等について、遺構の保護や景観への配慮を前提として、整備を認める。

○既存の公共施設など住民生活等において必要なものについて、遺構の保護や景観への配慮を前提として、整備を認める。

<歴史及び空間特性による区域の区分>

○遺構等の歴史・時期や遺存状態、及び現在の土地利用を勘案し、これらの特性に応じて区域を設定する。

表4-2 区域の設定と考え方

区分	時代	区域名	歴史的・空間(土地利用)的な状況・性格	保存・管理のレベル	
				Aランク	Bランク
史跡指定地・追加指定予定地	近世	本城・出丸・大手道区域	○近世山城の中心をなす区域である。 ○本質的価値の核心をなす。	● 石垣の修復、その他遺構の保護など	
		時打櫓区域	○近世山城を構成する時打櫓等の位置していた曲輪を中心とする区域である。 ○現状ではアクセスが不明確である。	● 時打櫓の遺構や曲輪の保護など	
		藩邸・大手区域	○近世山城と一体をなす津和野藩の拠点である。 ○「本城・出丸・大手道区域」とともに、本質的価値の核心をなす。 ※区域内に各種公共施設（学校、町営住宅、道路等）を含む。	● 藩邸の建造物跡及び現存建造物の保護など ※公共施設への対応	
	中世	搦手区域	○近世山城の搦手（中世は大手）に当たり、津和野城の歴史や全体構成を窺い知る上で欠くことができない。 ○今後、史跡の保存・整備を図る上で、新たな利活用の区域の候補となる。	● 地下遺構の保護や地形の保全など	
		陣城・神社区域	○中世末期の籠城戦の陣城（支城）跡と推定される。 ○近世に入ると津和野神社が造営され、今日に至る。	● 陣城跡の遺構の保護など	
		中世山城区域	○中世に築かれた津和野城の曲輪及び中世末期に築かれた陣城・支城（天文23年（1554）の籠城戦と推定）を中心とした区域である。 ○津和野城の成り立ちや歴史、特徴などを知る上で、欠くことができない。	● 中世山城跡の遺構の保護など	
その他	遺構周辺山地区域		○曲輪等を取り囲む形で、往時の地形（山地）と樹林（人工林、自然林）が広がる。 ○遺構と一緒に保存・管理を図る区域である。		● 樹林整備、動線の維持管理のなど
周辺地区（史跡指定地・追加指定予定地周辺）	近世	城下町遺跡区域 ※藩邸跡等は「藩邸・大手区域」に対応	○城下町遺跡の範囲であり、その中には歴史的街並みをはじめ、多数の文化財が立地する。 ○津和野城跡と一体となって、文化財の保存・活用を図る区域である。		
	中世	中世城下町遺跡区域	○津和野城跡の南及び西側に広がる農地や集落であり、津和野城などに関わる遺跡等も存在する。 ○津和野城跡の歴史的・文化的環境（景観）の保存においても大切な区域である。		
	その他	北部山地区域	○史跡指定地の北側を中心に広がる山地部（森林）であり、津和野城跡と一体をなす地形及び植生等の自然環境である。		

注) 「保存・管理のレベル」欄の「●」は主たる該当を指す。

やや大きめの●は、積極的・能動的な対応を示す。

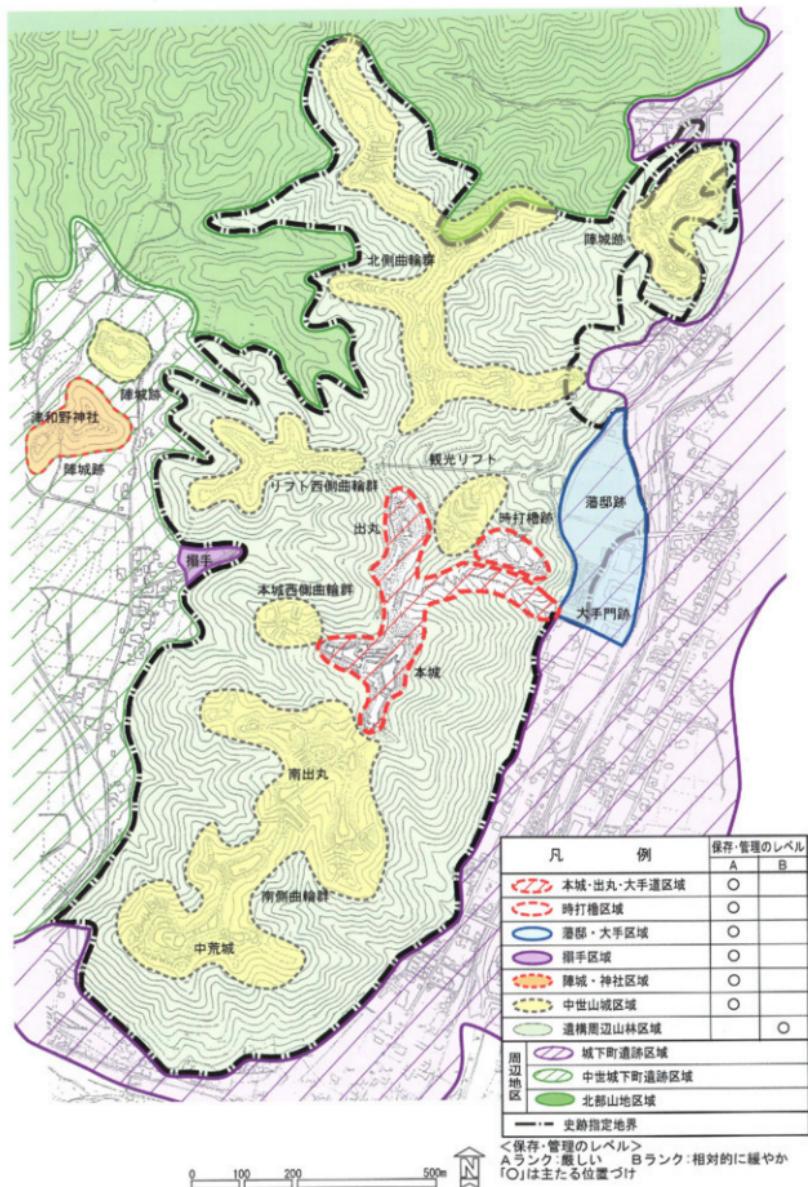


図4-1 地域の設定

3 保存・管理の方法

(1) 保存・管理の手法と内容

主として史跡の保全の観点から行う手法に関して、保存・管理の内容を明らかにする。

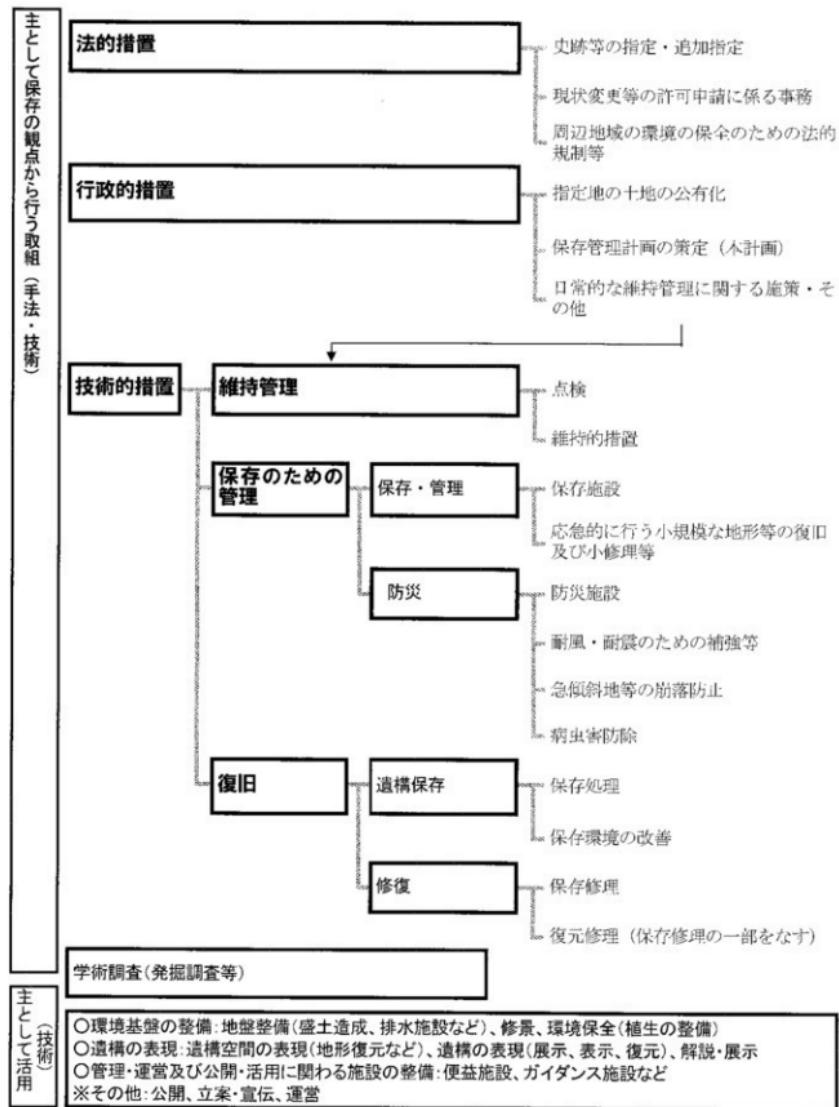


図4-2 保存の観点を中心とした取組 (手法・技術) と体系

① 法的措置

ア 追加指定

- 津和野城跡を適切に保存・管理するため、現在の史跡指定地に近隣接する津和野城関係の遺構が存在する区域（追加指定予定地：下記）については、追加指定に取り組む。
 - ・藩邸跡（町道および津和野高等学校敷地）
 - ・津和野城跡西側山麓の扇手（中世は大手）付近
 - ・津和野神社及びその周辺（陣城跡）
- 城下町史跡群（亀井家墓所や永明寺、弥栄神社、溝校養老館、高崎鬼井家跡、鷲原八幡宮）などその他津和野城跡に関わる遺構などが確認できた場合は、その保存・管理等と合わせて史跡指定または追加指定を検討する。

イ 周辺環境の保全のための法的規制等

- 史跡指定地周辺において、津和野城跡の環境・景観を阻害するような状況が生じることを防ぐため、現在指定・運用している都市計画法や景観法、森林法などの法規制を、原則として継承する。

ウ 現状変更等の許可申請に係る事務

- 文化財保護法等に基づき、史跡指定地における保存の方針や基準を設定し、現状変更許可申請等に係る事務に対応する。→第4章「4 現状変更等の取扱方針及び取扱基準」を参照

② 行政的措置

ア 土地の公有化

- 原則として、史跡指定地内の土地の公有化を進める。

イ 日常的な維持管理に関する施策

- 住民等の参加・協力を得ながら、日常的な維持管理が適切に行えるよう、体制づくりや支援制度などの施策・事業を充実・強化する。

③ 維持管理

ア 点検

- 点検調書等を利用して、日常的な見回りを行い、遺構や地形、樹木等の確認を行う。
- 史跡の本質的価値を構成する要素や施設・設備等の状況については、日常的な見回りに加えて、より詳細に定期的な保守点検を図る。
- 景観の保全・確保などを目的とした定期的な樹林等の確認や、定点観測を行い、必要に応じて、景観確保のための部分的な樹林整備などを実施する。
- 復旧及び保存処理を施した場合には、その場所・部分の継続的な経過観察を行い、用いた技術や材料等の効果及び適正さの確認を行う。

イ 維持的措置

- 本城、出丸等においては、定期的な清掃に加え、季節的な下草刈りや樹木の管理を行う。
- 石垣等遺構をき損する恐れのある障害木は、除伐等を行う。また、除草・除伐・枝打ち等の管理行為や竹林対策及び景観的な対応（上記「点検」を参照）については、遺構の保護を前提として行うことができる」とする。
- 保存・活用のための諸施設等の定期的な保守点検を通じ、必要に応じて修繕・整備を行うとともに、これらの管理調書を作成・保管する。
- 災害等が発生する恐れがある場合、または発生した場合は、的確・迅速に臨時の点検により状況を把握し、必要に応じて適切な予防または応急的な措置（維持的措置）などを講じる。ただし、再整備を要するようなき損等については、新たに計画等を作成し整備を実施するものとする。

○津和野城に関わる瓦等の遺物や史跡指定地内の動植物の持ち去りを防止するため、啓発やバトロール（点検時など）、注意札の設置等を図る。

④ 保存のための管理

ア 保存・管理

<保存施設>

○訪れた人に対し、適切な史跡利用や本質的な価値を周知し、もって史跡の保護を図るため、標識、案内板、説明板、注意札などを計画的に整備する。

○老朽化や必要性の低下した保存施設については、計画的に更新または撤去を図る。

○史跡の保護と適切な管理を行うため、史跡の整備・活用と連携させながら、必要に応じて囲いや覆屋、管理のための門扉などの整備を検討する。

○今後の追加指定の予定などを勘案しながら、境界標の設置を進める。

○保存施設の整備においては、その利活用のしやすさに加え、デザインや規模・大きさをはじめ史跡との調和に留意する。

<応急的に行う小規模な地形等の復旧または小修理等>

○日常的・定期的・臨時の点検の結果を踏まえ、本質的価値を構成する要素において軽微なき損等を確認した場合には、その保存のため応急的に小規模な復旧または小修理を行う。

○なお、応急的に行う小規模な地形等の復旧または小修理等は、き損の拡大を防ぐための措置であり、管理的なものである。き損等の状況により、必要に応じて保存施設の整備または本格的な復旧等を検討する。

イ 防災

<防災施設>

○史跡の本質的価値を構成する諸要素の火災によるき損または滅失を予防し、火災が生じた場合においても被害を最小限にするため、史跡周辺を含めた区域の中で、火災が発生した場合の消防設備や消防水利の確保を図る。

○常備消防及び消防団（非常備消防）などの連携のもとに、災害時における迅速・的確な対応が整える態勢を整える。

○火災を防止する注意札の設置（保存施設）や啓発に取り組む。

<耐風・耐震のための補強等>

○石垣などの保存修理を行う場合には、耐震性についても考慮し、必要に応じて遺構の保護を前提に補強を検討する。ただし、石積み等の伝統技術の範疇を超える技法は、防災・安全性の確保など、やむを得ない場合を除き、用いないこととする。

○倒木などによる史跡の本質的価値を構成する諸要素のき損を防止するため、樹木の枝打ちや除去、支柱等での補強などを検討する。

<急傾斜地等の崩落防止>

○史跡の東西及び南側の急傾斜地においては、原則として樹林の保全・整備によって、崩落防止や景観保全等を図る。ただし、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域においては、史跡との調和に留意した手法の採用に努めながら、法制度に基づく整備、改修などに対応する。

○急傾斜地等が崩落の恐れがある場合には、史跡との調和に留意するとともに、様々な工法・技術を総合的に検討しながら、適切な崩落防止対策を講じる。

<病虫害防除>

- 史跡指定地や周辺における樹林の保全を図るため、必要に応じて病害虫防除の対策を講じる。
- イノシシなどによる遺構や地形等の損傷を抑制するとともに、人的被害が生じないようにするために、鳥獣被害防止の対策を講じる。

⑤ 復旧

ア 遺構保存

<保存処理>

- 石列や建物跡などで使用されていた石材を露出展示する場合や、構造的な材料として再利用する場合（復元修理）においては、現物を極力保存することとし、破損等で劣化の恐れのあるものについては、適切な工法を検討する。

<保存環境の改善>

- 雨水による石垣や曲輪、建物跡などへの影響を抑制するため、遺構保護や景観に配慮しながら、適切な雨水処理を図る。
- 植生（樹林等）による遺構への影響、景観の保全・形成、自然環境の保全、防災的機能などを検討しながら、樹林等の保全・整備を図る。
- 竹林については、遺構への影響や津和野跡としての景観の保全・形成、往時の植生からの転換の抑制などを考慮し、拡大を防ぐとともに、本城周辺などの竹林は定期的・段階的な伐採に努める。
- 史実に基づいた植生の復元については、遺構の保護を前提に、周辺環境との関係などを考慮しながら、具体的に検討し、その結果に基づき行うこととする。

イ 修復

<保存修理>

- 近世山城の石垣の崩壊箇所や崩壊の恐れのある箇所などは、計画的・段階的に修復を行う。
- 近世山城の曲輪などの破損箇所は、史跡整備の計画などを勘案しながら、必要に応じて修復を行う。
- 石垣等が崩壊・破損している場合などにおいては、原則として、もとの材料及び工法を用いて旧規の状態に復する。ただし、欠損している場合は、適切な代替材料を確保し、原則として、伝統的石積み技術を用いて修復する。

<復元修理>

- 保存修理や復元を行った場合には、経過を定期的に観察し、きず等が生じた場合は、適切な手法によって復元修理を図る。
- 藩邸跡においては、発掘調査など学術調査を行い、その成果や既往の調査等を踏まえながら、建物等の表現を検討する。→「第5章 史跡津和野城跡の整備・活用」を参照

(2) 区域別保存・管理の内容

① 区域別保存・管理の基本方針

保存・管理（整備・活用）及びそれと関連する発掘調査については、史跡指定地等が広大で多様な場所・区域から構成されることなどから、保存・管理のレベルや歴史的・空間的な性格に基づき、適切な対応を図る必要がある。

このため、前記の区域ごとに保存・管理のあり方を明らかにする。なお、各区域または複数の区域に共通する保存・管理のレベル及び優先度に関する基礎的な方針を以下のように設定する。

【共通する（前提となる）基本方針】

■保存・管理（整備・活用）の優先度

- 積極的に能動的に保存・管理（整備・活用）を図る区域としては、前述の「第4章2(2) 区域の設定」で示しているように、「本城・出丸・大手道区域」と「藩邸・大手区域」を位置づける。
- これらの区域以外については、原則として、本質的な価値の保存・継承のため、現状維持を基本とした保存・管理を図る。

■学術調査の実施とその結果を踏まえた対応

- 史跡指定地及びその予定地の発掘調査については、原則として、整備・活用を考慮しながら、近世城郭に関わる場所・区域を優先して実施する。ただし、中世城郭に関わる場所・区域などにおいては、緊急性が生じた場合には適宜対応する。

- 城下町遺跡区域及び中世城下町区域における発掘調査・試掘調査については、周知の埋蔵文化財包蔵地としての対応を図り、その成果を踏まえた遺構の保存を図るとともに、整備・活用を検討する。

■その他「保存・管理の手法と内容」を踏まえた保存・管理への対応

- 前述の「第4章3(1) 保存・管理の手法と内容」に基づき、追加指定や土地の公有化、保存施設・防災施設の整備、保存環境の改善（竹林への対応など）、遺構の修復などに対応する。

表4-3 区域別保存・管理の基本方針

区分	区域名 (保存・管理の レベル)	保存・管理の基本方針	主な諸要素 (○:本質的価値 □:その他)
史跡指定地・史跡指定予定地	本城・出丸・大手道区域 (Aランク)	<ul style="list-style-type: none"> ○本城及び出丸（織部丸）、大手道については、積極的な公開を前提に、石垣の修復などを進めながら、史跡の保存・管理を行う。 ○現在利用されている歴史的な道、観光リフトからのルート、中国自然歩道は、遺構の保護と安全性、利便性等に配慮しながら、適切に維持・管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○曲輪：本城、出丸（織部丸）、二本松跡 ○石垣 ○建物跡等の遺構 ○井戸 ○登城路（大手道など） □歴史的な道以外の山道等 □保存施設（サンイン類） □樹林（森林・竹林）
	時打檜区域 (Aランク)	<ul style="list-style-type: none"> ○当面は、学術調査以外の現状変更は認めないこととし、現状維持を基本として保存・管理する。 ○将来的には学術調査に基づいた整備に努めながら、アクセスを確保し、活用（公開）を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○曲輪（時打檜跡など） ○溜め池（推定）・石組 ○堀切 □樹林（森林・竹林）
	藩邸・大手区域 (Aランク)	<ul style="list-style-type: none"> ○藩邸跡及び大手（史跡指定地外の区域）については、追加指定に取り組むとともに、将来的には藩邸の建物等の表現をはじめとした整備・活用を目指す。 ○それまでは、学術調査を計画的に実施するとともに、史跡の保護と有効活用、既存の公共施設の維持管理に努めながら、適切な保存・管理を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○藩邸跡（建物跡、庭園跡） ○歴史的水路 ○物見櫓、馬場先櫓 ○大手跡 □記念碑 □津和野高等学校 □町営住宅 □県道、町道
	搦手区域 (Aランク)	<ul style="list-style-type: none"> ○津和野城跡としての追加指定を図るとともに、遺構のき損や地形の改変が生じないように努める。 ○史跡指定地となった場合は、当面は学術調査以外の現状変更は認めないこととし、現状維持を基本として保存・管理する。 ○将来的に遺構等を調査・確認し、その成果に基づいた整備を進め、保存・管理及び活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○搦手・搦手からの登城路 ・搦手の遺構（地下遺構の存在が推定） ・寺跡（大光寺、光琳寺）が推定 □農地
	陣城・神社区域 (Aランク)	<ul style="list-style-type: none"> ○津和野神社及び参道等については、管理者が必要に応じて修復・整備を行ないながら、利用に対応した保存・管理を図る。 ○それ以外の区域については、原則として、学術調査及びそれに基づいた遺構の保存・整備以外の現状変更は認めないこととし、現状維持を基本として保存・管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○陣城 ○津和野神社 □樹林（森林・竹林）
	中世山城区域 (Aランク)	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として、学術調査及びそれに基づいた遺構の保存・整備以外の現状変更は認めないこととし、現状維持を基本として保存・管理する。 ○ただし、竹林の伐採と樹種転換、防災、復旧等には適宜対応する。 ○中世山城跡のうち、鷲原八幡宮などからの登城路等や中国自然歩道に関係する曲輪等については、遺構の保護に留意しながら、一部公開する方向で保存・管理にも対応する。 ○将来的に中世山城跡等の遺構を調査・確認し、整備を行った場合については、それに対応した保存・管理を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○曲輪 ○堀切、堅堀 ○陣城跡（支城跡） □樹林（森林・竹林）
	遺構周辺山林区域 (Bランク)	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として、学術調査及びそれに基づいた遺構の保存・整備、歩行者動線の修繕・整備、史跡の保存・活用上必要な施設の整備、樹林の維持的措置以外の現状変更は認めないこととし、現状維持を基本として保存・管理する。 ○ただし、竹林対策や防災、復旧等には適宜対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○登城路、その他歴史的な道 ○自然地形 □樹林（森林・竹林） □中国自然歩道、山道（登城路等以外）、観光リフト □急傾斜地等

表4-4 周辺地区における文化財の保存・活用の基本方針（参考）

区分	区域名 (整備・活用)	保存・管理の基本方針	主な諸要素 (○：本質的価値 □：その他)
周辺地区 (史跡指定地・予定地周辺)	城下町遺跡区域 ※ 藩邸跡等は「藩邸・大手区域」で対応	<ul style="list-style-type: none"> ○近世城下町に関わる遺構等の調査・確認を進めながら、その保存に努めるとともに、条件が整い公開・活用に向けた整備を行った場合については、それに応じた取組を図る。 ○各種法制度を活用しながら、歴史的建造物（群）や史跡（群）の保存・活用、歴史的風致の維持及び向上、景観づくりなどに取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ○城下町遺跡と城下町史跡群 ○津和野川、歴史的な水路 ○その他關連する文化財 ○歴史的街並み □町道、県道等 □その他建築物、工作物（市街地）
	中世城下町区域	<ul style="list-style-type: none"> ○中世城下町に関わる遺構等の調査・確認を進めながら、その保存に努めるとともに、個々の遺構の状況や周辺環境などを踏まえ、遺構の整備・活用について検討する。 ○各種法制度を活用しながら、文化財の保存・活用や景観づくりなどに取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ○吉見氏館跡（※推定） ○近世窯跡 ○津和野川 □農地、建築物・工作部（集落地）
	北部山地区域	○原則として、現状維持を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○自然地形 □樹林（森林・竹林）

② 区域別保存・管理の内容

区域及び要素別に、保存・管理の内容を以下のように設定・整理する。

なお、整備・活用については、「第5章 史跡社和町城跡の整備・活用」でより詳細に記述する。

表4-5 区域及び要素別保存・管理の内容（1／4）

区分 区域	史跡を構成する 諸要素	保存・管理の内容
史跡指定地・史跡指定予定地 本城・出丸・大手道区域	本質的価値 を構成する 諸要素	曲輪、建物跡等の遺構 ○石垣の崩落している部分など破損箇所を除き、原則として、現状の保存を図る。 ○建物跡等の遺構を整備した場合は、その維持・管理を図る。
		石垣 ○石垣の現状の把握や右垣カルテの作成を図る。 ○石垣の崩壊箇所や崩壊の恐れのある箇所などは、計画的・段階的に修復を図る。 ○崩壊・破損している場合などにおいては、原則として、もとの材料及び工法を用いて、旧規の状態に復する。ただし、欠損している場合は、適切な代替材料を確保し、原則として、伝統技術を用いて修復する。 ○調査・研究により、往時の形状が現状とは相違する場合には、復元等を検討する。 ○樹木によって石垣が崩壊したり、はらみ出しのみられる箇所については、調査を行い、石垣直近の樹木など、影響が大きい場合は、伐採等を行う。
		井戸 ○井戸の保存・活用と安全対策を講じる。
		登城路（大手道など）、その他歴史的な道 ○大手からの登城路の調査を行い、石段をはじめ遺構が確認できた箇所・区間については、修復等を行う。また、遺構の保護や歴史的環境の保全に留意しながら、必要に応じて歩行環境の整備を行う。 ○その他登城路や曲輪間等の歴史的な道についても、大手道に準じた調査や整備に努める。
	本質的価値 を構成する 諸要素以外 の諸要素	樹林 ○曲輪内の樹木については、遺構や眺望（展望）景観などに悪影響を及ぼす樹木は、伐採等を行う。 ○本城周辺などに茂っている竹林については、定期的な伐採等により、広葉樹等の植生に復する。 ○本城や出丸の周辺の樹木等については、眺望（展望）景観の確保を図るために、遺構の保護や防災に留意して、下草刈りや部分的な除伐、間伐などをを行う。 ○登城路をはじめ動線として利用されている道については、その機能を維持するため、遺構の保護等に配慮しながら、道やその周辺の樹木等を定期的に整備する。
		歴史的な道 以外の登山道・山道 ○現在利用されている道については、維持・管理する。 ○歴史的な道以外も含め、中国自然歩道の維持・管理及び必要な整備と利用促進を図る。
		保存施設 ○既設の案内板、説明板等については、維持・管理を図りながら、計画的に再整備する。 ○史跡全体あるいは周辺地域を含めてサイン計画等を作成し、計画的・段階的に案内板、説明板等の整備を図る。
		区域全体（共通事項） ○土地の公有化を進める。 ○その他、第3章3「(1) 保存・管理の手法と内容」の関連事項。

表4-5 区域及び要素別保存・管理の内容（2／4）

区分区域		史跡を構成する諸要素	保存・管理の内容
史跡指定地・史跡指定予定地	本質的価値を構成する諸要素	曲輪	<ul style="list-style-type: none"> ○将来的には、時打櫓や塩庫などの学術調査を実施する。 ○当面は、現状の保存を図る。 ○樹木、竹等によって遺構の保護に支障を来している場合は、遺構の保護や防災等に留意しながら、適切な樹林整備を行う。
		溜め池（推定）、堀切	<ul style="list-style-type: none"> ○将来的には、時打櫓や塩庫などと合わせて、学術調査を実施する。 ○原則として、現状の保存を図る。 ○樹木、竹等によって遺構の保護に支障を来している場合は、遺構の保護や防災等に留意しながら、適切な樹林整備を行う。
	本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	樹林	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として、樹林の保全を図る。 ○竹林対策が必要な場合は、適宜対応する。 ○森林の維持・管理や遺構の保護などの観点から、必要に応じて下草刈りや部分的な除伐、間伐などを行う。
区域全体（共通事項）			○その他、第3章3「(1) 保存・管理の手法と内容」の関連事項。
藩邸・大手区域	本質的価値を構成する諸要素	藩邸跡	<ul style="list-style-type: none"> ○学術調査を実施し、その成果を踏まえながら、将来的には建物等の表現を検討する。 ○それまでは、現状の保存を図る。
		嘉楽園	<ul style="list-style-type: none"> ○学術調査を実施し、その成果を踏まえながら、近世の人名庭園としての復元等を検討する。 ○それまでは、現状の保存を図る。
		歴史的な水路	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として、現状の保存を図る。 ○き損箇所またはその恐れがある箇所については、修復等を検討する。
		物見櫓	<ul style="list-style-type: none"> ○建物の維持管理を図りながら、公開を検討する。 ○将来的には、城下町時代の場所への移設を検討する。 ○建造物としての文化財指定（町または県）を検討する。
		馬場先櫓	<ul style="list-style-type: none"> ○建物の維持管理を図りながら、公開を検討する。 ○建造物としての文化財指定（町または県）を検討する。
		大手跡	<ul style="list-style-type: none"> ○津和野城の大手にあたる一帯の学術調査を実施し、その成果を踏まえながら、整備・活用、追加指定を検討する。 ○それまでは、現状の保存を図る。
	本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	道路	<ul style="list-style-type: none"> ○県道・町道の美化などを働きかける。 ○稲成神社の参道については遺構保護を優先し、そのあり方について検討を行う。
		津和野高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の整備等にあたっては、地下遺構をき損しないよう留意する。 ○津和野高等学校の敷地（廣小路跡）の追加指定に取り組む。 ○将来的には、嘉楽園等と合わせて、藩邸跡の整備・活用を検討する。
区域全体（共通事項）			○その他、第3章3「(1) 保存・管理の手法と内容」の関連事項。

表4-5 区域及び要素別保存・管理の内容（3／4）

区分 区域	史跡を構成する 諸要素		保存・管理の内容
史跡指定地・史跡指定予定地 搦手区域	本質的価値 を構成する 諸要素	搦手の遺構	<ul style="list-style-type: none"> ○学術調査を実施し、その成果を踏まえながら、遺構の保護や場所の説明等を行う。 ○将来的には、遺構整備を検討する。 ○搦手跡及びその周辺の追加指定と土地の公有化を図る。
		歴史的な道	<ul style="list-style-type: none"> ○搦手からの登城路の調査・確認を進め、その保存・管理を図るとともに、整備・活用を検討する。
		自然地形	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として、現状の保全を図る。
	本質的価値 を構成する 諸要素以外 の諸要素	農地等	<ul style="list-style-type: none"> ○追加指定及び土地の公有化を図るまでは、関係権利者の理解と協力を得ながら、地下遺構の保護に努める。
		区域全体（共通事項）	<ul style="list-style-type: none"> ○その他、第3章3「(1) 保存・管理の手法と内容」の関連事項。
陣城・神社区域	本質的価値 を構成する 諸要素	曲輪	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として、現状の保存を図る。 ○樹木、竹等によって遺構の保護に支障を来している場合は、遺構の保護や防災等に留意しながら、適切な樹林整備を行う。
		津和野神社	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者等による津和野神社の本殿等の建築物及び境内・参道等の維持・管理を促進する。 ○建築物や参道等にき損が生じた場合には、その適切な修復等を促進する。
	本質的価値 を構成する 諸要素以外 の諸要素	樹林	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として、樹林の保全を図る。 ○遺構の保存や森林の維持・管理などの観点から、必要に応じて下草刈りや部分的な除伐、間伐などを行う。
		区域全体（共通事項）	<ul style="list-style-type: none"> ○津和野神社及びその周辺の陣城跡などについては、追加指定と土地の公有化を進める。 ○その他、第3章3「(1) 保存・管理の手法と内容」の関連事項。
中世山城区域	本質的価値 を構成する 諸要素	曲輪 堀切・堅堀 (陣城跡を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○中世山城（陣城、支城を含む）の調査を進め、中国自然歩道など後の改変により埋められ、または削平された箇所は、原状に復すなどの対策を検討する。 ○原則として、現状の保存を図る。 ○樹木、竹等によって遺構の保護に支障を来している場合は、遺構の保護や防災等に留意しながら、適切な樹林整備を行う。
		歴史的な道	<ul style="list-style-type: none"> ○登城路や曲輪間をつなぐ道など歴史的な道の調査・確認に努める。 ○観光リフトより北側については、原則として道の整備及び利用は行わず、保存を図る。ただし、将来的な観点から、活用策などを定めた場合は、それに応じた整備等を検討する。
		樹林	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として、樹林の保全を図る。 ○竹林については、定期的な伐採等により、広葉樹等の植生に復する。 ○森林の維持・管理や遺構の保護などの観点から、必要に応じて下草刈りや部分的な除伐、間伐などを行う。
	本質的価値 を構成する 諸要素以外 の諸要素	保存施設	<ul style="list-style-type: none"> ○観光リフト山頂付近においては、北側の曲輪等への進入を防止するため、進入防止柵や注意札の設置を図る。 ○将来的に中世山城跡の活用等が定まった場合は、それに対応した保存・管理を図る。
		区域全体（共通事項）	<ul style="list-style-type: none"> ○その他、第3章3「(1) 保存・管理の手法と内容」の関連事項。

表4-5 区域及び要素別保存・管理の内容（4／4）

区分 区域	史跡を構成する 諸要素	保存・管理の内容
史跡指定地・史跡指定予定地 遺構周辺山林区域	本質的価値 を構成する 諸要素	○現在も利用がなされている鷺原八幡宮や新橋方面などからの歴史的な道については、樹林等の整備や必要に応じた修繕を図りながら、その維持・管理に努める。 ○その他登城路等の調査を行い、遺構やルートが確認できた区間については、整備等を検討する。
		○曲輪 堀切・堅堀
		○自然地形
	本質的価値 を構成する 諸要素以外 の諸要素	○原則として、現状の保全を図る。※急傾斜地等については、下記のように対応する。
		○中国自然歩道、山道
		○現在利用されている中国自然歩道や観光リフト以南の山道については、遺構の保護に留意しながら、適宜修繕・整備を行い、維持・管理を図る。 ○観光リフトより北側の山道については、当面は利用しないこととし、将来的に関係する整備計画等が立案できた場合に、公開・活用を図ることとする。
	樹林	○原則として、樹林の保全を図る。 ○竹林が確認できた場合については、定期的な伐採等により、広葉樹等の植生に復する。 ○森林の維持・管理などの観点から、必要に応じて下草刈りや部分的な除伐、間伐などを行なう。
	急傾斜地 急傾斜地崩壊危険区域	○原則として、樹林の保全・整備によって、崩落防止や景観保全等を図る。ただし、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域においては、史跡との調和に留意した手法の採用に努めながら、法制度に基づく整備・改修などに対応する。 ○急傾斜地等が崩落の恐れがある場合には、史跡との調和に留意するとともに、様々な工法・技術を総合的に検討しながら、適切な崩落箇所の整備または防止対策を講じる。
	その他	○観光リフトの維持管理と有効活用を図る。 ○史跡の保存・活用上必要な施設を整備する場合は、遺構の保護と景観に留意して対応する。
区域全体（共通事項）		○土地の公有化を進める。 ○その他、第3章3「(1) 保存・管理の手法と内容」の関連事項。

表4-6 周辺地区の文化財の保存・活用の内容（参考）

区分 区域	史跡を構成する 諸要素	保存・活用の内容
周辺地区 (史跡指定地・追加指定予定地周辺)	本質的価値 を構成する 諸要素	<p>○歴史的街並みや建造物など文化財の保存・活用を図る。</p> <p>○城下町遺構を把握するとともに、保存に努める。</p>
	歴史的水路 や河川の環境保全	<p>○歴史的水路の保存や整備・活用に努める。</p> <p>○津和野の文化的景観と調和し、高める形での河川環境の保全・整備に努める。</p>
	本質的価値 を構成する 諸要素以外 の諸要素	<p>○各種法制度や津和野町景観計画などを運用する。</p> <p>○文化財や景観などに関する住民意識の啓発に努め、良好な街並み環境の保全・形成にも資する。</p>
区域全体（共通事項）		<p>○その他、第3章3「(1) 保存・管理の手法と内容」の関連事項。</p> <p>※藩邸跡等は「藩邸・大手区域」で対応</p>
中世城下町区域	本質的価値 を構成する 諸要素	<p>○関連文化財</p> <p>○津和野城に関係する文化財の調査・把握に努め、その保存・活用を検討する。</p>
	地形	○津和野城跡の山麓部付近の地形については、原則として保存を図る。
	本質的価値 を構成する 諸要素以外 の諸要素	<p>○各種法制度や津和野町景観計画などを運用する。</p> <p>○文化財や景観などに関する住民意識の啓発に努め、良好な田園集落環境の保全・形成にも資する。</p>
区域全体（共通事項）		○その他、第3章3「(1) 保存・管理の手法と内容」の関連事項。
北部山地区域	本質的価値 を構成する 諸要素	<p>○関連文化財</p> <p>○津和野城に関係する文化財の調査・把握に努め、その保存・活用を検討する。</p>
	本質的価値 を構成する 諸要素以外 の諸要素	<p>○樹林（山林）</p> <p>○自然地形</p> <p>○原則として、樹林（山林）の保全に努める。</p> <p>○防災対策など、やむを得ない場合を除き、自然地形の保全に努める。</p> <p>○各種法制度や津和野町景観計画などを運用する。</p>
区域全体（共通事項）		○その他、第3章3「(1) 保存・管理の手法と内容」の関連事項。

4 現状変更等の取扱方針及び取扱基準

(1) 現状変更等の内容と許可

史跡指定地内において現状変更等を行おうとする場合には、文化財保護法第125条に基づき、文化庁長官の許可が必要となる。(文化財保護法施行令第5条に規定された事務については、都道府県の教育委員会が処理することになっている。)

なお、文化財保護法第125条第1項において現状変更等とは、形態的及び材料的・物質的な変更に関するすべての行為となる。この中から、ただし書きによって許可が必要ない行為も法的に位置づけられている。

こうしたことを踏まえ、指定地内において、現状変更等の許可の必要な行為及び必要ない行為を整理すると以下のようになる。

表4-7 現状変更等の許可申請が必要な行為及び必要ない行為～津和野城跡で想定される行為～（1／2）

区分	権限を有するもの (届出先)	根拠法令等と行為の内容(要約)	津和野城跡における例
許可が必要な行為	文化庁長官	<p>■文化財保護法第125条第1項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現状変更 <ul style="list-style-type: none"> ・土地の形状の変更を行う行為 ・建築物の新築・増改築・除去など ○保存に影響を及ぼす行為 <ul style="list-style-type: none"> ・地層のはぎ取りなど（影響の軽微である場合は許可が必要ない） <p>※法施行令第5条第4項の規定に基づく行為は除く（下記）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○復元建築物の新築 ○石垣の修復 ○橋の修繕 ○あずまや・トイレの設置 ○既設建築物の増改築・撤去 ○盛土・切土等を伴う道路・歩行者動線（園路等）の新設・改良 ○発掘調査・試掘調査など
	都道府県教育委員会 (島根県教育委員会)	<p>■法施行令第5条第4項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小規模建築物（階数が2以下、建築面積が120m²以下など）で3月以内の期間を限って設置されるものの新築・増築・改築又は撤却 ○工作物（建築物を除く）の設置・改修若しくは撤却（設置の日から50年を経過していない工作物） ○道路の舗装若しくは修繕（土地の形状の変更を伴わないもの） ○史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置・改修又は撤却 ○埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修 ○木竹の伐採など 	<ul style="list-style-type: none"> ○イベント等に利用される仮設建築物の整備 ○工事に伴わる仮設建築物（3ヶ月以内）の整備 ○既存道路の舗装（内整備） ○埋設されている電線、水管の改修 ○水路の改修 ○建築物以外の工作物（フェンス、説明板、看板など）の設置・改修・除去 ○竹林の伐採 ○植林・植栽（届出先が文化庁長官か都道府県教育委員会、あるいは許可が必要ない行為かは確認が必要）など

表4-7 現状変更等の許可申請が必要な行為及び必要ない行為～津和野城跡で想定される行為～（2／2）

区分	根拠法令等と行為の内容(要約)	津和野城跡における例
許可が必要ない行為	<p>■文化財保護法第125条（第1項ただし書き）</p> <p>○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>○前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。（下記）</p> <p>■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（省令）第4条（上記ただし書きの範囲）</p> <p>○き損等からの原状復旧</p> <p>　史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その個々に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。</p> <p>○き損等の拡大を防止する応急措置</p> <p>　史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をとるとき。</p> <p>○除去（復旧が明らかに不可能な場合）</p> <p>　史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は真死し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。</p> <p><許可は必要ないが届出（文化庁長官）が必要な場合></p> <p>※文化財保護法第127条</p> <p>○復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。</p> <p>○許可を受ける必要のある場合は除く。</p>	<p>○部分的に崩れている土居などの原状復旧</p> <p>○崩落しそうな石垣のネット等による応急的な対策</p> <p>○崩落を防ぐ土のうの設置（通常時の対応）</p> <p>○枯死した樹木の除去</p>
非常災害のために必要な応急措置を執る場合	<p>■文化財保護法第125条（第1項ただし書き）</p> <p>○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p>	<p>○崩落や浸水を防ぐ土のうの設置（災害時の対応）</p> <p>○シートでの遭構の保護</p> <p>○立入禁止の柵の設置</p> <p>○倒壊した樹木や崩落した土砂の撤去など</p>
保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合	<p>■文化財保護法第125条（第1項ただし書き）</p> <p>○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p>	<p>○危険樹木、史跡利用上支障となる樹木の除去（部分的な除去）：許可の必要な行為かどうか、個別具体に検討する。</p>
一般的な管理行為	○史跡の保存に影響することのない、清掃等の一般的な管理行為。	<p>○清掃</p> <p>○除草、下草刈り</p> <p>○倒木の除去</p> <p>○景観確保の枝打ち</p> <p>○石材の型取りなど</p> <p>※行為にあたっては、津和野町教育委員会と調整する。</p>

(2) 現状変更等の取扱方針と基準

① 現状変更等の取扱方針

津和野城跡における現状変更等の許可申請に関わる取扱については、史跡の保存を第一義的に捉えながら、保存・管理のレベルや整備・活用との整合を図ることとし、以下のような方針のもとに対応する。

＜現状変更等の許可申請に関わる取扱方針＞

■史跡の保存（保護）を前提とした現状変更等への対応

○史跡の現状を変更するなど保存に影響する行為は、原則として認めない。

■発掘調査に関わる現状変更等への対応

○史跡の保存または整備のための発掘調査に関しては、遺構の保護を前提として、調査の目的や方法、調査後における遺構の保護の方策などを明確にして実施することとする。

■史跡の整備に関わる現状変更等への対応

○史跡の整備においては、遺構の保護を前提とし、本質的価値の保存・継承及び活用に資することとする。

■地形の保全を基本とした現状変更等への対応

○曲輪等の周辺からの山麓部に至る山城を構成していた地形については、史跡の保存・活用に関わる整備、防災・安全対策、その他公益上必要な施設等の整備を除き、土地の形状の変更を伴う行為を、原則として認めない。

■樹林の保全・整備に関する現状変更等への対応

○遺構の保護や景観面に影響を及ぼす樹木については、防災などを考慮しながら、具体的な場所・区域の調査をもとに樹林整備を検討する。

○曲輪周辺などの竹林については、原則として伐採を進め、旧来からの植生に回復させる。また、山麓部などの竹林の拡大を抑制する。

○樹林（山林）の所有者・管理者が行う下草刈りなどの維持管理の行為については、遺構・地形に影響がない限り現状変更の許可申請を必要としないこととする。

② 現状変更等の取扱基準

史跡指定地内（追加指定予定地を含む）における現状変更等は、現状変更等の許可申請に関わる取扱方針を踏まえ、区域ごとに以下のように設定する。

今後、史跡指定地の土地の公有化が完了した場合、現状変更の中請者は津和野町及び島根県などとなるが、それまでの間は、一部存在する私有地における個人・民間からの許可申請に適切に対応する。

なお、追加指定予定地については、史跡指定地となることで現状変更等の取扱基準が法的に有効となるが、それまでの間は、史跡（遺構）の保護が図られるよう、関係権利者等に対する啓発を図るとともに、協力が得られるように取り組む。.

表4-8 区域別津和野城跡の現状変更等の取扱基準～史跡指定地及び追加指定予定地内～（1／4）

区分	本城・出丸・大手道区域 (Aランク)	時打櫓区域 (Aランク)
現状変更等の方針	石垣の修復や発掘調査等の学術調査及びその成果を踏まえた整備、その他史跡の保存・活用に関わる施設等の整備、樹林整備を行う場合、遺構の保護と景観への配慮を前提に現状変更を認める（津和野町が事業主体の場合は「現状変更等の許可申請を適宜行う」となる。以下同様）。	原則として、当面は現状維持とし、学術調査以外については、現状変更等を認めない（津和野町が事業主体の場合は「現状変更等の許可申請を行わない」となる。以下同様）。 将来的には、整備計画等に基づいた当該区域の保存・活用の取組と合わせて対応する。
現状変更等の取扱基準	<p>建築物の新築・増改築・除去</p> <ul style="list-style-type: none"> ○史跡の活用上必要な小規模建築物（トイレ等）については、遺構保護と景観配慮を条件として新築・増改築・除去を認める。 ○その他については、原則として、建築物の整備を認めない。 <p>道路、園路等の敷設、改良等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大手道をはじめとした現在利用されている登城路等の歴史的な道は、その維持及び充実のための整備について、遺構の保護や環境の保全を前提に認める。 ○その他、史跡の保存・管理・整備・活用に資する既存の歩行者動線については、遺構の保護や環境の保全を前提に、原則として、拡幅を伴わないこととして認める。 ○石垣の修復などの工事に際しては、遺構の保護を前提に、搬入路や見学者用の迂回路などの整備を認める。 <p>工作物（建築物・道路等以外）の設置・改修・撤去</p> <ul style="list-style-type: none"> ○史跡の保存・活用に資する保存施設（説明板等）、休憩施設（ベンチ等）、転落防止柵等の設置等については、遺構の保護や景観への配慮を前提に認める。 ○その他については、原則として、工作物の設置を認めない。 <p>地形の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ○旧規の状態（形状）への復旧などを行う場合を除き、原則として、地形の変更を認めない。 <p>木竹伐採等及び植栽</p> <ul style="list-style-type: none"> ○遺構の保護や景観の確保のための木竹の伐採などを行う場合は、その効果・影響を考慮して現状変更を認める。 ○植栽は、竹林からの樹種転換（旧規の状態）を図る場合以外については、原則として認めない。ただし、史実に基づいた植栽や史跡の環境を高める部分的な植栽については、遺構の保護や景観への配慮を前提に認める。 <p>※現状変更等の許可が不要な行為との調整を、個別具体に図る。</p>	<p>○原則として、建築物の整備を認めない。</p> <p>○当面は、歩行者動線の整備を認めない。 ○将来的には、時打櫓跡及びその周辺の遺構の保存・活用と合わせて、歩行者動線の整備を認める。</p> <p>○当面は、保存施設の整備を認めない。 ○将来的には、当該区域の公開・活用と合わせて、遺構の保護や景観への配慮を前提に保存施設の整備を認める。</p> <p>○原則として、地形の変更を認めない。</p> <p>○適切な樹林管理等を除き、原則として、木竹の伐採等及び植栽を認めない。 ※現状変更等の許可が不要な行為との調整を、個別具体に図る。</p>

表4-8 区域別津和野城跡の現状変更等の取扱基準～史跡指定地及び追加指定予定地内～（2／4）

区分	藩邸・大手区域 (Aランク)	搦手区域 (Aランク)
現状変更等の方針	藩邸の建物等の表現と現存建造物の保存・活用、及び大手としての歴史的環境の維持・向上を目指し、発掘調査等の学術調査を進め、それに基づいた整備・活用及び保存・管理に関わる現状変更を認めること。	原則として、当面は現状維持とし、学術調査以外については、現状変更等を認めない。 ※現状は史跡指定地外であることから、追加指定に取り組む。
現状変更等の取扱基準	<p>建築物の新築・増改築・除去</p> <ul style="list-style-type: none"> ○藩邸の建物等の表現に関わる建築物（藩邸の構成要素）の整備・移設や、遺構の保護を前提に認める。 ○藩邸の建物等の表現に関して、既存の建築物（藩邸の構成要素以外）の移設・除去を認めること。 ○既設の教育施設等の建築物の修理・建替え等については、遺構の保護や景観への配慮及び現状の規模を著しく超えないことを前提に認める。なお、町営住宅は、移転整備を中心に検討する。 ○その他、史跡の整備・活用及び保存・管理に資する建築物に関しては、遺構の保護や環境・景観の保全を前提に、原則として整備を認める。 <p>道路、園路等の敷設、改良等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歴史的な道（動線）の確保・整備を認める。 ○藩邸の建物等の表現に関わる道路の付け替え・整備を認めること。 ○その他、既存の道路や歩行者動線については、遺構の保護や環境・景観の保全を前提に、原則として、括幅を伴わないこととして改良を認める。 <p>工作物（建築物・道路等以外）の設置、改修、撤去</p> <ul style="list-style-type: none"> ○史跡の保存・活用に資する保存施設（説明板等）や便益施設等の整備については、遺構の保護や景観への配慮を前提に認める。 ○その他公益上及び住民生活上必要な行為については、遺構の保護や景観への配慮を前提に認める。 ○新たなる記念碑等の設置は認めない。既存の記念碑等については、藩邸跡の整備などと調整しながら、移設等を検討すること。 <p>地形の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ○藩邸の建物等の表現及び旧規の状態（形状）への復旧、または公益上必要な行為などを実行する場合を除き、地形の変更を認めない。 <p>木竹伐採等及び植栽</p> <ul style="list-style-type: none"> ○藩邸の建物等の表現やその他史跡の保存・整備と合わせて、遺構の保護や景観への配慮を前提に、木竹の伐採等及び植栽を認める。 <p>※現状変更等の許可が不要な行為との調整を、個別具体に図る。</p>	<p>○当面は、建築物の整備を認めない。</p> <p>○将来的に整備計画等を策定した場合、それに位置づけられている建築物の整備は認める。</p> <p>○既存の道路の改修など、公益上及び住民生活上必要な行為については、遺構の保護を前提に認める。</p> <p>○右垣の修復などのために、工事用の搬入路等の確保が必要になった場合には、遺構の保護を前提に、関連する整備を認める。</p> <p>○将来的には、学術調査をもとに歴史的な道（登城路等）を把握した場合には、その整備を認める。</p> <p>○当面は、保存施設（説明板等）以外の工作物の整備を認めない。</p> <p>○ただし、公益上及び住民生活上必要な行為については、遺構の保護を前提に認める。</p> <p>○将来的には、登城路等の整備と合わせて、遺構の保護や景観への配慮を前提に保存施設、便益施設等の整備を認めること。</p> <p>○原則として、搦手からの登城路の整備など史跡の保存・活用に関わる行為を除き、地形の変更を認めない。</p> <p>○原則として、搦手からの登城路の整備などを除き、木竹の伐採等及び植栽を認めない。</p> <p>○ただし、将来的に史跡の整備・活用に関わる計画等ができた場合は、それに基づいた木竹の伐採等及び植栽を認めること。</p> <p>※現状変更等の許可が不要な行為との調整を、個別具体に図る。</p>

表4-8 区域別津和野城跡の現状変更等の取扱基準～史跡指定地内～（3／4）

区分	陣城・神社区域 (Aランク)	中世山城区域 (Aランク)	
現状変更等の方針	<p>神社及び参道等は、その保存・活用に関する現状変更を認めるが、それ以外の陣城部分は、学術調査以外については、現状変更等を認めない。</p> <p>※現状は史跡指定地外であることから、追加指定に取り組む。</p>	<p>原則として、遺構の保存のための行為や既存の歩行者動線の修繕を除き、学術調査以外については、現状変更等を認めない。</p>	
現状変更等の取扱基準	<p>建築物の新築・増改築・除去</p> <p>道路、園路等の敷設、改良等</p> <p>工作物（建築物、道路等以外）の設置、改修、撤去</p> <p>地形の変更</p> <p>木竹伐採等及び植栽</p>	<p>○原則として、津和野神社に関わる既存の建築物の建替え（新築）、増改築・除去以外は認めない。</p> <p>○原則として、既存の道路・駐車場・参道等の改良・修繕を除き、整備を認めない。</p> <p>○既存の道路・参道等については、遺構の保護や環境の保全を前提に、原則として、拡幅や切土を作わないこととして整備を認める。</p> <p>○将来的には、学術調査をもとに遺構等を把握し、整備計画等を策定した場合には、それに位置づけられた内容については整備を認める。</p> <p>○史跡の保存・活用に資する保存施設（説明板等）や便益施設等の整備については、遺構の保護や景観への配慮を前提に認める。</p> <p>○原則として、地形の変更を認めない。</p> <p>○原則として、遺構の保護に関する行為や適切な樹林管理等を除き、木竹の伐採等を認めない。</p> <p>○史跡の景観を高める部分的な植栽については、遺構の保護や景観への配慮を前提に認める。</p> <p>※現状変更等の許可が不要な行為との調整を、個別具体に図る。</p>	<p>○建築物の整備を認めない。</p> <p>○当面は、観光リフト以南の既存の歩行者動線を除き、原則として、整備を認めない。</p> <p>○観光リフト以南の既存の歩行者動線については、遺構の保護や環境の保全を前提に、原則として、拡幅や切土を作わないこととして整備を認める。</p> <p>○ただし、堀切等の復元または旧規の状態への復旧のための歩行者動線の再整備などについては、遺構の保護や景観への配慮を前提に、個別具体に判断する。</p> <p>○将来的には、学術調査をもとに遺構等を把握し、整備計画等を策定した場合には、それに位置づけられた内容については整備を認める。</p> <p>○原則として、保存施設（説明板等）以外の工作物の整備を認めない。</p> <p>○原則として、地形の変更を認めない。</p> <p>○遺構の保護や景観の確保のための木竹の伐採などを行う場合は、その効果・影響を考慮して現状変更を認める。</p> <p>○その他については、適切な樹林管理等を除き、原則として、木竹の伐採等及び植栽を認めない。</p> <p>※現状変更等の許可が不要な行為との調整を、個別具体に図る。</p>

表4-8 区域別津和野城跡の現状変更等の取扱基準～史跡指定地及び追加指定予定地内～（4／4）

区分	遺構周辺山地区域 (Bランク)
現状変更等の方針	原則として、学術調査や石垣の修復等に伴う工事に關係する行為、及び既存の歩行者動線の修繕、適切な樹林管理を除き、現状変更等を認めない。
現状変更等の取扱基準	<p>建築物の新築・増改築・除去</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既設の津和野町伝統文化館及びトイレ、リフト茶屋を除き、原則として、建築物の整備を認めない。 <p>道路、園路等の敷設、改良等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歩行者専用の動線については、中国自然歩道や新橋方面からの登城路、及び観光リフトから南側のその他歩行者動線を除き、当面は整備を認めない。 ○道路・駐車場については、原則として、改良等を認めるが、新設は認めない。 ○上記の歩行者動線や道路等の整備においては、遺構の保護や環境の保全を前提に、原則として、拡幅や切土を伴わないこととする。 ○ただし、石垣の修復などのために、工事用の搬入路等の確保が必要になった場合には、遺構の保護を前提に、関連する整備を認める。 ○将来的には、学術調査をもとに遺構等を把握し、整備計画等を策定した場合には、それに位置づけられた内容については整備を認める。 <p>工作物（建築物・道路等以外）の設置、改修、撤去</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原則として、観光リフトや保存施設（説明板等）、その他史跡の保存・活用上必要な施設以外の工作物の整備を認めない。 <p>地形の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原則として、地形の変更を認めない。 ○ただし、石垣修復の工事に伴い、部分的な盛土等によって工事用の搬入路等を整備することについては、遺構の保護や軽微な環境への影響であることを前提に認める。 <p>木竹伐採等及び植栽</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原則として、遺構の保護に関わる行為や適切な樹林管理等を除き、木竹の伐採等を認めない。

参考：文化財保護法による現状変更等に関する手続きの流れ

史跡の管理団体、所有者又は管理責任者が現状変更を行う際には、文化財保護法第125条第1項の規定に基づき、文化庁長官の許可を得る必要がある。

実際の許可申請に関しては「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」（昭和26年7月13日文化財保護委員規則第10号）に明記してある。これに基づき作成した現状変更等許可申請書を、津和野町教育委員会を通じて文化庁へ提出する必要がある。

提出に際しては、津和野町教育委員会と事前に相談し、現状変更許可申請内容の確認や、提出書類等について指示を受けることとする。

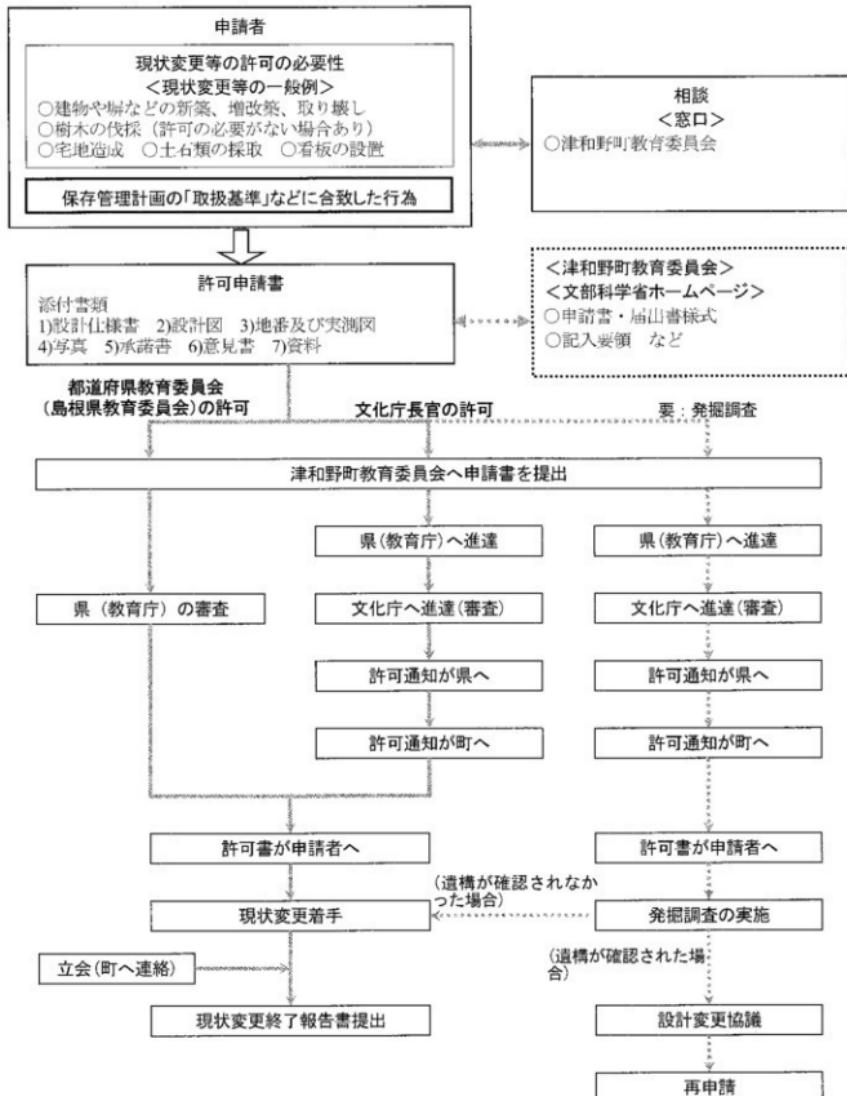
なお、文化財保護法施行令第5条第4項により、現状変更許可申請の内容によっては都道府県教育委員会（島根県教育委員会）が審査を行うことができる。ただし、現状変更等の行為は、史跡の保存管理計画で定めている基準に基づくことが必要である。

こうした手続きの流れを整理すると、次頁のようになる。

文化財保護法第125条

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

- 第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
 - 3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。
 - 4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。
 - 5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。
 - 7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。



※原則的には実線の流れで進むが、申請内容によっては事前の発掘調査が必要となり、点線の流れで進む場合がある。

図4-3 国指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の手続きの流れ

5 史跡周辺の環境の保全・形成の基本方針

史跡周辺の文化財、とりわけ津和野城と関わりのある遺跡や建造物、史跡の保存・活用のあり方は、津和野城の歴史や価値・特色を理解する上で、史跡指定地と同様に、極めて重要な役割を持つ。

また、街並みや集落地、そして周辺の山地部（緑地）の景観は、歴史文化を生かした津和野のまちづくりにおいても、貴重な資源となる。

このため、周辺地区（史跡指定地・追加指定予定地周辺）に設定した3つの区域ごとに、津和野城跡の保存・管理及び整備・活用との関わりを中心に、それぞれ環境の保全・形成の基本方針を設定する。

表4-9 周辺地区における環境の保全・形成の基本方針

区域	環境の保全・形成の基本方針
城下町遺跡区域	<ul style="list-style-type: none"> ■周知の埋蔵文化財包蔵地としての埋蔵文化財の保存 <ul style="list-style-type: none"> ○周知の埋蔵文化財包蔵地や文化財の保護に関する情報提供や啓発に努めながら、開発行為等に対し法規制度に基づいて適切に対応する。 ○近世城下町に関わる遺構等の調査・確認を進めながら、その保存に努めるとともに、条件が整い公開・活用に向けた整備を行った場合については、それに対応した保存・管理を図る。 ■城下町史跡群の保存・活用一次頁の図を参照 <ul style="list-style-type: none"> ○主要史跡群の文化財（史跡等）指定を目指す。 ○史跡群と津和野城跡及びその他文化財をはじめとした地域資源とのつながりを充実させ、周遊的・面的な保存・活用を図る。 ■伝統的建造物群の保存・活用一次々頁の図を参照 <ul style="list-style-type: none"> ○後田・森地区及び中座地区を対象に、（重要）伝統的建造物群保存地区の選定を目指す。 ■景観法による景観づくり <ul style="list-style-type: none"> ○景観法（本町界隈景観形成地区、鷹町景観形成地区、町田・森村景観形成地区など）による景観の保全・形成を進める。 ■歴史まちづくり法の活用 <ul style="list-style-type: none"> ○歴史まちづくり法（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）の活用に向けて取り組む。
中世城下町遺跡区域	<ul style="list-style-type: none"> ■周知の埋蔵文化財包蔵地としての埋蔵文化財の保存 <ul style="list-style-type: none"> ○中世城下町に関わる遺構等の調査・確認を進めながら、その保存に努めるとともに、個々の遺構の状況や周辺環境などを踏まえ、遺構の整備・活用について検討する。 ○各種法制度を活用しながら、文化財の保存・活用や景観づくりなどに取り組む。 ■景観法による景観づくり <ul style="list-style-type: none"> ○景観法（中座・大蔭景観形成地区、その他景観計画区域）による景観の保全・形成を進める。 ■歴史まちづくり法の活用 <ul style="list-style-type: none"> ※「城下町遺跡区域」に準ずる。 ■歴史まちづくり法の活用 <ul style="list-style-type: none"> ※「城下町遺跡区域」と同様。
北部山地区域	<ul style="list-style-type: none"> ■森林の保全 <ul style="list-style-type: none"> ○津和野城跡と連続する森林（樹林、地形）の保全に努める。 ■景観法による景観づくり <ul style="list-style-type: none"> ○景観法（城山景観形成地区、その他景観計画区域）による景観の保全・形成を進める。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■青野山をはじめとした山地部の環境保全と活用 <ul style="list-style-type: none"> ○津和野城跡や街並み、集落・田園の環境・景観と周辺の山並みは不可分の関係にあり、とりわけ青野山は街並みや津和野城跡などから眺望でき、シンボルとなる山である。 ○こうした青野山や周辺の山地部の環境・景観を守り、生かしていく。

参考資料:津和野城下町主要史跡群

江戸時代の城下町については、すべての範囲（鷺原八幡宮および流鏑馬馬場、山陰道の口屋番所までを含む）の地下部分について城下町遺跡として周知の遺跡とし保護の対象としている。城下町内およびその周辺にあって現在もなお、良好にその地形、利用形態を残している永明寺他6か所の主要史跡について、地下遺構とともに津和野城下町主要史跡群として今後保存を図っていく必要があると考えている。文化財総合的把握モデル事業（平成20～22年度）において、計7か所については地形測量を行い、図化作業を行っている。このうち亀井家墓所および鷺原八幡宮の社殿（本殿、拝殿、楼門）については、詳細な調査について専門家や研究機関などとともに実施し別途報告書としてとりまとめている。

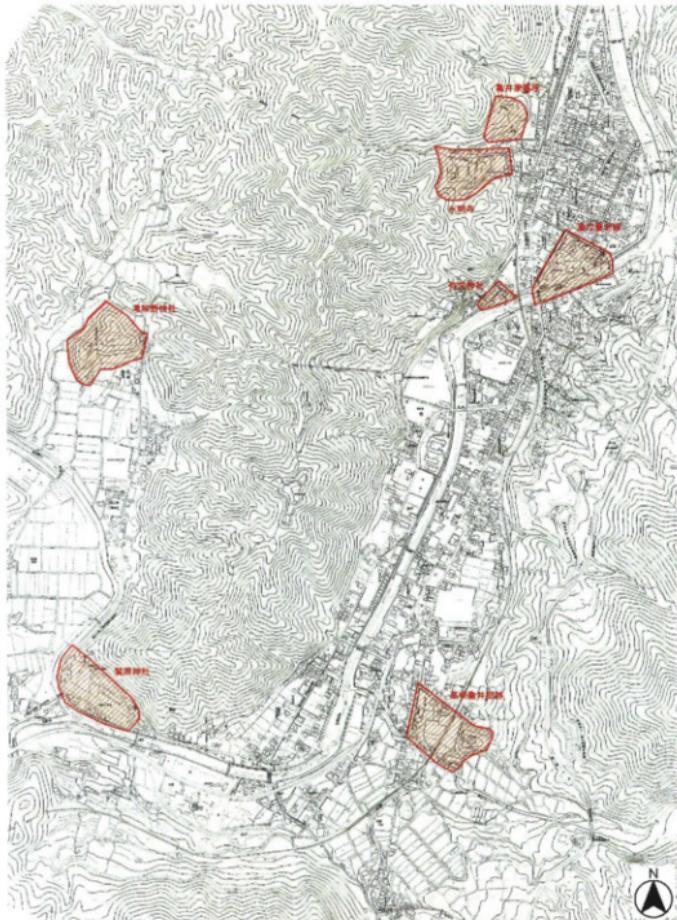


図4-4 津和野城下町主要史跡群

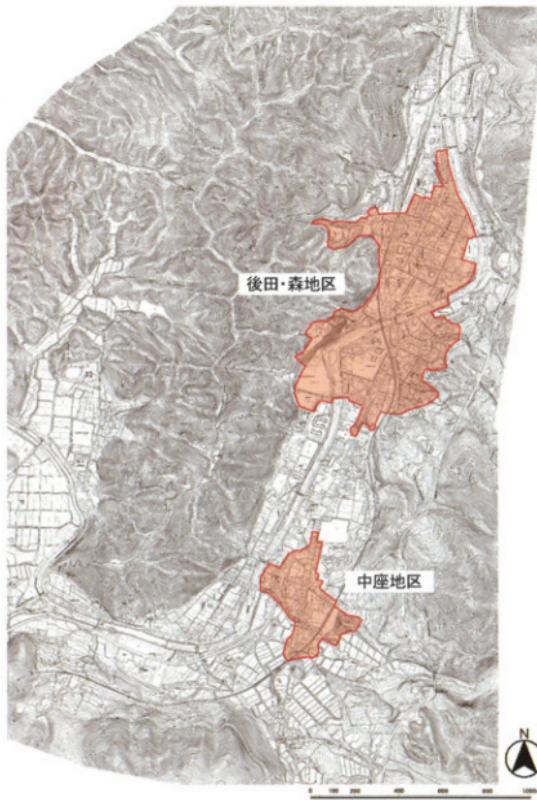
参考資料：伝統的建造物群

津和野町では、昭和 60 年度に「津和野地区伝統的建造物群保存対象調査報告書」をまとめているが、その後、重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けた具体的な動きとなっておらず³⁾、長年の課題となっている。その後 25 年程度が経過し、建物の建て替えや空屋が増え、当時と実態が大きく変化している。

このような中、津和野地区を対象に古民家についても年代の確認調査を行っている。

農村部においては江戸～明治期にかけての茅葺屋根の農家が単独で存在するものの、群として存在している区域はない。江戸時代、銅の生産が盛んであった天領、日原地区においては一部歴史的な建造物が残されているものの、建て替えが激しく、群としては認められていない。

旧城下町である津和野区域においては、全戸を対象に建築年代ごとのマップを作成し、伝統的建造物群保存地区となりうる範囲について検討を行った。また、新たに伝統的建造物および石垣群を有する中座地区を候補として抽出した。



殿町通り（後田・森地区）



本町通り（後田・森地区）



小坂通り（中座地区）



山陰道沿い（中座地区）

図4-5 伝統的建造物群保存対象地区

第5章 史跡津和野城跡の整備・活用

1 整備・活用の基本的な考え方

文化財は保存と合わせて、有効に活用していく必要があり、の中では整備のあり方も重要な役割を担う。

したがって、文化財の本質的価値を守り、生かすことを基本に、整備・活用の目指す姿・理念（コンセプト）を明確にするとともに、それに基づき取組を方向づけること（テーマ）が求められる。

また、整備に関しては、目標とする時期的な区切りを明記しておくことが、事業を推進するためには必要であり、本計画では、主要な課題である石垣の修復（現在、崩落している箇所やその恐れが大きいと推定される箇所）を想定して、概ね20年先を設定する。

なお、整備・活用と前記の保存・管理は一体のものであり、第4章「史跡津和野城跡の保存・管理」と整合をとりながら、整備・活用について検討する必要がある。

こうした観点や津和野城跡の特色・価値を踏まえ、津和野城跡のコンセプトと整備・活用の取組方向（テーマ）を設定する。

＜津和野城跡の特色・価値＞

- 1 我が国において数少ない近世の山城跡である。
- 2 山麓に藩邸跡（津和野藩御殿跡）が残っている。
- 3 山城の居館を構成していた櫓（馬場先櫓、物見櫓）が残っているのは、津和野城跡だけである。
- 4 近世山城が中世山城の上に築かれており、両方を複合的にみることができる。
- 5 山麓部には、旧城下町の面影を伝える街並みが広がり、城下町遺跡も存在する。

※第1章「1 計画策定の背景と目的」を参照



【コンセプト】

**中世から近世にわたる壮大な山城と藩邸の歴史文化を、
旧城下町と一緒に守り、生かす**

【整備に関わる計画期間（目標年次：2030年）】

平成24年度（2012）～平成42年度（2030）

【考慮する条件】

- 津和野城跡の現状と課題 ○整備・活用に向けた財政・体制 ○保存・管理（第4章）



【整備・活用の取組方向（テーマ）】

- (1) 津和野城跡などに関する調査・研究を進める（基礎的な取組）
- (2) 石垣の修復や藩邸の建物等の表現など、遺構や周辺環境の整備に取り組む（遺構・環境の整備）
- (3) 管理・運営や公開・活用に関わる施設の整備・充実に取り組む（史跡の利用を支える整備）
- (4) 史跡周辺の歴史的環境を維持・向上させる（周辺の歴史的環境の維持・向上）
- (5) 津和野城跡などを生かした取組を展開する（史跡の活用）
- (6) 整備・活用などの体制（態勢）の充実・強化に取り組む（史跡の整備・活用等を支える仕組み）

(1) 津和野城跡などに関する調査・研究を進める(基礎的な取組)

●学術調査を踏まえた整備・活用

- 発掘調査や文献調査などの学術調査を計画的に行い、その成果及び史実を踏まえて、津和野城跡の整備・活用を図る。

(2) 石垣の修復や藩邸の建物等の表現など、遺構や周辺環境の整備に取り組む(遺構の整備)

●津和野城跡の本質的価値と特色を守り、生かす整備・活用

- 史跡の本質的価値を構成する諸要素の保存を前提とした整備・活用を図る。

○津和野城跡の特色である「近世の山城」、「山麓部に位置する藩邸跡と現存する櫓」、「中世山城とその上に築かれた近世山城（両者を複合的にみることのできる城郭）」を生かした整備・活用を図る。

●津和野城跡の特色と価値、主要課題を踏まえ、優先度を考慮した整備・活用

- 津和野城跡の主要課題である崩落した石垣やその恐れのある石垣の修復を図る。

○山城跡と一緒に遺存する藩邸跡については、その建物等の表現に取り組み、津和野城跡の特色と価値をより高め、生かしていく。

●中世から近世を追体験できる遺構の整備・活用

- 石垣の修復と藩邸の建物等の表現を柱とししながら、その他近世城郭や中世城郭に関わる遺構の保存・管理に取り組むとともに、優先度を検討して整備・活用を図る。

○歩行者動線やその周辺においては、中世城郭などに関わる曲輪や堀切などの整備・活用を検討する。

(3) 管理・運営や公開・活用に関わる施設の整備・充実に取り組む(史跡の利用を支える整備)

●来訪者等の利便性などを考慮した整備・活用

- 津和野城跡へのアクセスや史跡内の動線、案内表示、休憩の場などを、適切に確保・整備する。

○訪れた人々が津和野城跡などへの理解と関心を高め、楽しみながら利用できるよう、情報提供の充実やボランティアガイドの育成などに取り組む。

●津和野城跡をはじめとしたガイダンス機能の整備・充実

- 津和野城跡などを現地で体験・学習するとともに、文献資料や歴史文化などを分かりやすく、また、掘り下げた形で訪れた人々などに伝えていくため、情報提供及びガイダンスの充実を図る。

○伝統文化館のあり方の再検討やそれとの連携を検討しながら、郷土館の整備・充実を図るとともに、藩校養老館の修理・復元などにおいては、ガイダンス機能の整備・充実も図る。

●安全性や防災性などを考慮した整備・活用

- 史跡利用の安全性や防災性などを確保するため、遺構の保護や景観の保全に留意しながら、必要に応じて適切な施設整備や対策を講じる。

●維持管理や経済性などを考慮した整備・活用

- 津和野城跡の整備・活用にあたっては、立地条件などを考慮し、維持管理や経済性などを考慮した施設整備や維持管理の仕組みづくりを行う。

(4) 史跡周辺の歴史的環境を維持・向上させる(周辺の歴史的環境の維持・向上)

●埋蔵文化財や史跡の保存・活用

- 城下町遺跡、中世城下町遺跡、城下町史跡群の保存とともに、整備・活用に努める。

●歴史的建造物の保存・活用

- 歴史的建造物群や庭園群などの保存・活用を進める。

●その他景観・環境の保全・活用

- 景観計画に基づき、景観の保全・形成を進める。

○青野山をはじめとした自然環境や山並みの保全・活用を進める。

(5) 津和野城跡などを生かした取組を展開する(史跡の活用)

●津和野城跡や関連文化財群などの周遊ネットワークづくり

○津和野城跡や関連する多文化財などとのネットワークづくりに取り組む。

●津和野城跡を生かした活動の展開

○津和野城跡などを生かした行事・イベント、体験学習、レクリエーションや健康づくりなどを進める。

●情報の受発信

○津和野城跡などに関わる様々な情報を把握・整理するとともに、住民をはじめ広く情報を発信する。

(6) 整備・活用などの体制(態勢)の充実・強化に取り組む(史跡の整備・活用等を支える仕組み)

●参加と連携、協働による整備・活用及び保存・管理

○史跡としての整備・活用にあたっては、地城住民をはじめとした住民、関係団体の協力と参加を前提に、体制づくりや具体的な活動の展開を図る。

○国・県の協力と支援を得て、事業の実施に取り組む。

●関係する法制度・事業を生かした整備・活用及び保存・管理

○史跡としての整備・活用にあたっては、文化財保護法、都市計画法、建築基準法、景観法、農地法、森林法等の関係する各種法令との調整・連携を図ることとする。

○歴史まちづくり法を生かした津和野城跡やその周辺の整備や歴史的風致の維持及び向上に取り組む。

2 整備・活用の取組内容

(1) 整備・活用の取組の全体像

津和野城跡の整備・活用の主な取組メニューについては、「第4章 史跡津和野城跡の保存・管理」と整合をとるとともに、整備・活用の取組方向(区分)に基づいて、次のように設定する。

また、これら取組メニューの中から、先導的な取組を取り上げ、プロジェクトを設定する。

<区分> <整備・活用の主な取組メニュー(保存・管理と重複するメニューを含む)>

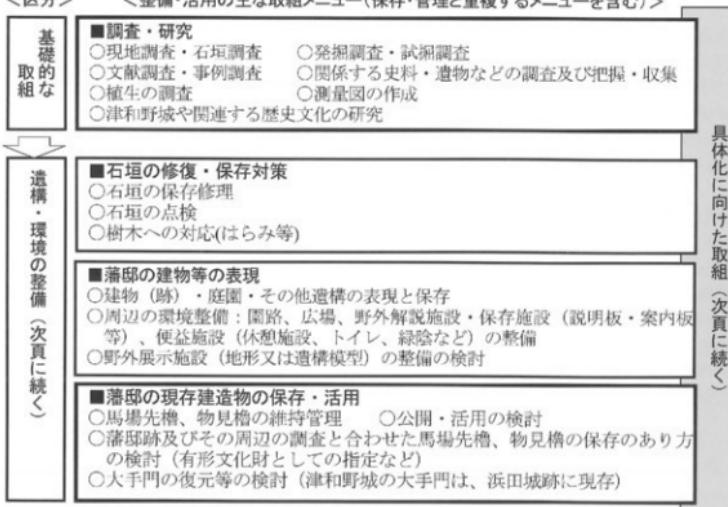


図5-1 本計画における整備・活用の全体メニューと構成(次頁に続く)

<区分> <整備・活用の主な取組メニュー(保存・管理と重複するメニューを含む)>

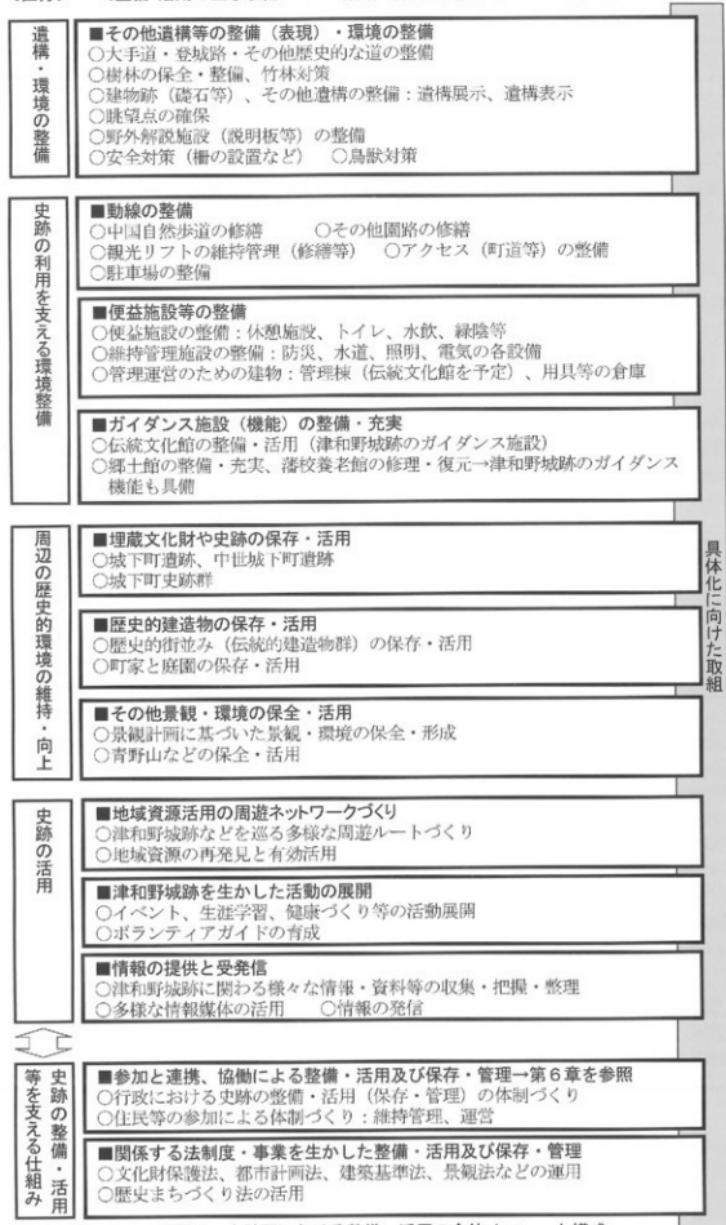


図5-1 本計画における整備・活用の全体メニューと構成

(2) 先導的なプロジェクトと重点事業

津和野城跡の整備・活用においては、前記のような全体メニューが設定できる。

これらの中から、津和野城跡の現状と課題、整備・活用に向けた財政・体制、保存・管理の取組（第4章）、さらには津和野町歴史文化基本構想・保存管理計画（先導的なプロジェクト）を踏まえ、緊急性・優先度・波及効果などを考慮して、取組メニューを抽出する。

次に、抽出した取組メニューについて、必要に応じて具体的な名称づけを行い、重点事業と位置づけるとともに、関連する重点事業をグルーピングし、先導的なプロジェクトとする。

なお、組み合わせてプロジェクトとすることの意義は以下のとおりである。

○限られた人材や資金が有効に活用できる。

○事業相互を関連させることで、実施の手順の計画的・効率的な設定が容易となり、よりスムーズな事業展開が期待できる。

○事業間の役割分担や連携によって、効果の範囲の広がりが期待できる。

○住民等の参加が必要な事業については、参加の自由度や選択が高まり、参加の促進が期待できる。

こうした観点から、本計画で取り上げるプロジェクト（事業）を以下のように設定する。

■津和野城跡（史跡指定地・予定地）を主対象とした事業

●津和野城跡石垣修復・環境整備プロジェクト

●藩邸整備プロジェクト

※歴史まちづくり法の活用なども考慮

<参考：関連する主な取組（城下町遺跡の範囲を中心とした取組）>

○ガイダンス機能の拡充

- ・ガイダンス施設の整備・活用
- ・藩校養老館の修理・復元と活用
- ・郷土館の整備・充実

○城下町遺跡等の保存・活用

○伝統的建造物群等の保存・活用

- ・（重要）伝統的建造物群保存地区としての指定への取組
- ・伝統的建造物群の保存・活用
- ・町家や庭園の保存と活用

○城下町の伝統文化の再生

- ・城下町の言葉の調査と記録
- ・城下町のお茶や食文化の記録と継承・活用
- ・酒づくりの技術・文化の伝承
- ・紙漉技術の継承
- ・着物・衣装の文化の継承と活用

<参考：全町的な取組の中で津和野城跡にも関係する事業>

○参加型歴史文化のまちづくり体制（態勢）の整備

○地域資源活用周遊ネットワークづくり

※「津和野町歴史文化基本構想・保存管理計画書」第2部『第3章 先導的なプロジェクト』を参照

① 津和野城跡石垣修復・環境整備プロジェクト

津和野城跡は、我が国において数少ない近世の山城跡であり、山頂付近の本城（中心曲輪群）や出丸には壮大な石垣が残されている。

しかし、平成9年（1997）に発生した山口県北部地震により石垣の一部が崩落しているとともに、崩落の恐れのある箇所やはらんだ箇所もある。

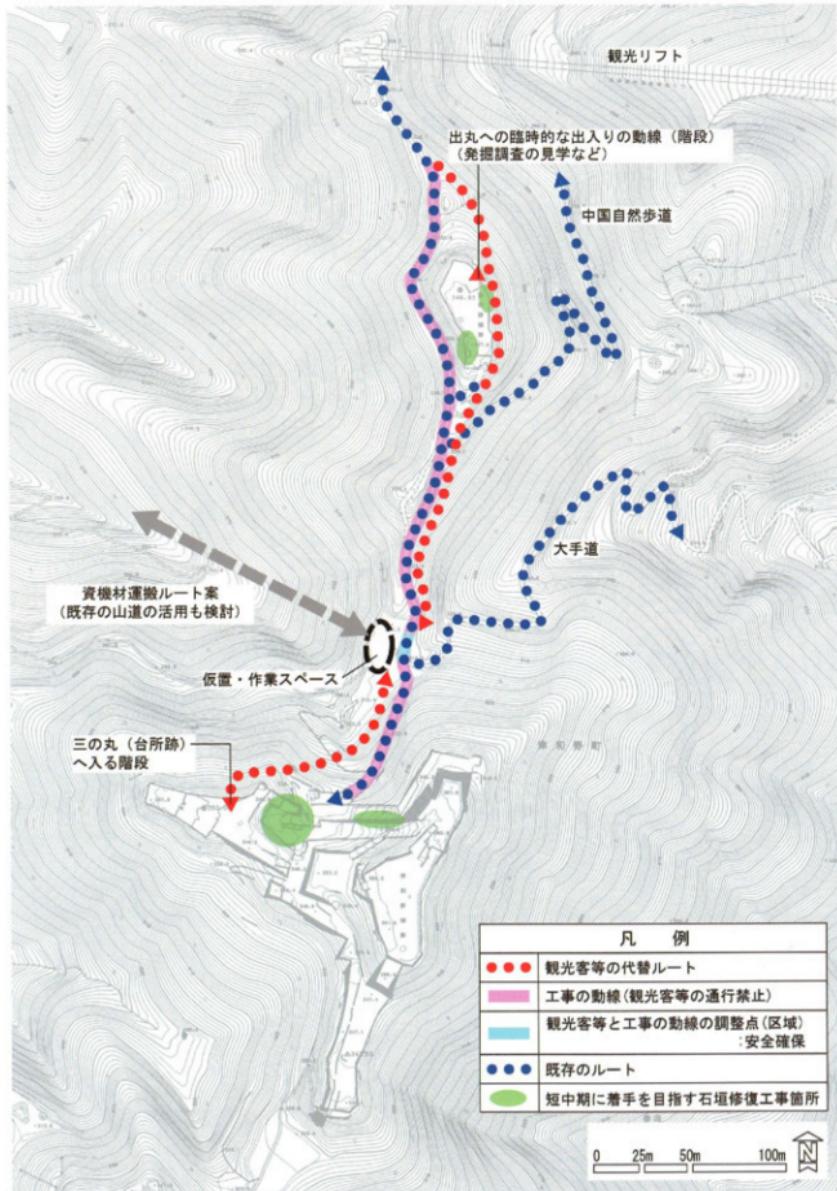
このため、津和野城跡の石垣の修復や大手からの登城路（大手道）の優先的な整備に取り組む。また、その他の登城路や保存施設、便益施設等の整備に努め、津和野城跡を適切に保存し、有効に活用する。なお、大手道の整備が完了した場合、現在のメイン動線である観光リフトについては、補助的な役割としての活用と維持管理を検討する。

表5-1 津和野城跡石垣修復・環境整備プロジェクトの内容（重点事業）

重点事業（名称）	取組主体	事業内容（概要）	備考
登城路等の整備	町 島根県	<ul style="list-style-type: none"> ○大手道の整備、維持管理 ○その他登城路・歴史的な道の整備、維持管理 ○中国自然歩道等の維持管理・修繕 <ul style="list-style-type: none"> ・堀切等の旧規の状態への復旧（堀切等に関わる中国自然歩道の再整備） ・中国自然歩道等の維持管理：草刈りなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な道については、観光リフト以南の現在利用されているルートを対象
石垣の修復等の関わる体制づくり	町 関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○府内連携体制の協力・連携体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・文化財、農林、建設、観光など ○石垣修復等を担う体制確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県教育委員会等の支援の確保
石垣等保存・修理	町	<ul style="list-style-type: none"> ○津和野城跡の石垣の保存・修理 <ul style="list-style-type: none"> ・調査、設計 ・石垣等の保存修理工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・石垣等保存・整備に関わる事務所等（行政）の検討
津和野城跡の環境整備と維持管理	町	<ul style="list-style-type: none"> ○野外解説施設・保存施設の計画的な整備 <ul style="list-style-type: none"> ・誘導標識、全体説明板、案内板、各構造等の説明板・表示板など ○便益施設の計画的な整備 <ul style="list-style-type: none"> ・休憩施設、トイレなど ○安全対策 <ul style="list-style-type: none"> ・転落防止策など ○史跡の維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・竹林対策 ・鳥獣対策 ・草刈り ・点検など 	<ul style="list-style-type: none"> ・造構の保護や景観に配慮した施設整備 ・維持管理については住民等の協力・参加を促進する必要
既存老朽施設への対応	町 島根県 その他関係権利者	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡指定地内にある老朽施設の撤去など 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の状況の調査・評価



図5-2 石垣修復の優先度



出典：「津和野城跡整備基本計画策定報告書」（平成16年3月）

※図を一部修正

図5-3 短中期的な石垣の修復と動線の確保

② 藩邸整備プロジェクト

津和野城跡の山麓には藩邸跡があるとともに、山城の居館（藩邸）を構成していた櫓（馬場先櫓、物見櫓）が全国で唯一残っている。

一方で、藩邸などが位置していた区域には、建設から相当の期間が経過している町営住宅があり、史跡指定地であることからも、文化財行政及び住宅行政等の連携を図りながら、そのあり方を検討する必要がある。

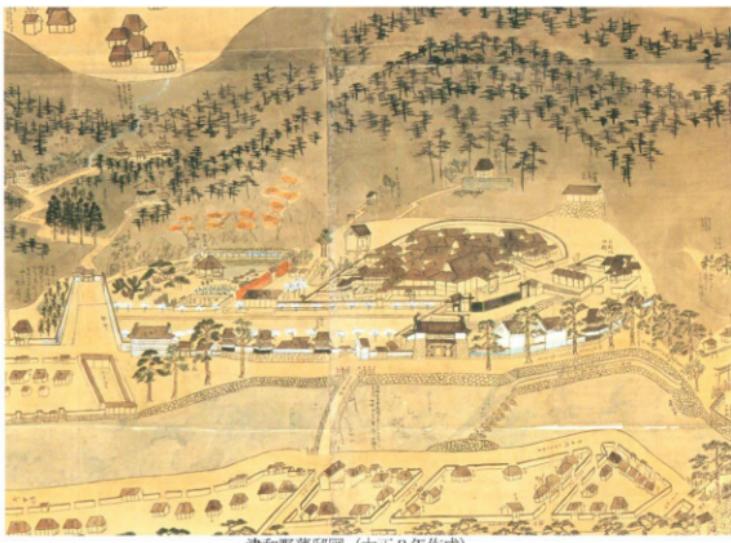
こうしたことを踏まえ、山麓部の藩邸跡の一体的な保存及び整備・活用に努め、より価値と魅力を引き出していく。

表5-2 藩邸整備プロジェクトの内容（重点事業）

重点事業（名称）	取組主体	事業内容（概要）	備考
藩邸及び庭園の調査・設計一藩邸の建物等の表現	町	<ul style="list-style-type: none"> ○藩邸跡及び庭園跡の調査 ○藩邸の建物等の表現の検討 ○藩邸及び庭園の整備に関する設計 ○その他関係する遺構の整備 ○周辺環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・園路・広場 ・植栽・修景 ・説明板など 	<ul style="list-style-type: none"> ・町道の付け替えが必要 ・町営住宅のあり方の検討
馬場先櫓・物見櫓の保存・活用	町 関係団体など	<ul style="list-style-type: none"> ○建造物としての文化財指定（町又は県）に向けた取組 ○維持管理の充実 ○内部等の見学への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・物見櫓は藩邸の建物等の表現と合わせて、往時の場所への移設を検討
藩邸等の整備（活用）に関する体制づくり	町 関係機関	※「津和野城跡石垣修復・環境整備プロジェクト」を参照	※同左



喜楽園（現状）



津和野藩邸図（大正3年作成）



浜田市に移設された津和野藩邸大広間部（昭和41年に解体）



馬場先櫓



物見櫓



浜田城跡に移築されている津和野城の大手門

第6章 管理・運営の体制づくり と施策の展開

1 津和野城跡の管理・運営の体制づくり

津和野町及び津和野町教育委員会は、本保存管理計画に基づき、関係機関や団体及び関係権利者、そして住民等と協力・連携しながら、津和野城跡を確實に保存・管理するとともに、整備・活用を進めていく必要がある。

そのためには、津和野城跡を管理・運営する体制（態勢）が不可欠であり、以下のように体制（態勢）づくりの取組方向を明らかにする。この体制については、他の文化財の保存・活用においても、生かしていく。

■府内体制の強化

津和野城跡をはじめとした文化財の保存・活用を効果的に進めていくため、府内において津和野町教育委員会が中心的な機能を担うが、関係する部門との連携を図り、必要に応じて組織機構の見直しを検討する。

■国・県等関係機関との連携の強化

津和野城跡の保存・活用、とりわけ石垣の修復や構廊の整備などに関しては、文化庁及び島根県や島根県教育委員会の支援が不可欠であり、これら機関による技術的支援、財政的支援を的確に受けられるよう、密接な連携を図る。

特に、石垣の修復に関しては、関係法令等を考慮しながら、工事に関わる指導や事務、学術調査（発掘調査等）などを進めていく体制が必要であることから、島根県や島根県教育委員会などと連携しながら、体制の確保を図る。

また、津和野城跡をはじめとした文化財の広域的な活用や調査・研究などを進めていくため、近隣及び関係する自治体、研究機関などとの交流・連携を図る。

■地域住民等の参加による体制づくり

地域住民、地域活動団体等の津和野城跡の保存・活用への協力・参加を促進しながら、行政と住民等による津和野城跡の保存・活用に関わる連携・推進体制を構築し、協働による取組を進めていく。

こうした取組は、他の文化財の保存・活用にも生かしていく。

■専門家の支援・参加による体制づくり

文化財の保存・活用においては、学術上や技術上などの専門性が必要であり、そうした専門家の支援や参加を得ることのできる体制を構築する。

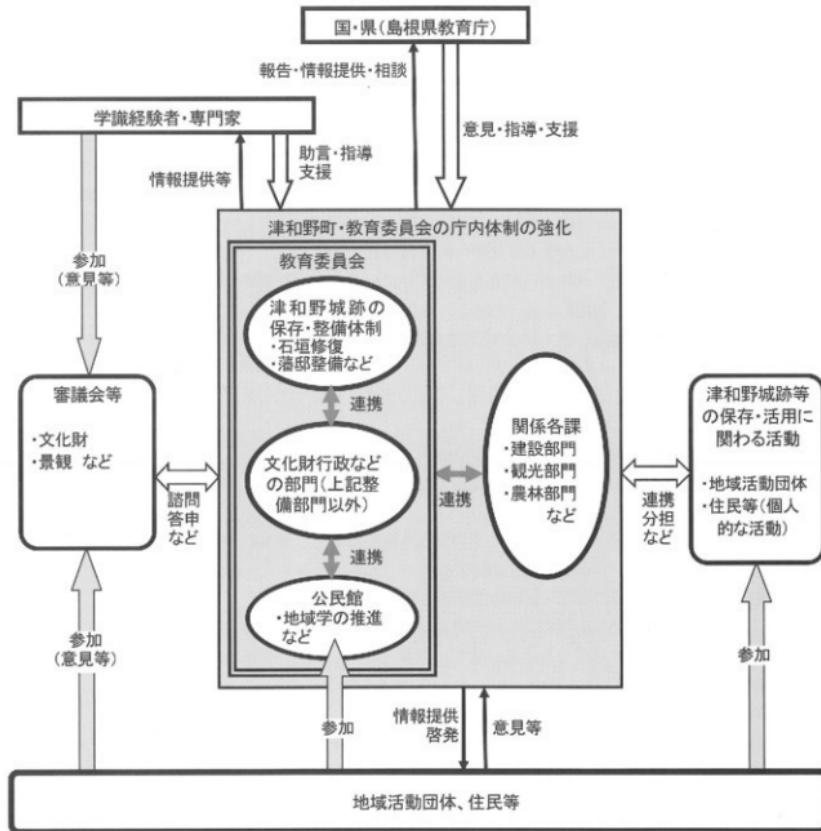


図6-1 津和野城跡（文化財）の管理・運営に関する体制

2 津和野城跡の保存・活用に関わる運営方向

津和野城跡の保存・活用に関わる運営、つまり前述の体制や組織を実際に機能させるためには、行政職員の文化財に関する知識や理解を高めることが、基礎的な条件になる。

また、津和野城跡などの保存・活用は行政だけで担えるものではなく、住民や地域活動団体の協力と参加が必要であり、そのための担い手や関係団体の確保・育成がもと求められる。

こうした点を踏まえ、津和野城跡の保存・活用に関わる運営について、その主な取組を明らかにする。

■文化財に対する行政職員の意識啓発と情報の共有化

津和野城跡の保存・活用の基礎的な条件として、行政職員の文化財に対する意識啓発を図る。

また、津和野城跡をはじめ文化財に関わる学習・体験機会の確保を図るとともに、情報をわかりやすく伝え、情報の共有化に努める。

■津和野城跡（文化財）に関する住民等への情報提供と啓発

津和野城跡（文化財）の保存・活用を進めていくためには、住民等の津和野城跡への关心や理解を高めたり、その保存・活用の取組への協力・参加を促進したりすることが必要である。

このため、津和野城跡、さらには文化財に関する情報提供を図るとともに、学習機会の確保や啓発に取り組む。

また、関係団体等と連携しながら、楽しく学んだり、興味や関心を高めたりできるような体験型の学習機会の提供などに努める。

■津和野城跡などの保存・活用に関わる担い手・団体の育成・支援

津和野城跡をはじめ地域における文化財の維持管理、点検・モニタリングなどを行う人材や組織・団体の育成に取り組む。

また、地域学の推進など、まちづくりの視点も持しながら、地域における文化財の保存・活用に関わる活動（まちづくり）への取組を促進する。

■地域住民等の文化財の保存・活用の支援の仕組みづくり

地域住民や地域活動団体等による津和野城跡など文化財の適切な保存・活用の活動を促進するため、前述の連携・協働の体制づくりと合わせて、情報・知識・技術・機械器具などの支援の仕組みを検討する。

■文化財の保存・活用に関わる財源の確保

津和野城跡の石垣の修復などを円滑に進めるため、事業の効率化などコスト削減に努めながら、関係機関と連携して、必要な財源の適正な確保に努める。

■保存・活用に関わる役割分担と連携・協働

津和野城跡の保存・管理においては、日常的な清掃や点検から、災害等の緊急時の対応まで、多岐に及ぶ内容が想定され、地域住民等と行政が協働して取り組む。

その前提として、津和野城跡の価値や保存・管理の考え方などを共有し、行政と地域活動団体や住民等の適切な役割分担と連携を図る。

3 施策の展開方向

津和野城跡の保存・活用に関する今後の取組について、保存・管理を中心とした基本的な実施時期（基本スケジュール）を設定する。

実施時期については、基準年を2012年度とし、大きく次の3段階で検討する。

なお、「第5章 史跡津和野城跡の整備・活用」で示しているように、整備に関わる目標年次は平成42年(2030)とする。

短期：概ね5年以内

中期：概ね6～10年

長期：概ね11年以降…整備の目標年次は平成42年(2030)とするが、継続事業などはその後も続く

この時期区分をもとに、具体化に向けた展開方向（基本スケジュール）を以下のように設定する。

これを踏まえ、津和野城跡の保存・活用の取組の具体化を図ることとする。

また、具体化の段階により詳細な手順やスケジュール等を作成するとともに、優先順位の検討などを通じ必要に応じてこの基本スケジュールの見直しを行う。

表6-1 津和野城跡の保存・活用に関わる施策の展開方向（1／2）

主な取組メニュー	取組主体	実施時期		
		短期 (概ね5年以内)	中期 (概ね6～10年)	長期 (概ね11年以降)
保存・管理	連携・協働の仕組みづくり、運用	県・町 地域活動団体等	体制・制度づくり 	
	日常的・定期的な保存・管理（維持管理）	県・町 住民・地域活動団体等	体制や仕組みづくり 見回り、保守点検、清掃、下草刈り、緊急時の対応など 	
土地の公有化	町		現状における史跡指定地の公有化 	
			追加指定への取組 	追加指定の土地の公有化
現状変更への対応	町		史跡指定地(追加調査などを含む) 	
その他	町 関係権利者等		樹林の管理・整備やき損等への対応(小修理、復旧:適宜) 	

※ ■ ■ ■ ▶ は、条件が整った場合の対応

◀ は、必要な状況が生じた場合に適宜対応

表6-1 津和野城跡の保存・活用に関わる施策の展開方向（2／2）

主な取組メニュー	取組主体	実施時期		
		短期 (概ね5年以内)	中期 (概ね6~10年)	長期 (概ね11年以降)
津和野城跡 石垣修復・環境整備プロジェクト ○石垣等保存・修理 ○登城路等の整備 ○津和野城跡の環境整備 ○石垣の修復等の関わる体制づくり 整備（一部、活用を含む）	町 県(中国自然歩道) 関係機関(体制づくりの支援)	体制づくり(藩邸整備等に引き継ぐ) 出丸の石垣の修復 <ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査、文献調査等 ・設計 ・撤入路、見学者用迂回路の整備 ・石垣の修復、調査 ・歩行者動線、保存施設(説明板等)の整備など 本城の石垣の修復(Aランク)	本城の石垣の修復(Bランクなど)	本城の石垣の修復(Bランクなど)
藩邸整備・活用プロジェクト ○藩邸及び庭園の調査・設計→藩邸の建物等の表現 ○馬場先櫓・物見櫓の保存・活用 ○体制づくり(上記)	町 関係団体(保存・活用の取組)	藩邸に関する調査 <ul style="list-style-type: none"> ・文献調査、資料調査 ・発掘調査など 藩邸等の整備(藩邸の建物等の表現)の検討 馬場先櫓・物見櫓の保存・活用	藩邸整備の具体化 <ul style="list-style-type: none"> ・設計 ・整備工事(造構の表現、周辺環境の整備)など 	
参加型歴史文化のまちづくり体制(懸念)の整備 活用	住民/地域活動団体等 町	津和野城跡等(文化財)に関する啓発・学習機会の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアガイドの育成・活動支援 ・文化財の維持管理等の地域組織づくりと活動展開 ・公民館における地域学の活動展開など 		
地域資源活用周遊ネットワークづくり 地域資源活用周遊ネットワークづくり	町 住民・地域活動団体等	地域資源の把握・発掘 <ul style="list-style-type: none"> ・コースづくり ・マップ等の作成など 	短期等の取組を踏まえて対応を検討 <ul style="list-style-type: none"> →必要に応じて具体化 	

※ ■ ■ ■ ➡は、条件が整った場合の対応

➡は、必要な状況が生じた場合に適宜対応

資料編

資料1：計画策定の経過と体制

(1) 計画策定の経過

史跡津和野城跡保存管理計画の策定の経過は、以下の通りである。

○第1回津和野城跡保存管理計画策定委員会の開催

日時：平成23年7月14日(木) 14:00～17:20

会場：津和野町役場津和野庁舎

<議題等>

- 1 あいさつ
- 2 策定委員会の設置
　設置要綱
　委員長・副委員長選任
- 3 経過報告
- 4 協議事項「保存管理計画書について」
　第1章「1 計画策定の背景と目的」
　第2章「4 津和野町の文化財」
　第3章「2 歴史環境」
　「4 土地と施設整備の状況」
　「6 津和野城跡の保存・活用の課題」
- 5 第4章「2 史跡を構成する諸要素とゾーンの設定」
- 5 その他



第1回津和野城跡保存管理計画策定委員会

○第2回津和野城跡保存管理計画策定委員会の開催

日時：平成23年10月7日(金) 14:00～16:45

会場：津和野町民センター研修室

<議題等>

- 1 あいさつ
- 2 前回の修正確認
　1) 第1章 序章～第3章 史跡津和野城跡の概要と課題
　2) 第4章 史跡津和野城跡の保存・管理
- 3 協議事項
　1) 第4章 史跡津和野城跡の保存・管理
　2) 第5章 史跡津和野城跡の整備・活用
- 4 その他



第2回津和野城跡保存管理計画策定委員会

○第3回津和野城跡保存管理計画策定委員会の開催

日時：平成23年12月21日(水) 14:00～16:30

会場：津和野町役場津和野庁舎

<議題等>

- 1 あいさつ
- 2 前回の確認
 - 1) 第1章～第5章についての修正事項
- 3 協議事項
 - 1) 第5章 史跡津和野城跡の整備・活用
 - (1) 整備・活用の取組の全体像
 - (2) 先導的なプロジェクトと重点事業
 - 2) 第6章 史跡津和野城跡の運営と体制の整備及び展開方向
 - (1) 津和野城跡の保存・活用の体制づくり
 - (2) 津和野城跡の保存・活用に関わる運営方針
 - (3) 具体化に向けた展開方向
- 4 その他



第3回津和野城跡保存管理計画策定委員会

(2) 調査

○石垣調査

日時：平成23年2月27日(月)～28日(火)

調査員：三浦正幸（広島大学大学院教授）

北垣聰一郎（石川県金沢城調査研究所所長）



○樹木調査

日時：平成23年11月14日(月)、11月29日(火)

調査員：柳井良仁（樹木医、津和野町文化財保護審議会委員）

(2) 委員会の設置

■津和野城跡保存管理計画策定委員会設置要綱

津和野城跡保存管理計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 史跡津和野城跡の保存管理計画の策定に関し必要な事項を検討するため、津和野城保存管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、保存・管理・整備・活用のあり方について必要事項を検討し、計画書の策定を行う。

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者、地域代表者等で組織し、津和野町教育委員会が委嘱する。

(役員等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員長は、必要に応じて学識経験者、行政関係者にオブザーバーとして出席を求め、意見を聞くことができる。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

(事務局および庶務)

第7条 委員会の事務局は、津和野町教育委員会に置き、庶務は事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

■津和野城跡保存管理計画策定委員会の構成

◇津和野城跡保存管理計画策定委員会

任期：平成23年6月1日～平成24年3月31日

役職	氏名	所属
委員長	三浦 正幸	広島大学大学院教授
副委員長	松島 弘	津和野町文化財保護審議会長
	小野 正敏	人間文化研究機構理事
	北垣 聰一郎	石川県金沢城調査研究所所長
	岡田 忠良	津和野の自然と歴史を守る会長

◇助言・指導

機関	氏名	所属
文化庁	山下 信一郎	文化庁記念物課
島根県	今岡 一三	島根県教育庁文化財課

◇事務局

役職	氏名	所属
町長	下森 博之	
教育長	斎藤 誠	平成23年12月5日まで
教育長	本田 史子	平成24年3月1日から
次長	世良 清美	
次長補佐	斎藤 道夫	
文化財係長	中井 将胤	
文化振興係長	米本 潔	
主幹	宮田 健一	

資料2: 津和野城跡及びその周辺の文化財

文化財総合的把握モデル事業による調査成果を踏まえ、津和野城跡及びその周辺における文化財（指定、未指定）の分布状況を示すと、以下のようなになる（図を参照）。

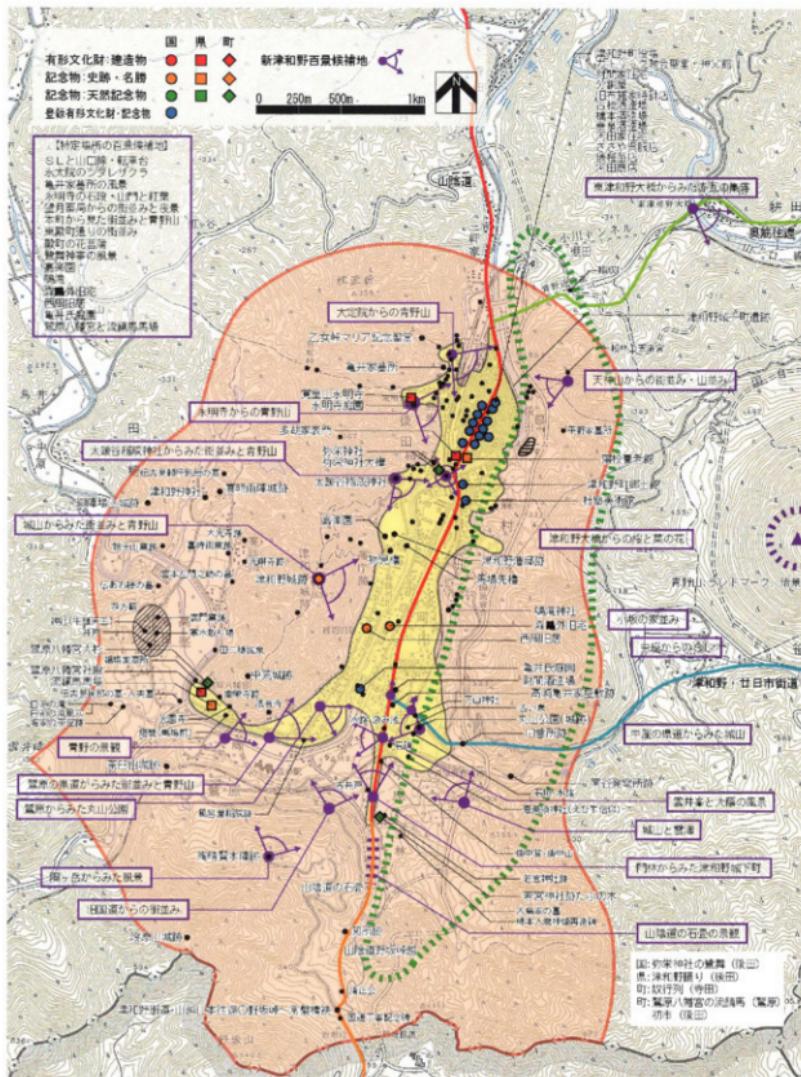
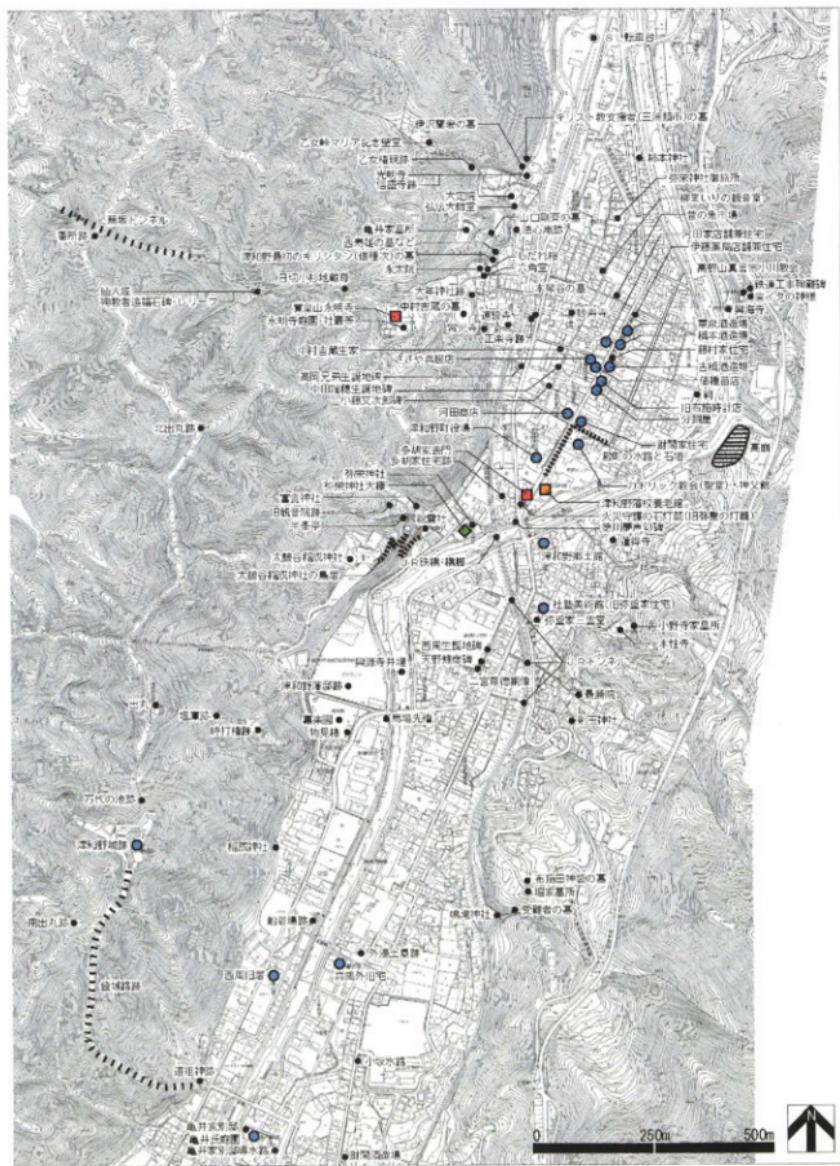


図-資料編1 「津和野城、城下町遺跡とその街並み」（津和野城跡とその周辺）における主な文化財



出典：津和野町歴史文化基本構想・保存活用計画書（平成23年3月）

図-資料編2 「津和野城、城下町遺跡とその街並み」における中心部の主な文化財

資料3：津和野城周辺の陣城について

出典：津和野城跡整備基本構想策定報告書…一部抜粋・調整

津和野城は天文23年(1554)に大内義隆を滅ぼした陶晴賢によって包囲戦が行われたが、吉見氏は津和野城を守り通すことに成功した。この戦いに際して大内軍によって多くの陣城が築かれている(下図参照)。



図-資料編3 津和野城を取り巻く陣城

陣城は様々な軍事的行動を行う際に戦況を自軍に有利な状況に導くための「拠点」として築かれた。陣城は攻める勢力だけが築くものではなく、津和野城を守る側も軍事的、物資流通上攻城側に占領された場合に支障を来すと判断される位置には自軍の恒常的、臨時の城郭を築いて対処した。ただし攻城側は既存の城郭を、軍事力等を行使して接収し、自軍の陣城として改修する傾向にある。したがって特定の時期に使用した勢力を想定するのは難しい。

前頁の図のAは「要害山」と呼ばれおり中腹に吉見氏の乳母の墓と伝えられる石塔が伝わる。普請は不十分だが周囲は急峻な地形であり、尾根筋は現在切り通しとなっている。

BはAのすぐ南側、「津和野神社」の裏山に位置する。普請は不十分であり、陣城としての伝承も無いが、自然地形とは考えられない削平空間と周囲の急峻な地形から陣城と判断した。Cは地元で「御陣場」と伝えられ、地形に沿って防御施設が確認できる。最高所の郭の尾根筋側には堀切等の防御施設は認められなかったが、北側尾根筋は木調査のため、より上位の位置に防御拠点が築かれている可能性がある。Dの高田地区は吉見氏の館が築かれていたことが伝わり、惣門・本門口・本門・ウラ門等の地名が伝わる。津和野城を正面に見据え、喜時雨から大蔭まで一望に見渡せる。吉見氏が館を築くには最適な地ではあるが、攻城側勢力としても押さえておきたい場所である。既存の屋敷を占領し、城塞化したのだろう。Eは一般に「茶臼山城」と伝えられ吉見氏の支城とされる。大蔭山から派生する尾根の先端に位置し、西側の名賀川沿い、北から東に高田、喜時雨、津和野城、中座を一望に見渡せる地に位置する。主郭には塀状の檜台が築かれ、普請は十分に行われている。尾根筋には二重の堀切と檜台状の郭が築かれ防備を固めている。あきらかに尾根筋からの脅威に備えたものであり、吉見氏の支城として異論はない。大正10年に現JR山口線の工事が行われた時に鉄製茶釜が掘り出されている。掘り出された場所は断定できないが用途を考えると谷間と考えられる。茶釜には陶氏累代の菩提寺である「鹿玉山」「龍文寺」(山口県徳山市)の銘が鏽込まれていることから、茶臼山城は陶氏によって占領されていたものと考えられる。

Fは陶晴賢が築いた本陣とされ、通称トチ山、柄ヶ嶽、陶ヶ嶽と呼ばれ津和野城はむろん現津和野市街地から大蔭、高田を一望に見渡せる位置に有る。地名にトチ、高見、向山、長エゴ等がある。現在放送、防災関係の鉄塔が設置されている場所が主郭と考えられるが、一部に石積みが認められるが普請は全体的に不十分である。防御施設は櫛檜状に続き、一部は麓にまで至る。いたる所に防御施設が設けられ、比較的地形が緩やかな山頂から東側にかけて駐屯空間と考えられる削平地が集中していることが指摘されている。陣城は目的を最優先するため、必要と判断されなければ普請は行われない傾向にあるため、南側尾根筋には防御施設が認められない。

尾根筋をしばらく登るとGに至る。Gは大蔭山城、段原城と呼ばれおり、山口県境に位置する。津和野城を見下ろし、Fの陶晴賢陣所とは詰め城の関係にあるため、陶氏側の陣城と考えられる。ただし地形的に見て山口県側にも眺望が効くため、吉見氏によって津和野城防禦構想の一環として築かれ、陶氏に接収された可能性もある。南側尾根筋には土星と堀切を築いて防御力を高めているが、全体的な普請は不十分なものとなっている。北側に「掘伐」の字名が残る。

Hの小山は陣城の伝承が伝わらず、防禦施設も確認できないが段丘の先端に位置し、西に茶臼山城、北に津和野城、南西に陶晴賢本陣を望む。東側直下には野坂峠から続く山陰道が通る。現状は墓地となっているが、陣城の可能性が高い。

Iは津和野藩亀井家の分家、高崎亀井家の屋敷跡で石垣や排水施設が良好に残る。津和野廿日市街道沿いに位置し、屋敷と称しているが總石垣であり、南側には石垣で構成された「黒門」と呼ばれる食い違い虎口が築かれている。実質的に津和野城の出城として機能していたものと考えられる。屋敷の裏山は東側が現在切り通しとなっているが、堀切を後世に拡張した可能性があるため、陣城として使われていたものと考えられる。

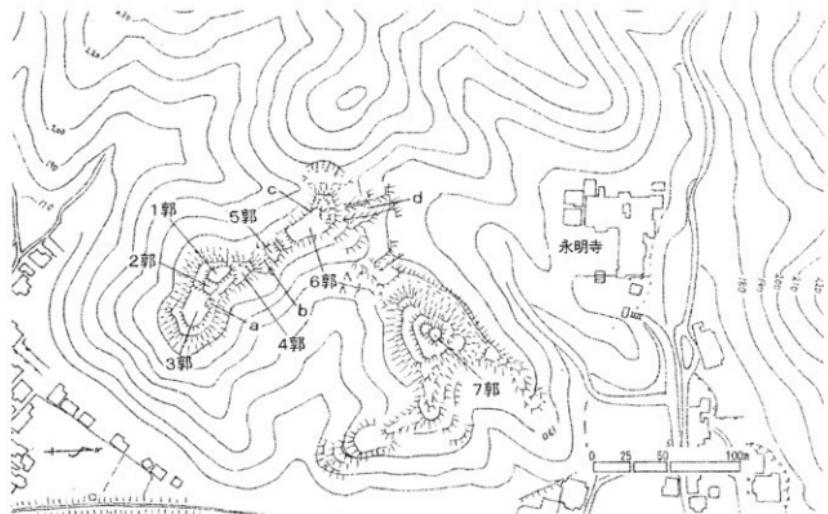


図-資料編4 津和野城北東部の陣城「K」 ※位置は前々頁の図を参照

津和野城の東側に位置するJは突出した尾根状地形にあり、削平地と壁が認められる。耕作地の可能性が考えられるが、眺望が効き、尾根筋に対しても壁が認められるため、陣城として使われていたのではないだろうか。同様に国民宿舎の周辺も参考地になる。

Kは太鼓谷稻成紳社の北方に位置し、津和野城とは尾根続きの位置にある。普請が十分に行われ、独立した城郭として十分に機能しうる。上図において主郭は郭1と考えられるが2郭との間の段差は低く、セットで機能していたのだろう。郭3は城内最大の規模を持つ。削平は一部に不十分な部分が認められるが、塙などの防御施設の普請は十分に行われており、郭2の東側には方形の窪地aが築かれている。方形の窪地からルートが麓に向かってしばらく辿れることから、方形の窪地は樹形虎口の可能性がある。樹形虎口が吉見氏の城郭に認められないことに注意したい。4郭は尾根筋に対して土塁を築き、壁を削り込むことによって防御力を高めている。bは僅かに窪んでいるため堀切の可能性がある。5郭は6郭より低い位置にあるため、堀切を築くに当たって土塁を築いて対抗している。6郭の西側尾根筋の鞍部に対しては壁を削り込み防御力を高めているが、削平は不十分である。堅堀と評価されるcは崩れの可能性が高いが、堅堀dは尾根筋に対する防御ラインとして評価する。6郭から尾根伝いに下ると鞍部を経て7郭が築かれている。尾根筋に対する壁の普請は十分に行われているが普請は全体的に不十分である。郭1から6郭までは恒常的な城郭であるが、7郭周辺は応急的な色彩が強い。津和野城の尾根続きに位置し、恒常的な縄張り、樹形虎口状空間から、地元で根強く伝えられている「毛利氏による改修」の可能性も考えられる。

以上津和野城の陣城と考えられる遺構をみてきたが、A、B、Kは吉見氏側の防御拠点と考えられるが、その他は陶氏側によって軍事施設として使用されたものと考えられる。

資料4:関連法令等

(1) 文化財保護法

(焼失、き損等)

第33条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事實を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第125条 史跡名勝天然記念物に關する現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならぬ。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。
- 4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。
- 5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を附せられることによって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生すべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。
- 7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ぜることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に關する指示をすることができる。

（復旧の届出等）

第127条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第125条第1項の規定により許可を受けなければならぬ場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

（重要文化財等についての国に関する特例）

第168条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めるべきである。

- 一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
- 二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。
- 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。
- 2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めるべきである。

らない。

- 3 第1項第1号及び前項の場合には、第43条第1項ただし書及び同条第2項並びに第125条第1項ただし書及び同条第2項の規定を準用する。
- 4 文化庁長官は、第1項第1号又は第2項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。
- 5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

(2) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則

(維持の措置の範囲)

第4条 法第125第1項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいづれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において原状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復すとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第5条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第168条第1項第1号又は第2項の規定による同意を求めるようとする場合には第1条及び第2条の規定を、法第168条第1項第1号又は第2項の規定による同意を受けた場合には第3条の規定を準用する。

- 2 法第168条第3項で準用する法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることが要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(3) 文化財保護法施行令

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第5条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第5号に掲げる事務（法第92条第1項の規定による届出の受理及び法第94条第1項又は第97条第1項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。（中略）

2 （中略）

3 （中略）

- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場

合にあっては、当該市の教育委員会)が行うこととする。

- 次に掲げる現状変更等(イからヘまでに掲げるものにあっては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第125条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物(階段が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積(増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積)が120m²以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で三月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却
- ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却(増築、改築又は除却にあっては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であって、指定に係る地域の面積が150ha以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
- ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置、改修若しくは除却(改修又は除却にあっては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他上地の形状の変更を伴わないものに限る。)
- ニ 法第115条第一項(法第120条及び第175条第5項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却
- ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
- ヘ 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)
- ト (中略)
- チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却
- ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会(当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。)又は市の教育委員会(当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。)が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の中止に係るもので、現状変更等の態様、傾度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等
- 一 法第130条(法第172条第5項において準用する場合を含む)及び第131条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第125条第1項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

5 (中略)

6 (中略)

7 (後略)

(4) 文化財保護法施行令第5条第4項第1号イから今までに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号。以下「令」という。）第 5 条第 4 項第 1 号イから今までに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

- (1) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ適宜連絡調整を行うものとする。
- (2) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。
- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
 - ② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
 - ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
 - ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
- (3) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 80 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- (4) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第 80 条第 3 項において準用する法第 43 条第 3 項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。
- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
 - ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
 - ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を回ること。
 - ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
 - ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添附した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
 - ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1 令第5条第4項第1号イ関係

- (1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 2 号に定める建築面積をいう。
- (2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
 - ② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了し

た日から三ヶ月を超える場合

- ③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合
 - (3) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 80 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号による都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 80 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
 - (4) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と合わせて許可をするものとする。
- 2 令第 5 条第 4 項第 1 号口関係
- (1) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

史跡津和野城跡保存管理計画書

平成24年(2012)3月

発行 烏根県津和野町

編集 津和野町教育委員会

〒699-5605

鳥根県鹿足郡津和野町後田64番地6 [津和野町内]

電話：(0856) 72-1854 FAX：(0856) 72-1650

